「月刊フェスク」539号 令和8年8月25日発行（毎月1回25日発行）
ISSN 1343-5116

消防・防災の今を知る Fire Equipment & Safety Center of Japan

月刊フェスク

9
2026

一般財団法人
日本消防設備安全センター



特別寄稿

大分市佐賀関の大規模火災から学ぶこと
高齢化の進んだ木密地域での防火の課題と教訓

消防庁のうごき

リチウムイオン電池火災対策の推進
～ポータルサイトの構築とその活用について～

表紙に寄せて

描写地：**千葉県銚子市**
絵・文：**宮代隆夫**（大調和会・会員）

銚子・屏風ケ浦

「ほととぎす　銚子は國の　とっぱずれ」
天保一二年（一八四一）江戸の豪商鈴木金兵衛が、銚子の商人に招かれた時に詠まれた句で、今では銚子の特徴を表す俳句として親しまれている。小林一茶もたびたび来訪し、句碑もある。高浜虚子（きょし）の句碑には「犬吠の　今宵の朧（おぼろ）　待つとせん」と刻まれている。

句にあるように、銚子といえばまず思い出すのは太平洋に突き出た犬吠埼で、島や富士山を除けば、日本一初日の出が早いスポットとして有名である。犬吠埼灯台は、日本を代表する灯台で、「世界灯台100選」や「日本の灯台50選」にも選ばれ、令和二年国の重要文化財に指定された。灯台は三〇〇円の寄付金で登れ、上から見る太平洋の水平線は雄大である。

屏風ケ浦は、銚子市から旭市までの約一〇キロ、太平洋海岸線に連なる海食崖で、平成二八年、国の名勝及び天然記念物に指定された。下総台地を削る断崖の高さは四〇メートルから五〇メートルもあり、目の前に幾重にも重なる地層に圧倒される。

江戸時代後期から名所図会等に取り上げられ、歌川広重の「六十余州図会　下総銚子の濱外浦」にも描かれた。英仏海峡のドーバーの白い壁に似ているので「東洋のドーバー」ともいわれている。崖から崩落した石や砂は、海流によって運ばれて堆積し、長さ六六キロに及ぶ九十九里浜を形成した。

銚子は漁港としても日本有数の水揚高を誇るが、醤油の産地としても有名である。元和二年（一六一六）田中玄蕃（げんば）によって醤油の生産が始まり、発酵に適した自然環境もあって、濃口醤油は江戸の人には欠かせない味となった。いまでもヤマサやヒゲタの工場が操業している。

銚子電鉄はレトロな鉄道で、銚子駅から外川まで二〇分トコトコと走り、名物はぬれせんべい。本銚子駅から続く緑のトンネルは、枝が車窓をたたくほど近い。外川駅は銚子電鉄の終点で、木造の駅舎が郷愁を誘う。切符も今では珍しい硬券である。外川も漁港として知られ、地元の民謡「大漁節」にも「二つとせ　ふたまの沖から外川まで　つづいてより来る大いわし」と歌われている。

千葉県の北総に位置する佐倉市、成田市、香取市、銚子市は、百万都市江戸を支え、江戸との繋がりを伝える文化財や文化資産が残っていることから、平成二八年「北総四都市江戸紀行」として、日本遺産に認定された。坂道から海が望める外川の街並みもその一つで、古い映画に出てくるような懐かしさがある。


犬吠埼灯台

銚子・屏風ケ浦


銚子電鉄・外川駅


～資格の適切な維持・管理に～

点検資格者ONLINE再講習

第1種消防設備点検資格者、第2種消防設備点検資格者
防火対象物点検資格者、防災管理点検資格者



〈R8年度講習実施スケジュール〉

第1回目
【申込期間】
令和8年7月1日(水) ～ 令和8年8月11日(火)
【受講期間】
令和8年8月4日(火) ～ 令和8年8月11日(火)

終了しました

第2回目
【申込期間】
令和8年9月1日(火) ～ 令和8年9月29日(火)
【受講期間】
令和8年9月8日(火) ～ 令和8年10月13日(火)

第3回目
【申込期間】
令和8年11月3日(火) ～ 令和8年12月1日(火)
【受講期間】
令和8年11月10日(火) ～ 令和8年12月15日(火)

第4回目
【申込期間】
令和9年1月12日(火) ～ 令和9年3月2日(火)
【受講期間】
令和9年1月19日(火) ～ 令和9年3月23日(火)

第21版　好評販売中

消防用設備等 点検実務必携



消防用設備等の点検基準、点検要領、点検票記載例を掲載した実務者のための総合マニュアルです。

日々の点検業務を適正かつスムーズに遂行するために、消防設備士や消防設備点検資格者の実務を強力にサポートします。
最新の消防法令や技術基準の改正に対応しています。

■A5判　1,392頁　2色刷
■頒布価格　5,140円(税込)

安全センターオンラインショップからお申込みください。

一般財団法人日本消防設備安全センター

謹んで地震災害のお見舞いを申し上げます

最大震度７を観測した令和８年熊本地震に際し、不幸にしてお亡くなりになられた方々の御冥福をお祈り申し上げますとともに、御遺族に対し、深く追悼の意を表します。
また、負傷された方々や被害に遭われた方々、そして現在も不自由な避難生活を送られている方々に対し、心よりお見舞い申し上げます。

消防庁長官　大沢 博

令和８年熊本地震において犠牲となられた方々に、全国の消防長を代表して、心より哀悼の意を表します。
また、被災されましたすべての方々にお見舞いを申し上げます。
被災された地域の一日も早い復興をお祈り申し上げます。

全国消防長会会長　市川 博三

令和８年７月２８日に発生した熊本地震により犠牲となられた方々のご冥福をお祈り申し上げるとともに、被災されたすべての方々に心よりお見舞い申し上げます。
困難な生活を余儀なくされている皆様が、安全安心な生活を送れるようになりますよう、心よりお祈り申し上げます。

一般財団法人日本消防設備安全センター理事長　澤田 史朗

就任のご挨拶

一般財団法人
日本消防設備安全センター 理事長
澤田（さわだ） 史朗（しろう）



8月1日付で、一般財団法人日本消防設備安全センター理事長に就任いたしました澤田です。

昨年創立50周年を迎えた歴史と伝統ある組織の重責を担うこととなり、その使命の重さに身の引き締まる思いであります。

私は、平成元年に自治省入省以来、滋賀県副知事、総理官邸内閣参事官（内閣総理大臣付）、総務省消防庁消防・救急課長、総務課長、内閣審議官（事態対処・危機管理担当）、消防庁次長、危険物保安技術協会理事長など、長く地方行財政や消防防災、危機管理に携わってまいりました。

この間、私は当事者として、数々の大規模災害と対峙してまいりました。たとえ過去と似た災害であっても、現場では常に未経験の新たな課題が浮き彫りとなり、私たちはそのたびに厳しい試練を突きつけられました。しかし、その都度それらを懸命に乗り越え、得られた教訓を糧とすることで、我が国の災害対応力はより重厚で強靭なものへと確実に進化を遂げてきたと感じております。

そして、変化し続ける災害の脅威から国民の安心安全を守るため、ハード・ソフトの両面において消防防災体制をより強く進化させていかなければならないと改めて意を強くしております。

特に、人命を守る最後の砦となるのは消防機関の活動であり、それを支える基盤として、建築物に設置される消防用設備等は極めて重要です。まさに「備えあれば憂いなし」といえます。

一般財団法人日本消防設備安全センターは、消防防災関係資格者養成のための各種講習、消防用設備機器等の認定・性能評定、消防用設備等に関する調査研究などを通じて、我が国の消防防災行政を支える重要な役割を担っております。社会経済情勢や建築物の高度化・複雑化が進む中、新たな技術の活用や制度の充実にも積極的に取り組み、消防用設備等の信頼性向上に努めていかなければなりません。

当安全センターが次の50年も国民の皆様に信頼され、その安心安全を守り続ける組織であり続けるよう、私は、これまで培ってきた行政経験と危機管理の知見を生かし、役職員一丸となって当安全センターの使命を着実に果たしてまいる決意です。また、消防庁をはじめとする関係行政機関、関係団体及び消防設備業界の皆様との連携を一層深め、国民の生命、身体及び財産を火災等の災害から守り、災害に強い社会の実現に全力を尽くす所存です。

引き続き、皆様方のより一層のご支援、ご協力を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

消防予防業務の今すぐ「知りたい」がここにある！

査察業務をゼロから知りたい、勉強し直したい方はコチラ！

2訂版　見てわかる！

ささつの本

自信を持って現場へGO ！



福岡市消防局　編著
◆Ｂ５判／352頁　◆定価3,080円（本体2,800円+税10%）

☆「そもそも立入検査ってどこに行くの？」という疑問にも丁寧に回答！アポイントの取り方や名刺交換等、具体的に解説。

☆消防法施行令第８条の全部改正に対応し、新令８区画を図表で詳しく解説！

火災報告で迷っている方はコチラ！

令和８年版

火災報告取扱要領ハンドブック



防災行政研究会　編
◆Ｂ５判／464頁　◆定価3,190円（本体2,900円＋税10%）内容現在　令和８年２月１日

☆「火災報告取扱要領の解説」は、事例も豊富に盛り込み、分かりやすく解説！
☆重要項目に解説・参考条文付き。

設備基準について知りたい方はコチラ！

12訂版

消防・建築設備早見帖



消防法規研究会　編集　内容現在　令和６年12月１日
◆ポケット判／248頁 ◆ビニールクロス装 ◆定価1,980円（本体1,800円＋税10%）

☆消防・建築防災設備の設置又は措置について、消防法関係及び建築基準法関係の両面から一目で分かるよう編集した使いやすいポケット判！
☆【消防法関係】消防法施行令第８条区画について改正（R6.1.17政令第7号）。
☆【建築基準法関係】特定主要構造部、建築副主事について改正（R4.6.17法律第69号、R5.6.16法律第58号）。

東京法令出版株式会社

東京法令出版公式X（旧Twitter）アカウント　@tokyo_horei

お申込みはこちらから
インターネットでお申込み　https://www.tokyo-horei.co.jp/（最新情報等もホームページをご覧ください。）
お電話でお申込み　0120-338-272（携帯電話からもお申込みできます。）
FAXでお申込み　0120-338-923

月刊フェスク
9
2026
（539号）

理事長就任

就任のご挨拶 …… 一般財団法人日本消防設備安全センター理事長　澤田史朗

特別寄稿

2 大分市佐賀関の大規模火災から学ぶこと
高齢化の進んだ木密地域での防火の課題と教訓
…… NPO法人日本防火技術者協会 理事長　関澤 愛

消防庁のうごき

10 リチウムイオン電池火災対策の推進
～ポータルサイトの構築とその活用について～ …… 消防庁予防課　清水庸平

14 密集住宅市街地における空き家等に対する
火災予防ガイドラインの策定 …… 消防庁予防課企画調整係

総務省

20 非常時事業者間ローミングについて
…… 総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部 電気通信技術システム課

安全センターのうごき

26 令和９年度 消防防災研究助成金交付事業の応募要領
…… 一般財団法人日本消防設備安全センター企画研究部

27 フォームヘッドの性能評定に係る基準の改正について
…… 一般財団法人日本消防設備安全センター技術部

視点

28 災害関連死“ゼロ”をめざして
…… 北海道大学広域複合災害研究センター客員教授（前NHK解説委員）　松本浩司

消防行政情報　［第9回］予防業務優良事例表彰

34 電子署名で完全ペーパーレス！〈申請から検査済証交付までをDX、GX化〉
…… 姫路市消防局予防課

違反是正

38 意思疎通が困難な外国人関係者に対する違反処理
危険物無許可貯蔵・取扱い消防法第16条の6命令 …… 名古屋市消防局規制課（危険物担当）

事例研究

44 パワーステアリングホースが発熱して出火に至った事例
…… 福岡市消防局　川越怜史

42 つれづれ散歩路 “防災を学ぶ学生の今昔（いまむかし）” …… 常葉大学名誉教授　重川希志依

48 街の安全を支える いつものシゴト 第2回 消防設備を支える資格とは？ 工事・整備・点検を担うプロフェッショナル
…… 一般財団法人日本消防設備安全センター業務部

50 全国の消防から 管内特性に特化した危険物講習会を実施 …… 東京消防庁・丸の内消防署　ほか

52 トピックス 令和8年 安全功労者内閣総理大臣表彰
令和8年度 安全功労者・消防功労者総務大臣表彰

56 令和8年度 重点業務・トピックス等（後編） …… 一般社団法人全国消防機器協会

62 蛍光ランプの製造・輸出入禁止と照明器具交換のおすすめ
…… 一般社団法人日本照明工業会 企画部　末﨑宗久

61 Coffee Break “動画配信で飼う気分” …… 今夜も推しにエール

68 ガス機器防火性能評定品 …… 一般財団法人日本ガス機器検査協会

71 安全戦隊FESCレンジャー 〈第17話〉悪質な点検商法にご注意 !!

表紙に寄せて “銚子・屏風ケ浦” …… 宮代隆夫

本誌についてのご意見等ございましたら、FAX（03-5422-1584）またはE-mail（henshu@fesc.or.jp）まで是非お送りください。

特別寄稿

大分市佐賀関の大規模火災から学ぶこと

高齢化の進んだ木密地域での防火の課題と教訓



NPO法人日本防火技術者協会
理事長
関澤 愛

京都大学大学院工学研究科建築学専攻修了。自治省消防庁消防研究所に入所。独立行政法人消防研究所上席研究官、東京理科大学総合研究院教授などを歴任。令和5年春叙勲 瑞宝双光章受章。

1．はじめに…大分市佐賀関の大規模火災が喚起したこと

令和７（2025）年11月18日に大分市大字佐賀関地内で発生した火災は、延焼方向や飛び火の飛散範囲が変化する中、短時間で広範囲に延焼拡大し、最終的に焼損範囲は約6.39haとなり、196棟の建物が焼損し、死者１人、負傷者１人という被害が生じた。これは平常時の市街地火災としては、平成28（2016）年の糸魚川市大規模火災（焼損棟数147棟）以来の大規模なものである。

被災地域の佐賀関田中地区は、木造住宅が密集し狭あいな道路が多いという地域特性があることに加えて、高齢化率（65歳以上高齢者人口の全体に占める比率）がきわめて高く、人口減少により空き家が多い地域でもあった。その一方で、住民の避難に関しては、住民間の声掛けをはじめとして、区長・民生委員・防災士・消防団員等による安否確認や戸別訪問により、狭あい地域での速い延焼にもかかわらず人的被害を最小限に抑えることができた。こうした特徴から、大分市佐賀関の大規模火災は、あらためて木造密集地域における火災予防や防災まちづくりの課題を浮かび上がらせる契機となった。

この火災を受けて、総務省消防庁、国土交通省をはじめとする関係各省庁、有識者、消防機関等が参画する「大分市大規模火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会」が2025年12月25日に設置され、以降、2026年３月23日まで４回にわたって検討会が開催され、火災被害の実態や消防活動等の検証のほか、今後の消防防災対策のあり方などについて検討が行われた。本稿では、国の検討会の報告書の内容に基づきながら、大分市大規模火災の被害の概要と特徴を整理した上で、この火災を踏まえての今後の木造密集地域における防火対策のあり方について解説を行うこととしたい。



大規模火災に対する消火活動が続く火災現場（2025年11月18日午後9時14分、大分市佐賀関、山口泰輝撮影（写真：毎日新聞社／アフロ））

2. 被災地域の概要と特性

佐賀関は、瀬戸内海の伊予灘と豊後水道の境界である豊予海峡の突端に位置し、古代には瀬戸内海を航行する船を取り締まる関司（せきのつかさ）が置かれていたところであり、これが佐賀関の地名の由来となった[1)]。また、佐賀関で水揚げされる「関あじ」・「関さば」は水産品の高級ブランドとして知られている。このように、佐賀関は歴史ある風待ち漁港の町として発展してきた経緯があり、限られた土地に木造建築物が密集して建ち並ぶ典型的な漁村集落である。1955年に３町村が合併して佐賀関町となり、さらに2005年には合併により大分市に編入された。

火災リスクのハード要因としては、密集街区の内部は建物間の距離が狭く、車の通れる道はほとんどなく、土地の方言で「せど」と呼ばれる人同士がすれ違うのがやっとの狭い道が入り組んでいた。このように、火災が延焼しやすい構造であり消火活動がもともと困難な条件があった（写真１）。火災リスクのソフト要因についても、佐賀関地区では火災発生前までの過去50年間で人口が60％以上も減少しており、また2020年の時点で高齢化率は57.1％に上るように、人口減少と高齢化が急速に進みつつあり、かつ空き家も多く増え続けているという特性を有していた。



写真１　火災被害を受けた大分市佐賀関地区の街並みの様子（写真：三舩康道）



写真2　火災前の佐賀関田中地区の市街地状況
赤点線内が延焼範囲。赤色の家屋が火元で両隣にある黄色の家屋は空き家だった。（Google Mapにより筆者作成）

3. 火災の概要

大分市大規模火災の出火及び延焼拡大状況は、消防庁長官の火災原因調査の報告書[2)]によれば以下のとおりである。

①発生日時等

- 発生時刻：2025年11月18日17時30分頃
- 覚知時刻：同11月18日17時45分
- 鎮圧時刻：同11月20日11時00分（半島部分）
- 鎮火時刻：同11月28日13時30分（半島部分）、同12月４日14時00分（蔦島を含めた全域）

②火災発生場所と通報時の状況

火災発生場所は大分市佐賀関1828付近。火元建物の住民からの通報はなく火元建物に隣接する２棟は空き家であり、第一通報は約100ｍ東の住民からであった。また、第一通報時には既に隣接建物に延焼していたとみられる。

③火災原因等

全体的に焼損が激しく火源を特定できる物証が認められないことから出火原因は不明。

④被害の状況

- 焼損範囲：約6.39ha（うち街区2.33ha、林野等4.06ha）
- 焼損棟数：196棟（うち全焼167棟）
- 焼損床面積：12,563㎡
- 人的被害：死者１人　負傷者１人

⑤消火活動に従事した消防部隊及び車両

- 大分市消防局：のべ109台489人
- 大分市消防団：のべ103台601人
- 大分県内応援隊：６消防本部のべ14台58人
- 防災航空隊：大分県防災航空隊、熊本県防災航空隊、福岡市消防航空隊

⑥当日の気象の概況

佐賀関のアメダス観測所（火元建物から西へ約1.3km）では、火災前30日間の合計降水量は38.5mmであり、平年比37％に相当し比較的乾燥している状態ではあったが、林野火災注意報発令基準である「前30日間の合計降水量が30mm以下」には達していなかった。出火当日は、冬型の気圧配置となり、海上を中心に強い北西の風が吹いており、前日朝から強風注意報が出されていた。

4. 火災の延焼状況と消防活動

写真２は火災前の田中地区を上空から見た様子であり、延焼範囲を赤線で示している。

道路らしいものは東側に見える市道田中線くらいであり、密集住宅街区であったことがわかる。なお、火元家屋を赤色、空き家だったその両隣の家屋を黄色で示している。風向は北西であり、延焼範囲は火元家屋から風下側に拡大していったことがわかる。

また、延焼範囲における家屋の焼損状況は図１に示すとおりである。大半が全焼であるが、放水活動が相対的に行いやすかったと思われる地区の南西から南東を通る県道沿いには比較的小火が多いことがわかる。

図２は、消防庁の資料[4)]に基づき、時間経過別の延焼状況と消防活動（筒先配置など）を示したものである。図２①のように、当初、火元と両隣の空き家の３家屋を包囲し消火を図ったが、風の強さや向きが変化する中、街区中で次々と飛び火火災が発生したため、順次、放水箇所の移動を余儀なくされ、退路を確保しつつ消火活動にあたった（図２②）。その後、さらに延焼が拡大したことを受け、市道田中線（東側道路）に延焼阻止線を設定（図２③）したが、強風による飛び火が継続して発生したため、阻止線を越えて延焼が拡大した（図２④）。

市街地部分における延焼範囲は風下側では山腹下の自然焼け止まり線に至って延焼が止まっている。また、延焼は街区を越え、周辺の山林部分にまで至ったことから、地上からの消火活動と並行して、ヘリコプターによる空中消火が行われた。延焼が拡大するにしたがって、大量放水が必要となり、消火栓では十分な水量を確保できなかったため、順次、海水による放水に切り替えて消火を図っている。

大分市消防局はこれらの地域特性による消防活動への影響について、住家が傾斜地に建ち並び、至るところに階段や坂があったことからホース延長や資器材搬送など活動上の負担が大きかったことや住家に囲まれ周囲の状況把握が困難な箇所が多く、急激な延焼で退路を断たれる危険性がある中、留意して活動に従事する必要があったことを指摘している。大分市消防団については、大分市消防局の指示の下、火災発生直後から住民への避難の呼び掛けや避難誘導を行ったほか、消防局と連携して市街地や山林地域での消火活動や残火処理、警戒活動などに従事した。特に、住民の避難誘導にあたっては、避難の確認が取れていない住民宅や明かりがついている住民宅を訪問し、避難の呼び掛けを行ったほか、消防団車両を活用して歩行の困難な人や車いす使用者を避難所へ搬送した。

「せど」と呼ばれる狭い道が入り組む火災が延焼しやすい構造であり、消火活動がもともと困難な条件があった。

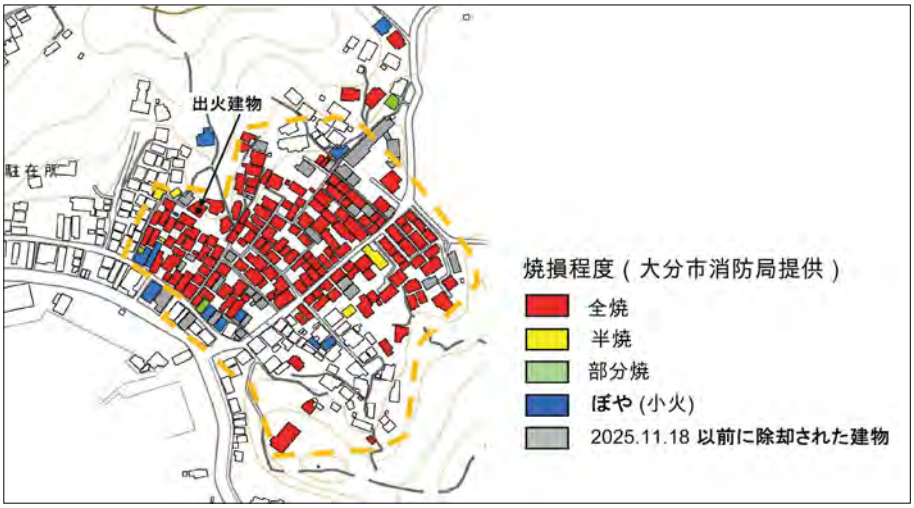


図1　延焼範囲における家屋の焼損状況（文献3）より）

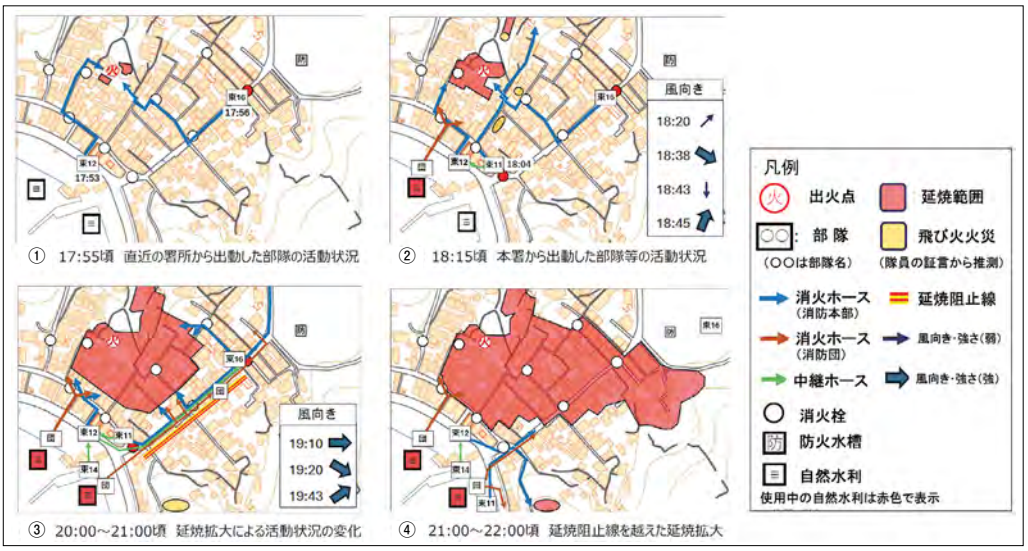


図2　時間経過ごとの延焼状況と消防活動状況（文献4）より引用・作成）

5. 住民の避難状況について

今回の火災において、高齢化率の極めて高い木造密集街区内で、飛び火による速い延焼という危険に晒される中で、結果として死傷者が火元となった住宅に住んでいた男性１人の死者と負傷者１人に止まったことは奇跡的と言っても過言ではなく特筆すべきことである。主な延焼範囲となった田中１地区、田中２地区、田中３地区、神山地区及び東町地区には、それぞれ34人から88人の住人が居住していた（図３）。それぞれの地区における高齢化率は、いずれも65％から75％と非常に高い水準であった。また、空き家率も約37％であり住宅の約３分の１が空き家という状況であった。このような客観的には厳しい条件の中で、どのように迅速な避難や避難誘導がなされたのであろうか。消防庁の調査[5)]によれば、その事実経過は以下のとおりである。

５つの地区内は数軒単位の小さな班で構成されており、火災覚知後18時近くから19時30分までの約１時間半の間は、各班内において住民同士の声掛けや避難誘導等が実施され、多くの住民は近隣の田中公民館へ避難した。住民同士だけでなく、消防や警察も避難の呼び掛けや避難誘導を行っている。また、並行して消防団・区長・民生委員・防災士等も住民に対し、避難の呼び掛けや避難誘導を実施した。

19時30分頃、田中公民館への避難者数が多くなったことや延焼拡大等に伴い、より収容人数が多く火災現場から1.5kmほど離れた佐賀関公民館に避難所が開設され、田中公民館から佐賀関公民館への住民避難が行われた。この際、原則は徒歩での移動が呼び掛けられたが、高齢で歩行が困難な人や車いす使用者については、消防団・警察・デイサービス事業者・民生委員・防災士らの助けによって、佐賀関公民館まで車両でのピストン輸送が実施された。

特筆すべきは、区長や民生委員、消防団員の一部が、佐賀関公民館に避難した後、再び現場付近へ戻り、公民館で普段顔見知りの住民が見当たらない場合には、逃げ遅れを危惧して再度安否確認を行ったことである。高齢者が多い地域であることから、戸別訪問を行い玄関ドアをたたいて大声で避難を呼び掛けるという活動が行われた。このような住民同士による避難の呼び掛けと避難誘導が行われたのは、田中地区の地域コミュニティが

日頃からしっかりと機能していたからにほかならない。どのような人がいて、どのような支援が必要なのかが普段から共有されていたため、火災時の避難にも応用することができたのである。また、この地域では南海トラフ地震への備えとして毎年避難訓練を実施していたことも大いに役立った。災害対象が地震・津波と火災という違いはあれども、避難誘導の手順には共通項が多いからである。

6. 大分市大規模火災を踏まえた消防防災対策のあり方

6.1　消防防災対策のあり方の骨子

「大分市大規模火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会」の４回にわたる検討結果を踏まえて、検討会報告書では密集住宅市街地における今後の消防防災対策のあり方について以下の４つの軸を中心に課題を整理している。ここでは、紙幅の制約からそれぞれの軸における課題の項目のみ示す。各課題の内容は多岐にわたることから詳細については検討会報告書[6]をぜひご参照いただきたい。

⑴密集住宅市街地における防火安全対策のあり方

- 密集住宅市街地における火災予防（空き家等に対する火災予防ガイドライン）
- 住宅等の密集している地域におけるまちづくり（空き家対策や密集街区の解消対策）

⑵密集住宅市街地における消防活動・応援体制のあり方

- 密集住宅市街地における効率的な消防活動
- 密集住宅市街地における火災に係る適切な応援要請

⑶密集住宅市街地での火災対応のための新たな装備・技術の活用・開発

- 有効と考えられる先進的な装備・技術
- 装備・技術の充実強化に向けた取組

⑷住民の避難行動等

- 地域コミュニティにおける共助のつながりの重要性
- 平時からの避難訓練の実施及び多様な主体の連携の重要性
- 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の策定・共有等の重要性

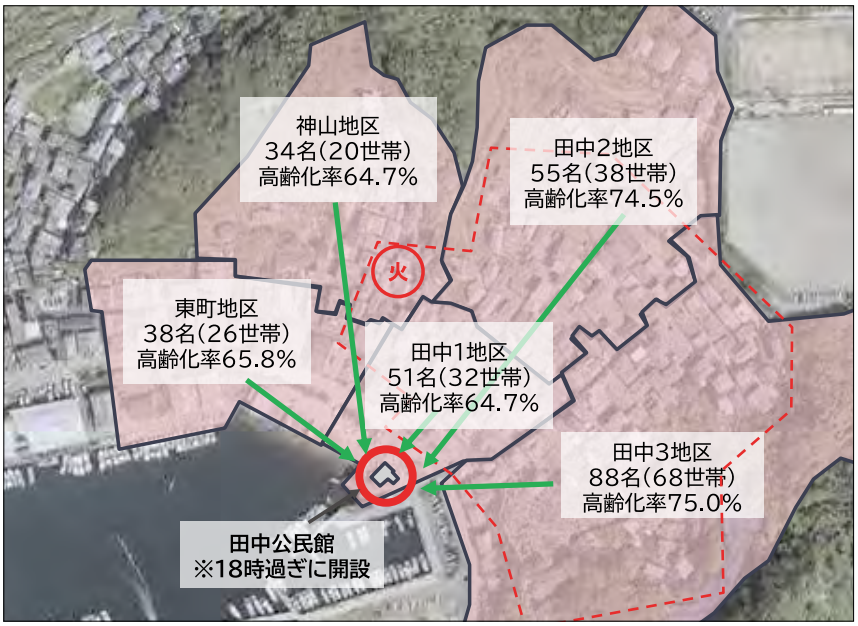


図3　延焼範囲内にある5つの地区とその人口・世帯数及び高齢化率（文献5）より引用）

地域防災力の低下の問題は木造密集市街地の存在や空き家の増加等も考慮に入れる必要があるかもしれない。

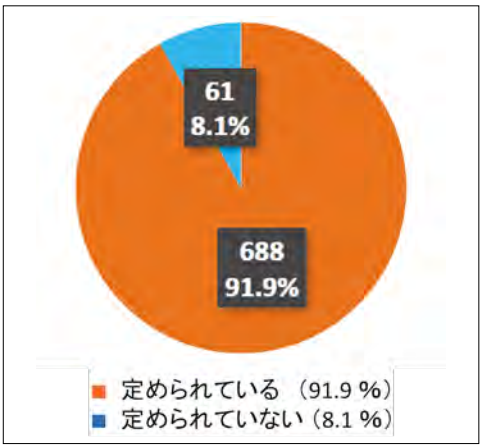


図4(1)　火災予防条例における空き家に関する規定の有無

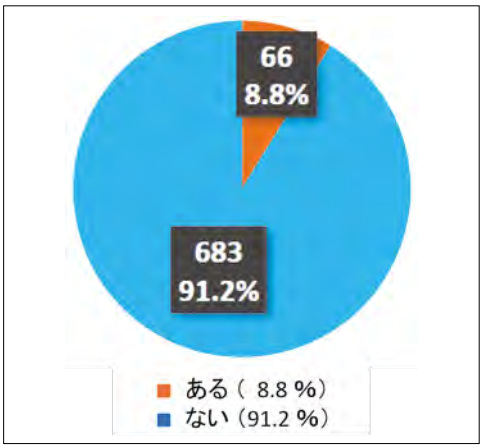


図4(2)　「管理不全空家等」又は「特定空家等」について空家法の担当部局への情報提供実績の有無

6.2　密集住宅市街地における防災まちづくりの取組

上記の今後の消防防災対策のあり方のうち、(1)の「密集住宅市街地における防火安全対策のあり方」においては、新たに空き家対策と密集市街地の改善が重点的に取り上げられたことが注目される[7]。佐賀関田中地区では空き家率が非常に高く、火元の両隣が空き家であったことが発見・通報の遅れにつながった。また、管理不全の空き家は飛び火による着火や延焼拡大の要因となるおそれがあるが、一方では除却後の空地が延焼防止帯として機能する可能性もある。

平成26(2014)年に議員立法で成立した、倒壊の危険等がある「特定空家等」を対象とした「空家等対策の推進に関する特別措置法(以下「空家法」という。)」が令和５(2023)年に改正され、新たに「管理不全空家等」の概念が導入され、危険化する前の段階から管理や改善を促す仕組みが整えられた。また、密集市街地対策については、国土交通省がこれまで重点対象としてきた「地震時等に著しく危険な密集市街地」だけでなく、佐賀関地区や糸魚川市の駅北地区のようにこの定義には当てはまらないが現実として火災リスクの高い木造密集地域が全国に多数存在することが指摘され、狭あい道路整備、建替え時のセットバック、空き家除却、木造密集地域の実態把握など、継続的な改善を積み重ねることの必要性が検討会で確認されたことも意義深い。

以上の対策がいわば密集市街地防火のハード対策であるとすれば、消防機関の火災予防の観点からの取組として提起された「密集住宅市街地における空き家等に対する火災予防ガイドライン」[8]は、そのソフト対策版とも言えるものであり、以下に具体的に紹介することにする。

6.3　密集住宅市街地における空き家等に対する火災予防ガイドライン

検討会では、火災予防条例における空き家に関する規定の有無、また消防本部が把握した「管理不全空家等」又は「特定空家等」について、他の担当部局(建築部局やまちづくり部局など)への情報提供実績の有無等について、全国の消防本部等(746団体)に対して調査[9]を実施している。その結果、図４(1)に示すように、火災予防条例(例)第24条(空地及び空家の管理)に相当する規定は、約92%(688団体)の消防本部等で定められてはいるが、そのうちの約98%が火災予防条例(例)と同内容の規定をしていた。これまで消防本部が把握した「管理不全空家等」または「特定空家等」について、建築部局やまちづくりなどの空家法の担当部局に情報提供実績がある消

防本部等は、図４⑵に示すように66団体（約９％）に過ぎず、関係部局との連携が十分には行われていないことが判明した。そこで、消防庁としては火災予防上、管理が不十分な空き家等に対する取組をより一層推進する必要があるとして、火災予防ガイドラインを作成したものである。全国の消防本部に通知されているものであるが、消防本部の方だけでなく関心のある方には、消防庁のホームページからダウンロードして、ぜひ一度ご覧になっていただければと思う。

7. おわりに

1976年の酒田市大火以来、地震火災や大規模単体建物火災を除けば、平常時の市街地では３万3,000㎡（約１万坪）以上の焼損床面積となる大火は約40年間発生していなかった。しかし、2016年にほぼ大火相当の糸魚川市大規模火災が、そして2025年11月には大分市大規模火災と、このところ相次いで大規模市街地火災が発生している。

この背景として、人口の減少や急速な高齢化に伴う地域防災力の低下が指摘されるところであるが、さらには古い木造密集市街地の存在や空き家の増加等の要因も今後は考慮に入れる必要があるかもしれない。その意味で、今回の大分市大規模火災では木造密集市街地における社会経済的要因の影響が示され、今後の防災まちづくりのあり方を含めて検討が行われたことは大変意義深い。本記事は、検討会報告書をはじめとして、検討会における各資料から要点を抽出して記述したものであり、全国の消防本部の方々をはじめとして、読者の皆様がこれらの内容を今後の密集市街地における大規模火災予防や被害軽減に役立てていただくことを切に願うものである。

【参考文献】

1）大分市デジタルアーカイブ: 佐賀関地域, https://oitacity-archive.jp/search_area/saganoseki/?age%5B%5D=%E5%8F%A4%E4%BB%A3&dpage=1, （2026年５月29日アクセス）

2）総務省消防庁：令和７年11月18日に発生した大分市大規模火災に係る消防庁長官の火災原因調査報告書（令和８年３月９日）, 第３回大分市大規模火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会【資料２】, https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/items/post-186/03/shiryou2.pdf（2026年４月30日アクセス）

3）総務省消防庁：令和７年11月18日に大分県大分市において発生した火災の概要及び消防庁長官による火災調査の速報（令和７年12月25日）, 第１回大分市大規模火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会【資料１】火災の概要及び消防庁長官による火災調査の速報, https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/items/post-186/01/shiryou1.pdf（2026年４月30日アクセス）

4）総務省消防庁：大分市大規模火災における消防活動等の概要（令和７年12月25日）, 第１回大分市大規模火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会【資料４】, https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/items/post-186/01/shiryou4.pdf（2026年４月30日アクセス）

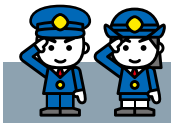
5）総務省消防庁：大分市大規模火災における住民の避難行動（令和８年２月17日）, 第２回大分市大規模火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会【資料５】, https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/items/post-186/02/shiryou5.pdf（2026年４月30日アクセス）

6）総務省消防庁：大分市大規模火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会報告書（令和８年３月27日）, https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/items/post-186/04/houkokusyo.pdf（2026年４月30日アクセス）

7）国土交通省：密集市街地対策と空き家対策（令和８年２月17日）, 第２回大分市大規模火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会【資料１】, https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/items/post-186/02/shiryou1.pdf（2026年４月30日アクセス）

8）総務省消防庁：密集住宅市街地における空き家等に対する火災予防ガイドライン（令和８年３月27日）, https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/653040b7c43db29c9e162db3b8a590911811dfd4.pdf（2026年５月29日アクセス）

9）総務省消防庁：密集住宅市街地における防火安全対策の検討（令和８年２月17日）, 第２回大分市大規模火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会【資料２】, https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/items/post-186/02/shiryou2.pdf（2026年５月29日アクセス）



リチウムイオン電池火災対策の推進
～ポータルサイトの構築とその活用について～

消防庁予防課 清水庸平

●はじめに

近年、スマートフォンやモバイルバッテリー、電動工具等に広く使用されているリチウムイオン電池は、私たちの生活や産業活動に不可欠なエネルギー源となっている。一方で、当該リチウムイオン電池に起因する火災事故は増加傾向にあり、消防機関においても重要な課題の一つとなっている。

リチウムイオン電池は、小型でありながら高いエネルギー密度を有する反面、衝撃や過充電等により異常発熱や発火に至る危険性を有している。また、廃棄段階における不適切な処理により、ごみ収集車や廃棄物処理施設での火災も多発している。

これらの課題に対応するため、消費者庁、消防庁、経済産業省、国土交通省及び環境省において、それぞれが所掌する分野における対策や知見を持ち寄り、連携して総合的な対策を推進しているところである。

こうした背景を踏まえ、消防庁では、リチウムイオン電池に関する情報を一元的に整理し、国民・事業者・自治体それぞれの行動変容を促すことを目的として、「リチウムイオン電池総合対策ポータルサイト」を公開した。

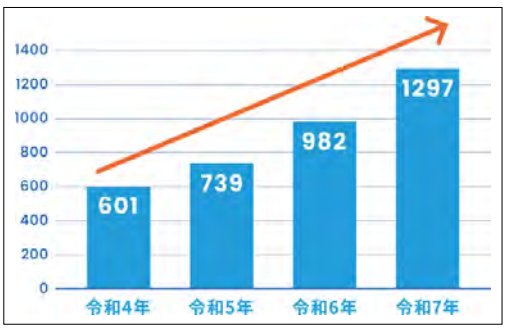
本稿では、その概要と特徴、さらには今後の活用の方向性について紹介する。



●リチウムイオン電池火災の現状

⑴火災件数の増加

リチウムイオン電池に関連する火災は、近年増加傾向にある。また、他のごみに紛れ込んだことが原因となる、ごみ処理施設等での火災事故も増加傾向にある。



リチウムイオン電池等から出火した火災（年別）
※廃棄されたリチウム電池等を回収中のゴミ収集車等及びごみ処理関連施設から出火した火災件数を除く。
（出典：消防庁 リチウムイオン電池等から出火した火災の調査）

⑵火災発生の要因

リチウムイオン電池に起因する火災は、電気の特性に起因する内部要因に加え、使用方法や廃棄方法といった外的要因が複合的に作用して発生している。主な要因としては、以下のよ



発煙・発火を含むすべての発生件数
（出典：環境省）

うなものが挙げられる。

ア　外部からの物理的影響

リチウムイオン電池は、内部に可燃性電解液を有しており、強い衝撃や圧力を受けることで内部構造が損傷し、短絡が発生する場合がある。このような内部短絡は急激な発熱を引き起こし、いわゆる熱暴走に至ることで発火に至る危険性がある。

特に、落下や踏み付け、工具等による圧迫といった日常的な行為が原因となる事例も多く、使用環境における取扱いが重要である。

イ　充電に起因する異常

過充電や不適切な充電機器の使用も、火災発生の主要因の一つである。非純正の充電器やバッテリーを使用した場合、電圧や電流の制御が適切に行われず、電池内部の温度上昇や劣化を招くことがある。

また、長時間の充電や高温環境下での充電は、電池の負荷を増大させ、異常発熱や発火のリスクを高める要因となる。

ウ　経年劣化・不具合

リチウムイオン電池は繰り返しの充放電により性能が徐々に低下する。劣化した電池は内部抵抗の増加等により発熱しやすくなり、膨張や液漏れといった異常を伴う場合がある。

こうした劣化状態での継続使用は、内部短絡や熱暴走のリスクを高めることから、早期の使用中止が求められる。

エ　廃棄時の不適切な取扱い

近年特に問題となっているのが、廃棄段階における不適切な処理である。リチウムイオン電池が可燃ごみに混入したまま収集・圧縮されることで、電池が破損し発火する事例が多発している。

また、電池が十分に放電されていない場合や、複数の電池が接触して短絡する場合にも発火の危険がある。

オ　その他の要因

このほか、水濡れや高温環境下での放置も発火リスクを高める要因となる。特に夏季の車内放置などは、電池温度の上昇を招き、異常発熱につながるおそれがある。

以上のとおり、リチウムイオン電池火災は、単一の要因によるものではなく、取扱い、使用環境、廃棄方法等が複合的に関係して発生するものである。このため、各段階における適切な行動を促すことが、火災予防の観点から極めて重要である。

●ポータルサイト構築の目的

このような火災の増加及びその要因の広がりを踏まえ、従来の個別的な対応だけではなく、関係者が共通認識のもとで行動できる環境の整備が求められている。

本ポータルサイトは、従来分散していた情報を統合し、以下の課題解決を目的として構築した。

⑴情報の分散

従来、リチウムイオン電池に関する情報は、消防、経済、交通、環境、消費者行政等に分散しており、利用者にとってアクセスしづらい状況にあった。

⑵対象者ごとの行動指針の不足

一般消費者、事業者、自治体担当者それぞれに求められる対応が明確に整理されていなかった。

⑶事故防止のための理解不足

電池の特性に対する理解不足が、誤った使用・廃棄行動を生んでいる。

●ポータルサイトの構成と特徴　～安全を守る「３つのC」～

本ポータルサイトは、リチウムイオン電池に関する知識や注意点を、利用者にとって直感的かつ実践的に理解しやすい形で提供することを目的として構成している。特に、日常生活における行動に着目し、「買うとき」「使うとき」「捨てるとき」という電池のライフサイクルに沿った３つの視点から整理することにより、国民一人ひとりが具体的な行動につなげやすい内容

としている。

また、本ポータルサイトでは、これら３つの行動をそれぞれ
「COOL CHOICE（買うとき）」
「CAREFUL USE（使うとき）」
「CORRECT DISPOSAL（捨てるとき）」
と位置付け、これらを総称して安全を守る「３つのC」として呼びかけることで、分かりやすく印象に残る形での普及啓発を図っている。



「買うとき」においては、安全性の確保された製品の選定の重要性に着目し、PSEマークの確認や販売事業者の情報確認、非純正品使用時の注意点など、購入段階で留意すべき事項を体系的に示している。これにより、不適切な製品選択に起因する事故の未然防止を図るものである。

「使うとき」においては、リチウムイオン電池の特性を踏まえた適切な取扱いについて解説している。具体的には、衝撃や高温環境の回避、充電時の留意事項、異常発生時の対応等を分かりやすく提示し、日常使用におけるリスク低減を図っている。

さらに「捨てるとき」においては、近年増加している廃棄段階での火災を踏まえ、適正な分別や回収ルートの利用の重要性について重点的に解説している。電池の有無の確認、使い切り、自治体の分別ルールの遵守など、具体的な行動を促す内容とすることで、廃棄過程における事故防止を図っている。

本ポータルサイトは、このように電池のライフサイクル全体を通じた一連の行動を整理することにより、従来は分散しがちであった情報を一元化するとともに、専門的な内容を平易に伝えることで、幅広い層に対する理解促進と行動変容を促す構成としている。

●関係省庁の連携による総合的な対策の推進

リチウムイオン電池に起因する火災事故の防止に向けては、製品の製造・流通、使用、輸送、廃棄といった各段階における対策を総合的に講じることが不可欠である。このため、関係省庁においては、それぞれの所掌分野に応じた規制や取組を推進するとともに、相互に連携した対応が図られている。

まず、製品の安全性の確保に関しては、経済産業省において、電気用品安全法に基づく規制が実施されており、一定の電気製品についてはPSEマークの表示が義務付けられている。また、製品事故情報の収集・公表やリコールの推進等を通じて、市場に流通する製品の安全確保が図られている。

消費者庁においては、消費者安全の観点から、事故情報の集約・分析及び注意喚起が行われており、リチウムイオン電池に関する事故の未然防止や拡大防止に向けた情報発信が積極的に実施されている。

消防庁においては、火災予防の観点から、リチウムイオン電池火災の実態把握や分析を行うとともに、消防本部等と連携した広報活動や注意喚起を推進している。また、火災発生時の対応に関する知見の蓄積及び共有を通じて、被害の軽減に資する取組を進めている。

輸送分野においては、国土交通省により、航空輸送等におけるリチウムイオン電池の取扱いに関する安全基準が整備されており、危険物としての適切な管理が求められている。これにより、輸送中の事故防止が図られている。

さらに、廃棄・リサイクル分野については、環境省において、廃棄物処理法に基づく適正処理の確保や、リサイクルの推進に係る施策が講じられており、使用済み電池の適正な回収・処理の体制整備が進められている。

本ポータルサイトは、これら関係省庁の取組や制度を横断的に整理し、利用者に分かりやすく提示することにより、各段階における適切な行動を促すとともに、国民、事業者及び自治体の主体的な取組を支援する役割を担うものである。

●関係機関への波及効果

本ポータルサイトは、国民への注意喚起のみならず、関係機関における広報・啓発活動を効果的に支援する基盤としての役割も果たしている。

具体的には、関係省庁がそれぞれ作成・保有している広報動画やリーフレット等について、本ポータルサイト上で体系的に整理し、利用者が容易にアクセスできるようにしている。これにより、分散していた各種コンテンツを一元的に活用することが可能となり、自治体や消防本部、事業者等における広報資料としての利便性が向上している。

また、地方自治体における先進的な取組や効果的な普及啓発の事例についても紹介し、他地域への展開を促進している。例えば、ごみ分別の周知方法の工夫やリチウムイオン電池回収の仕組みづくり、住民向け広報の強化など、実務に直結する事例を共有することで、各自治体における取組の高度化及び効率化に寄与している。

さらに、これらの事例を全国的に共有し、水平展開を図ることにより、地域ごとの対応力の底上げを図るとともに、リチウムイオン電池に起因する火災の未然防止に資する取組の普及が期待される。

本ポータルサイトは、このように各種情報資源及び実務知見を集約・発信することを通じて、関係機関の取組を相互に補完し合う枠組みを提供し、全国的な対策の底上げに寄与するものである。

●今後の展開

関係省庁との連携を一層強化し、それぞれの施策や制度動向を適時反映することにより、内容の充実を図るとともに、国民及び関係機関に対する効果的な情報発信を継続していく必要がある。特に、製品の安全性確保、消費者への注意喚起、輸送時の安全対策、適正な廃棄・リサイクルの推進といった各段階の取組を有機的に結び付け、総合的なリスク低減につなげていくことが求められる。

また、「COOL CHOICE」「CAREFUL USE」「CORRECT DISPOSAL」からなる「３つのC」の考え方について、引き続き普及啓発を図り、国民一人ひとりの具体的な行動変容につなげていくことが重要である。そのため、分かりやすい広報コンテンツの拡充や、多様な媒体を活用した情報発信の強化に取り組んでいく必要がある。

さらに、自治体や消防本部等における取組の充実を図る観点から、優良事例の収集・分析及び共有を継続し、水平展開を一層促進していくことが重要である。これにより、地域特性に応じた効果的な取組の導入を支援し、全国的な対応力の底上げを図ることが期待される。

あわせて、リチウムイオン電池火災の発生状況の継続的な把握及び分析を通じて、新たなリスクや課題に対応した対策の検討を進めるとともに、その成果を本ポータルサイトに反映することで、実効性の高い情報基盤としての機能強化を図っていく。

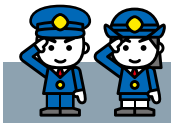
今後も、本ポータルサイトを中心とした取組を通じて、関係者が一体となった総合的な対策を推進し、リチウムイオン電池に起因する火災の未然防止及び被害軽減に努めていくものである。

●おわりに

リチウムイオン電池は、現代社会に不可欠な存在である一方、その特性を正しく理解しなければ重大な火災につながる可能性を有する。

本ポータルサイトは、「買うとき」「使うとき」「捨てるとき」という日常行動に着目し、誰もが実践可能な対策を体系的に示したものである。

今後、本ポータルを活用した更なる普及啓発を通じて、リチウムイオン電池に起因する火災の未然防止が図られることが期待される。



密集住宅市街地における空き家等に対する火災予防ガイドラインの策定

消防庁予防課企画調整係

●はじめに

令和７年11月18日に発生した大分市大規模火災を受けて、消防庁では「大分市大規模火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会」を開催し、報告書をとりまとめた。

本報告書において、「密集住宅市街地における空き家等について、消防本部において把握する対象や、管理が不十分で改善すべきものの目安、改善指導等の手順、関係部局と連携した情報共有や関係者への働き掛けに係る体制整備等を分かりやすく示すことが必要である。」と提言されたことを踏まえ、消防庁では、令和８年３月に「密集住宅市街地における空き家等に対する火災予防ガイドライン」を策定した。

本稿では、本ガイドラインについて紹介する。

●趣旨

密集住宅市街地(※)は、一般的に、乾燥・強風といった気象条件下では、ひとたび火災が発生すると延焼拡大しやすい潜在的な危険性を有している。さらに、道路が狭あいである場合は、消防活動が困難となる。加えて、高齢化や人口減少に伴い、建物の更新が進まず、更新による防火性能の向上が見込みにくいとともに、火災予防上管理が不十分な空き家等の増加や地域における人的対応力の低下等が進み、延焼拡大の危険性を高めるおそれがある。

※「木造の建築物が多い地域など大規模な火災につながる危険性が高い地域」として消防本部が指定した地域。

また、空き家等については、それ自体が直ちに火災危険性を高めるものではないが、放置されて草木の繁茂や建物の損傷など火災予防上管理が不十分な状態となった場合には、隣棟からの延焼や飛び火に対する脆弱性が高まるとともに、火災が発生した場合には、消防への通



図1　火災予防上管理が不十分な空き家のイメージ（蔦の繁茂、扉の破損等）



図2　密集住宅市街地のイメージ

報や初期消火が遅れるなど、延焼拡大の要因となる可能性がある。他方、消防活動上の観点からは、人命検索や避難誘導の必要性、飛び火の警戒の優先度を検討する上で、空き家の所在に係る情報は有用なものとなる。

このため、密集住宅市街地の火災予防上管理が不十分な空き家等について、消防本部において把握することや火災予防条例(例)第24条等に基づく所有者等における適切な管理を促進することが重要である。また、消防本部と関係部局との連携により、消防本部における空き家等の把握の実効性向上とともに、関係部局における取組の促進につながることが期待されるものである。

●ガイドラインの内容

⑴対象

本ガイドラインでは、密集住宅市街地に存する火災予防上管理が不十分な空き家・現住家屋を指導の対象としている。また、空き家については、火災予防上管理が不十分な状態となる前の段階から把握しておくことが望ましいことから対象範囲のイメージを図３のとおり示している。

⑵空き家等の把握

本ガイドラインでは、空き家等の把握の方法や、収集すべき空き家等に係る情報、収集した情報の台帳・データベース等による管理について示している。

具体的には、空き家等の把握方法について、空き家対策主務部局など関係部局との情報共有のほか、警防調査等による外観からの状況確認、消防団・自主防災組織等からの聞取りや、住民からの情報活用について示しており、これらにより得られた情報を基に、必要に応じて現地確認や追加の情報収集を行う。

また、空き家等に係る情報は、人命検索や避難誘導の必要性、飛び火警戒の優先度を検討する上で有用なものであることから、警防活動の観点からも把握することが必要であり、火災防ぎょ計画に反映することが重要である。

なお、把握した情報については、管内全体の状況確認や関係部局との情報共有を図るため、消防本部等において一括して管理する、又は関係部局との共用データベース等において一括して管理することが考えられる。

⑶火災予防上管理が不十分な状態の目安

本ガイドラインにおいて、火災予防上管理が不十分な状態の目安としては、何らかの火源により容易に着火し、又は火災となった場合に延焼拡大する危険性が高まっている状態を想定しており、その目安として次の例を示している。

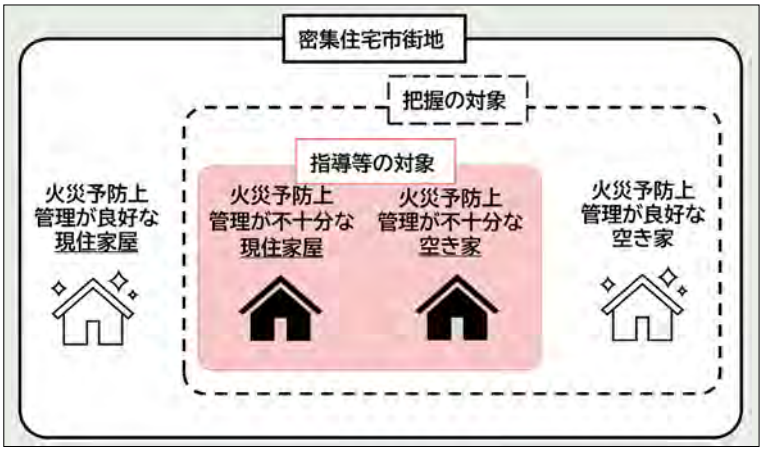


図3　本ガイドラインにおける対象範囲のイメージ

○草木が放置され、繁茂している。
○大量の落ち葉・枯れ草が放置されている。
○敷地内に危険物品や、大量の可燃物がみだりに存置されている。
○家屋の開口部（扉や窓など）が大きく破損している。
○屋根や外壁が老朽化等に伴い破損、ずれ等が生じることにより、大きく開口し、又は下地材が大きく露出している。

⑷改善指導等の手順及び内容

改善指導等の手順について、火災予防上管理が不十分な空き家等の抽出、所有者等の特定、所有者等への働きかけ（改善措置の内容等の整理、改善指導、措置命令）のそれぞれの手順における具体的な内容を次のア～ウのとおり示している。

ア　火災予防上管理が不十分な空き家等の抽出

改善指導等の必要があるかどうかを、⑶で示した目安を参考に、主に外観上から判断する。なお、個人の住居は消防法第４条の規定において、関係者の承諾を得た場合又は火災発生のおそれが著しく大であるため、特に緊急の必要がある場合でなければ立ち入ることはできないことや、現地での調査を関係部局とあわせて実施する場合は、関係法令における立入検査の対象要件に留意する。

イ　所有者等の特定

改善指導等を行うためには、その対象となる所有者等を正確に把握することが必要であるため、消防法第35条の13に基づき、関係行政機関が保有する建物・法人の登記事項証明書や戸籍情報の照会を行う。

ウ　所有者等への働きかけ

所有者等への働きかけとして、改善措置の内容等の整理、改善指導、措置命令に分けて次のとおり具体的に示した。

⑺　改善措置の内容等の整理

火災予防上管理が不十分な空き家等の状態に応じた、必要な改善措置の内容の例について、表１のとおり示している。また、当該措置と関連する消防法令上の規定を整理しておくことが適当である。

⑴　改善指導

改善指導は原則として文書により行うこととしており、特に空き家の場合は、所有者等が遠方にいることが想定されるため、書留等にて郵送する方法や、所有者等が空き家に訪れる機会を捉えて対面にて手交する方法などがある。

表1　火災予防上改善を要する状態と措置内容（例）

火災予防上改善を要する状態	措置内容（例）
草木が放置され、繁茂している。	着火した場合に燃え広がることを未然に防止するため、草木の伐採を行うこと。
大量の落ち葉・枯れ草が放置されている。	着火した場合に燃え広がることを未然に防止するため、落ち葉や枯れ草の除去を行うこと。
敷地内に危険物品や大量の可燃物がみだりに存置されている。	着火した場合に燃え広がることを未然に防止するため、当該危険物品やみだりに存置された可燃物の除去を行うこと。
家屋の開口部（扉や窓など）が大きく破損している。	周囲の建物からの延焼や、火の粉による飛び火の危険性が高まるとともに、不審者が屋内に侵入して放火や火遊び等の危険性が高まるおそれがあることから、破損した開口部の修繕や施錠管理を行うこと。
屋根や外壁が老朽化等に伴い破損、ずれ等が生じることにより、大きく開口し、又は下地材が大きく露出している。	周囲の建物からの延焼や、火の粉による飛び火の危険性が高まることから、屋根・外壁の修繕を行うこと。

また、指導する際は、所有者等が空き家等の火災危険性を理解し、円滑な改善につなげることができるよう、具体的な火災危険性について丁寧な説明に努めるとともに、関係部局と連携して空き家等に係る支援制度や相談窓口等の紹介を行うことも考えられる。

なお、空き家等は、火災予防上の観点だけではなく、倒壊等の保安上の危険、衛生上害を及ぼすおそれ、景観の悪化又は周辺への生活環境の保全に係る影響の観点からも対応を要することが想定される。このため、消防本部においては、火災予防上必要な指導等を行うとともに、関係部局と連携した所有者等に対する働きかけにより、効果的に改善を促進することが重要である。

㈢　措置命令

火災予防上管理が不十分な空き家等について、個別具体の状況に応じ、消防法に基づく措置命令を行うことについて示している。

措置命令についても、原則として文書により行うこととしており、効果的に改善を促すため、命令を履行しない場合は罰せられる可能性があることについて記載すること。

なお、密集住宅市街地における火災予防上管理が不十分な空き家等には、火災が発生した際に延焼拡大の危険性が一般的に高いことを踏まえ、適用要件の該当性を適切に判断する必要がある。既に改善指導を行っている空き家等について、指導によっても改善されず、更に管理の状況が悪化している等の状況が確認された場合には、躊躇（ちゅうちょ）せず措置命令に移行することが適当である。

⑸関係部局との連携・情報共有

火災予防上管理が不十分な空き家等については、火災予防上の観点だけではなく、関係部局がそれぞれ所管する業務の観点からも対応を要することが想定されることから、次のア及びイのとおり連携体制の構築や情報共有の仕組みについて示している。

ア　連携体制の構築

個別に関係部局と連絡調整するほか、例えば、空き家対策やいわゆる「ごみ屋敷」対策に関する協議会等が設置されている場合には、消防本部も参画することで連携体制を構築することが考えられる。

また、所有者が不明等の場合においては、必要に応じ関係部局と連携し、財産管理人制度等を活用して対応するのも有効である。

イ　情報共有の仕組み

それぞれの関係部局が把握している空き家等に関する情報については、次の㈠及び㈡のような方法により、関係部局間で共有する仕組みを講じておくことが望ましい。

なお、個人情報を含む場合の取扱いや、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づいて限定的に内部利用が認められている情報の取扱いなど、情報共有に際して整理すべき事項については、事前に関係部局間で取り決めをしておく必要がある。

㈠　データベースによる情報共有

市町村等で空き家等の情報をデータベースで管理している場合には、各関係部局が必要な範囲で閲覧・入力できるようにする。

㈡　定期的な情報提供

消防本部と関係部局がそれぞれ把握した空き家等の情報を定期的に提供しあう。

⑹密集住宅市街地の防火安全対策に係る住民理解の促進

密集住宅市街地の防火安全性を高めるためには、当事者である住民の理解・協力が不可欠である。そこで、全国火災予防運動や建築物防災週間の機会等を捉え消防本部と建築部局等が連携して、密集住宅市街地の火災危険性、防火安全対策に係る法制度や支援措置等について、住民への広報啓発を行うことが重要である。

また、住民への広報啓発を行う際に参考となる、密集住宅市街地関係、空き家対策関係、「ごみ屋敷」対策関係の資料について掲載している。

⑺参考資料

参考となる消防本部の取組事例及び関係法令を掲載している。

○ 空家法の制定を契機に、建築部局(都市局)が主となり全部局横断的な空家対策に取り組んでいる。
○ 空家等対策計画(空家法第7条)に火災予防の観点から「特定空家等」と判断する基準を設けている。(左下の表のとおり)
○ 消防部局が火災予防の観点から「特定空家等」に該当するか調査するとともに、所有者等に対する助言、指導を行っている。
○ 各関係部局が入手した空き家に関する情報については、「空家等対応データベース」にて関係部局が共有している。
○ 状況に応じて、関係部局が連携して所有者等への指導を行っている。

＜特定空家等認定基準＞

項目	認定の視点
1-1 倒壊・建築部材等の飛散等	建築物総体として、保安上の危険性が認められる状態(判定表により判定)
1-2 衛生設備の破損等	配管設備の破損等や吹付け石綿等の飛散により、付近住民や通行者に衛生上の被害が及ぶ危険性がある状態
1-3 塀・擁壁等及び立木の腐朽・破損等	塀・擁壁等及び立木に明らかな腐朽・破損等が生じており、当該空家等の周囲において人の生命、身体又は財産に被害を及ぼす危険性がある状態
1-4 防火(放火)・防犯	玄関等の無施錠又は貫通穴が存在するなど、外部から不特定の者が容易に侵入できる状態
2-1 ごみの散乱・不法投棄等	ごみや物品等が大量に散乱又は堆積しており、悪臭などの発生により周辺の生活環境が著しく損なわれている状態
2-2 燃焼物の放置・散乱(火災発生の危険性)	周囲の燃焼の危険性のある物件が散乱・放置されているなど、火災発生の危険性がある状態
2-3 雑草・立木等の繁茂	雑草・立木等の繁茂により、生活衛生上の問題が生じており、清潔が保たれていない状態
2-4 衛生動物の発生	ハチ類の営巣、ドクガ等の衛生動物の大量発生等により、敷地外に悪影響を及ぼしている状態
2-5 落雪	落雪により、当該空家等の周囲において人の生命、身体又は財産に被害を及ぼす危険性がある状態(ただし、道路上への影響があるものについては、2-6 による。)
2-6 道路通行・走行の支障	空家等から発生する事象(ごみや物品等の散乱・堆積、雑草・立木等の繁茂、落雪等)により、道路の通行や走行を妨げている状態又はその危険性がある状態

連携部局	都市計画・建築部局、消防部局、環境部局、保健部局、道路部局 総務部局

＜空家等対応マニュアルに基づく消防部局の対応イメージ＞

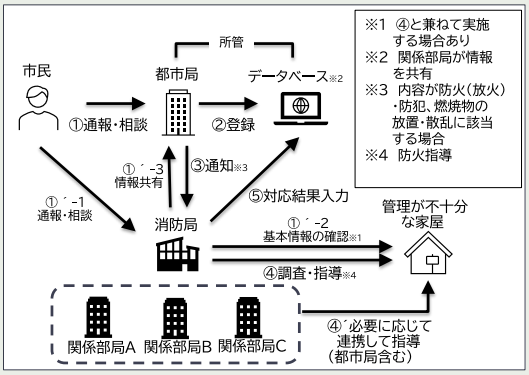


図4　消防部局を含む全部局横断的な空き家対策に取り組んでいる事例

○ 管内一部の自治体では、空家の防災上の課題に対する連携体制の強化を目的として、空家等対策計画に消防を含む関係機関との連携について明文化しており、空家対策審議会・審査会等に消防職員が委員選定(委嘱)されている。消防の専門的知見を提供することにより、主に防災・防火上の危険評価への関与が可能となっている。
○ 消防の内部規程(※)で、「防火上危険な空き家」の所有者等に対して指導する火災予防上必要な措置について定めている。
○ 状況に応じて、空き家の所有者等に対し、関係機関が連携して指導が行われることがある。

【関係機関との連携事例(H27)】
倒壊危険のある建物について、警察から連絡があり覚知した空き家に対し、関係部局と連携・情報共有を行いながら、消防は火災予防条例に基づく指導を段階的に実施。所有者は指導を受け、空き家の応急措置(施錠、電気・ガス遮断等)を実施し、数か月後、最終的に更地となった。

連携部局(一例)	都市計画・建築部局、環境部局、地域安全関係部局

※ 消防内部規程（空き家関連抜粋）

◎ 防災安全に関する規程
第10条　部長及び署長は、都民に対して放火火災の予防対策について指導し、放火されない環境づくりを推進するものとする。
2　部長及び署長は、放火（疑いを含む。以下同じ。）火災の発生状況を踏まえ、必要に応じて対策を講ずるものとする。
3　署長は、**防火上危険な空き家の実態把握に努め、空き家の所有者等に対して火災予防上必要な措置を講ずるよう指導するものとする。**
4　署長は、放火火災（部長が定めるものに限る。）発生後の対策について、部長及び本部長に報告するものとする。

◎ 防災安全に関する規程事務処理要綱
第７　放火火災予防対策の推進（第10条関係）
1　（略）
2　**防火上危険な空き家**の所有者等に対して指導する火災予防上必要な措置は、次のとおりとする。
⑴　**人が容易に出入りしないように施錠すること。**
⑵　**放置された可燃物を除去すること。**
⑶　**ガス及び電気を確実に遮断すること。**
⑷　その他必要な事項

図5　内部規程に防火上危険な空き家の所有者等に対して指導する火災予防上必要な措置について定めている事例

○　市空家対策担当がクラウド上に空家データベースシステムを構築しており、消防部局にもアカウントが付与されている。このシステムは、位置図、不良度、特定空家等及び管理不全空家等への指定状況並びに措置の状況等が閲覧でき、また、消防部局が実施する調査状況等（右図参照）を入力する項目が設けられている。

○　消防が実施する調査は、空家データベース上の不良度等を参考に、消防部局作成の予防業務計画に基づき、空家の実態把握及び防火指導を目的として調査を実施している。

○　空家データベースシステム上の消防部局の調査状況を更新することにより、火災危険が高いと思われる空き家や、空き家であったものが空地となっているものなどの情報を共有している。

○　消防部局が実施する調査において周辺の生活環境への悪影響を把握した場合には、消防部局から市空家対策担当へその旨を報告することにより、市空家対策担当において特定空家等又は管理不全空家等に指定することもある。

○　消防部局が行う空き家等の調査は、あくまで火災予防の取組の1つとして行うものであり、空家等実態調査を行うものではないが、市空家対策担当が行う調査対象と物件が同じであるため、「解体済み」や「使用実態あり」といった、空き家ではなくなった事実を共有することで、市空家対策担当が行う次の空家等実態調査の効率的な実施に寄与している。

○　尼崎市空家空地等対策審議会に消防部局が参画している。

連携部局	都市整備局 住宅部 空家対策担当、消防部局、各地域課

＜クラウド上の画面＞



図6　関係部局間で空き家に関する情報を参照･更新できるデータベースシステムを構築している事例

●おわりに

本ガイドラインでは、火災予防上管理が不十分な空き家等に対する効果的な働きかけを行うために、空き家対策主務部局をはじめとした関係部局と連携して取り組むことの重要性を示している。各消防本部には、関係部局から提供された情報の活用のほか、消防本部が把握した情報についても積極的に関係部局に提供するなど、適宜連携を図ることにより、地域における防火安全対策の充実･強化に取り組んでいただきたい。

【消防庁HP：大分市大規模火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会報告書】
https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/items/post-186/04/houkokusyo.pdf

【消防庁HP：密集住宅市街地における空き家等に対する火災予防ガイドライン等について（令和８年３月27日付け消防予第111号）】
https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/653040b7c43db29c9e162db3b8a590911811dfd4.pdf

非常時事業者間ローミングについて

総務省　総合通信基盤局　電気通信事業部　電気通信技術システム課

●はじめに

携帯電話サービスは、国民生活や経済活動に不可欠なライフラインであり、平常時だけでなく災害発生時や通信障害等の非常時においても、継続的に通信サービスを利用できる環境を整備することが重要である。

特に、緊急通報については、昨今では約６割が携帯電話による発信となっており、携帯電話による継続的なサービス提供の重要性が一層高まっている。

こうした中で、大規模災害や通信障害が発生し、ある携帯電話事業者のネットワークが利用できなくなった場合に、他の携帯電話事業者のネットワークを一時的に利用して、音声通話等の通信を可能にする仕組みについて、総務省の有識者検討会や情報通信審議会において携帯電話事業者、端末ベンダ、チップベンダ等の関係者との間で検討を行い、2026年４月１日より、国内携帯電話事業者（株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社／沖縄セルラー電話株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社）が提供を開始したサービスが「非常時事業者間ローミング」（国内携帯電話事業者は一般社団法人電気通信事業者協会（TCA）による商標である「JAPANローミング™」と呼称。）である。

本稿では、非常時事業者間ローミングについて紹介する。

●非常時事業者間ローミング提供の背景

非常時事業者間ローミングは、2022年から通信障害や自然災害等の非常時における通信手段の確保について検討（非常時事業者間ローミング導入の重要性や提供方式、導入する際の基本的な考え方等）を行い、その結果を踏まえた、国内携帯電話事業者による検証を経てサービスインされたものである。

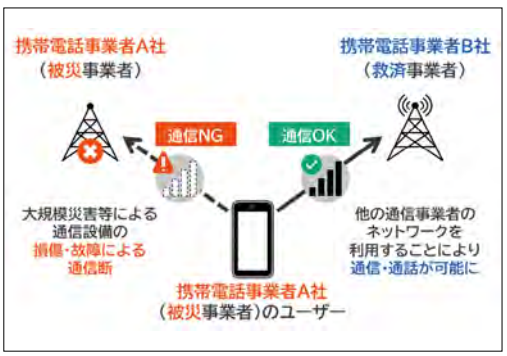


図1　非常時事業者間ローミングのイメージ

検討及び検証にあたっては、①非常時における通信手段の確保に向けた幅広い方策の検討の一つであること、②救済事業者の設備容量ひっ迫が起きない範囲で運用すること、③技術的な事項以外の理由による利用者への制約を設けないこと、④MVNO（仮想移動体通信事業者、携帯電話事業者５社や仮想移動体サービス提供者の電気通信回線設備等を利用してサービスを提供する事業者）の利用者に対しても同様にサービスを利用可能（データ通信については、MVNO事業者の設備に依存する部分があるため、後述のとおり、一部のMVNOのみで実現している。）とすることを基本方針としている。

なお、非常時事業者間ローミングは、基本方針にあるとおり救済事業者の設備容量ひっ迫が起きない範囲で運用する。このため、救済事

業者のユーザーの通信容量を確保した上で被災事業者のユーザーを受け入れる運用となるため、必ずしもすべてのユーザーの通信を保証するものではないことに留意する必要がある。

●提供されるサービス形態

非常時事業者間ローミングでは、発生した自然災害や通信障害等の内容を踏まえ、携帯電話事業者において提供の可否を判断する。提供が必要と判断した場合には、「フルローミング方式」と「緊急通報のみ方式」2つのサービスのいずれかが提供される。利用者においては、自らの利用環境や使用したいサービス等に応じて、固定電話／インターネット通信、公衆電話、公衆Wi-Fi(00000JAPAN等)等と非常時事業者間ローミングを組み合わせて用いることが望ましい。

○フルローミング方式

「フルローミング方式」では、地震や台風などの自然災害が発生し、被災事業者の基地局が使用不能となった場合に、救済事業者の基地局及びネットワークを利用してインターネットなどのデータ通信、SMS(Short Message Service)、音声通話(緊急通報を含む。)を提供する。緊急通報においては、平常時と同じように緊急通報受理機関の指令台に発信者の電話番号が表示され、緊急通報受理機関は、その電話番号に対して呼び返しをすることが可能である。しかし、非常時事業者間ローミングにおけるデータ通信では、被災事業者の加入者が救済事業者のネットワークを利用してサービスを利用するため、平常時とは異なり、データ通信速度に一定の制限を設ける必要がある。現在は、被災事業者の加入者が救済事業者のネットワークを使用する際のデータ通信速度は、送受信300kbpsを上限としている。なお、被災事業者の加入者に対して、十分な通信容量を確保することが困難な場合は、後述する「緊急通報のみ方式」の提供となる可能性もある。

○緊急通報のみ方式

一方、被災事業者のコアネットワーク(データ通信や音声通話のやり取りを行うための中

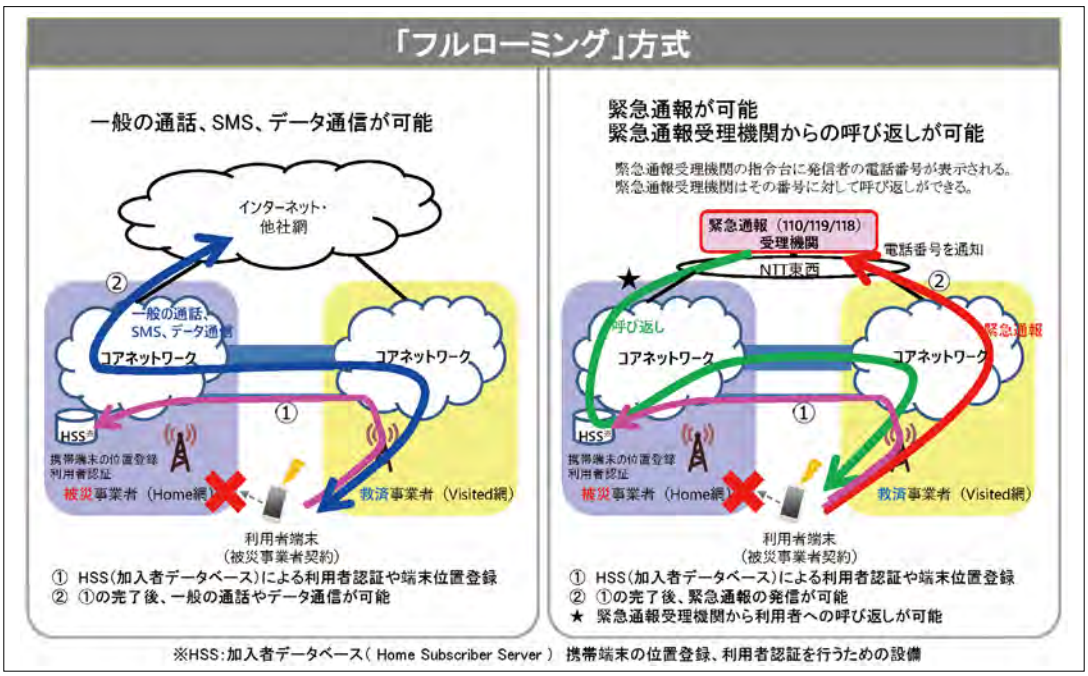


図2　フルローミング方式

心となる電気通信設備等)に障害が発生した場合、利用者の認証や位置情報を登録することができないことにより、フルローミング方式によるサービス提供は困難となる。このような状況等でフルローミング方式が提供できない場合においても、事件・事故・急病等に遭遇した利用者が緊急通報を確実に発信できるようにすることが強く望まれている。そこで、一定の制約はあるものの、利用者にとって携帯電話端末が緊急通報を発信できる唯一の手段となり得ることを踏まえ、緊急通報の発信のみを可能とするサービス提供方式が「緊急通報のみ方式」である。

「緊急通報のみ方式」によるサービス提供時には、データ通信、SMS、一般の音声通話は利用できないが、緊急通報のみ利用できる場合がある。ただし、平常時、あるいは「フルローミング方式」のように緊急通報受理機関から呼び返しをすることはできない。また、緊急通報受理機関へ電話番号ではなく端末ごとに割り当てられたIMSI番号が通知される場合がある点に留意する必要がある。なお、位置情報については、GPS測位情報ではなく、基地局のセル情報に基づく位置情報通知を行うことが可能な場合もある。

非常時事業者間ローミングで提供する2つのサービス提供方式については、同じ規模や範囲の自然災害や通信障害であっても、通信サービスへの影響の度合いがそれぞれ異なることから、提供開始の判断にあたって一律の基準を設けることはせず、過去の災害等の被害状況を踏まえつつ、自然災害や通信障害の種類に応じた提供要否の判断を携帯電話事業者において行う。

例えば、自然災害のうち、地震の場合、震度7の地震が発生した際には、携帯電話事業者間において提供に向けた協議を速やかに開始することとなるが、震度6強以下の場合には、被害状況を踏まえた上で携帯電話事業者間において協議を行い、提供要否の判断をすることとしている。台風、林野火災等の地震以外の自然災害においては、一般に強さが同じであっても時間経過や台風の進路によって影響範囲・規模が変わってくるため、一例として、内閣府に「関係省庁災害警戒会議」が設置された際には、携

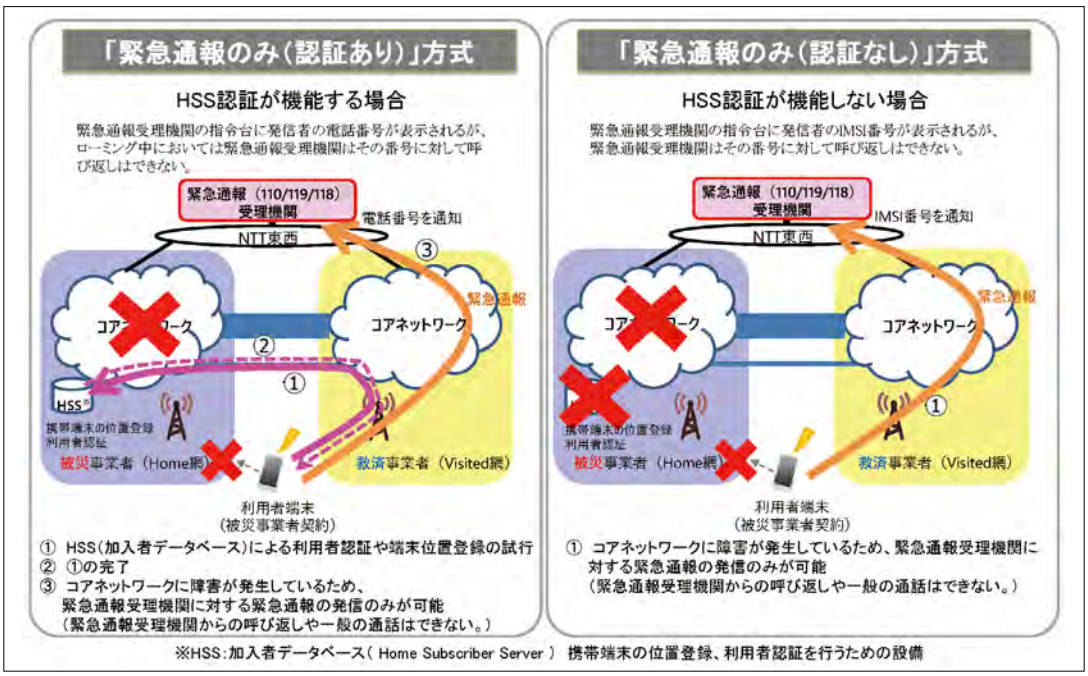


図3　緊急通報のみ方式

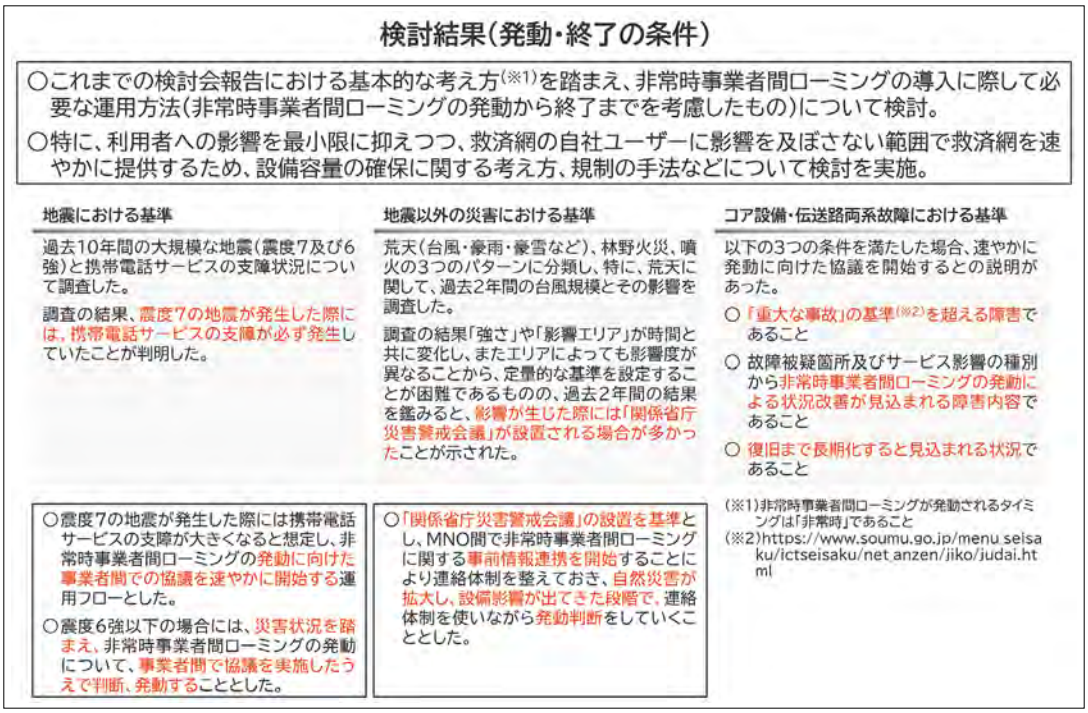


図4　非常時事業者間ローミングの発動条件

帯電話事業者間の情報連携を開始し、設備への影響が出てきた段階で提供要否の判断をすることとしている。また、通信障害が発生した場合は、障害の生じたサービスの種類（音声通話、インターネットサービス等）、影響を受けている利用者の規模等が一定の基準を超えた障害に対して、非常時事業者間ローミングにより状況の改善が見込まれる場合に、提供に向けた協議を開始することとなる。

●利用可能な通信機器

非常時事業者間ローミングの提供に関する検討は、緊急通報を含む音声通話の提供を中心に行ってきたが、携帯電話のネットワークが利用されている金融・自動車・交通・物流・農業・警備等のIoTサービスや車載通信システムを用いるテレマティクスサービス等についても、サービスの継続的な維持が求められている。

こうした点も踏まえ、非常時事業者間ローミングで利用対象となる通信機器は、現在の携帯電話で使用されているLTE方式を利用している機器全てを対象（LTE-MやNB-IoT等、一部対象外のLTE方式もある。）としている。なお、現在、携帯電話事業者各社は5Gの通信環境整備を進めているが、音声通話用途でのサービス提供は一部のみとなっている。このため、現時点では5Gでのサービス提供は対象外であり、4GLTEサービスが利用可能な通信機器が対象となる。

非常時事業者間ローミングでは、利用者は自身が契約していない携帯電話事業者のネットワークを通じて通信を行うこととなる一方、平常時に当該事業者に接続することができないという、これまでとは異なる通信手順を取るため、通信機器に対して新たに9つの機能を求めることとしている。総務省による省令・告示改正を経て、おおむね2026年の春モデル以降のスマートフォン等はこれらの機能を持っている。また、従来のスマートフォン等は、平常時はそのまま使用可能であり、新たな機能のうちフル

追加機能要件

✓ 事業者間ローミングの機能として欠かせないものであること。
✓ 事業用電気通信設備の機能に支障を与えないようにするものであること（救済網へ過大な負荷を与えるものでないこと）。

#	機能名	機能の概要	対象方式
1	Emergency Attach	位置登録がなされていない状態において、救済網経由で緊急呼発信をできるようにする機能	緊急通報のみ
2	IMSI 送信	緊急呼発信時にIMSIを送信する機能	緊急通報のみ
3	緊急呼終話後の Home 網への Attach	緊急呼終了後に自網に復帰する機能	緊急通報のみ
4	Non-detectable / Detectable 緊急呼	184等のプレフィクスがついた場合でもローカルブレークアウトによる緊急呼発信をできるようにする機能	フルローミング
5	Cell Reserved	平常時に救済網に接続しないようにする機能	両方式
6	ACB per PLMN	救済網に過剰な負荷を与えないように在圏を制御する機能	フルローミング
7	SSAC per PLMN	救済網に過剰な負荷を与えないようにサービスごとに接続を制御する機能	フルローミング
8	事業者表示	救済網に在圏していることを表示し選択できるようにする機能	両方式
9	過度な再送抑制	救済網に対して過剰な負荷を与えないようにする機能	フルローミング

機能番号 #1, #2, #3, 及び #4 については、緊急呼に関する機能であるため、現行規定において緊急呼を発信する機能を有することを義務づけられていない端末機器には具備することを求めない。機能番号 #7 については、VoLTEの制御に用いられるものであるため、LTEを用いるデータ通信端末には具備することを求めない。

図5　端末機器に新たに求める機能要件

ローミング方式に必要な機能は通信機器のアップデートにより適用される場合があるが、緊急通報のみ方式で必要な機能は2026年の春モデル以降の端末から適用されることとなっている。

一方、IoTサービスやテレマティクスサービスは、センサや車両情報などのデータをやりとりするものであり、緊急通報を含む音声通話を行うことはないため、音声通話に関する追加機能は不要である。このように、利用対象となる通信機器全てに対して同じ技術水準を求めることは適切でないことを踏まえ、非常時事業者間ローミングの提供に対して、通信機器に求める機能については、当該機器が提供するサービスに応じて異なるものとなっている。

なお、携帯電話事業者各社において、非常時事業者間ローミングが利用可能な通信機器（スマートフォン）の一覧を掲載しているので、あらかじめ自身の機器が該当するかどうかについて確認していただきたい。

●利用にあたっての留意事項

非常時事業者間ローミングの検討にあたっては、すでに多数の4GLTE方式を用いた機器が流通しており、対象となる通信機器全てを用いた確認を行うことはできないため、非常時の利用にあたって留意点（利用者が必ず実施するわけではないが、機能として受ける通信時の留意点も含む。）が存在する。

○利用にあたっての留意事項（フルローミング方式提供時）

フルローミング方式提供時に、一部の既存（非常時事業者間ローミングの導入前から流通している）携帯電話端末の差異により、①-１一般の音声通話、SMS及びデータ通信は可能であるが緊急通報が発信できないこと、①-２「184」又は「186」を付加した場合に緊急通報が発信できないことがある。このうち、①-２については、平常時に「184」又は「186」を付加して通話を行う利用者は当該番号を付加せずに緊急通報を発信することが必要になる。

また、②一部のダイヤル番号が発信できない、あるいは、平常時と異なる発信方法となる場合が存在する。ここでいう「一部のダイヤル番号」

とは、「0120」や「0800」で始まる全国共通の電話番号や、「#7119（救急相談センター）」や「#9110（警察相談専用電話）」といった短縮ダイヤルのことをいう。これらの番号を使用する場合、被災事業者の利用者は、当該番号を使った発信ができない（救済事業者の利用者についてはこの事象は発生しない）ため、利用の際には留意する必要がある。

②については、総務省の審議会における検討においても、「全国共通の電話番号は故障受付等の番号として使用されており、非常時において利用可能性が高い」、「短縮ダイヤルは緊急通報に準じた重要な番号である」ことから、サービスイン時点で直ちに実施することは困難な可能性があるものの、できる限り救済することを携帯電話事業者に求めている。

○利用にあたっての留意事項（緊急通報のみ方式提供時）

「提供されるサービス形態」でも紹介したが、緊急通報のみ方式提供時には、被災事業者のコアネットワークに障害が生じた状況でのサービスとなることから、フルローミング方式と同類の留意点や緊急通報のみ方式において生じる留意点が発生する。

緊急通報のみ方式において生じるものとして、具体的には、①2026年春以降に販売したスマートフォン端末が対応すること、当該端末において、②「184」又は「186」を付加した場合に緊急通報が接続不可（フルローミング方式の場合は、一部の既存端末の仕様により発信ができない）となること、③緊急通報受理機関からの呼び返しが不可であること、④「利用可能な通信機器」で紹介したように、救済網に在圏していることを表示し選択できるようにする機能を新たに追加しているが、障害状況や電波状況等によって、ネットワークの接続先を選択する動作の端末への実装差分等により発信できない場合があること、⑤緊急通報が可能であっても端末画面表示において「圏外」と表示されることである。

特に、①については、既存端末への対応は困難であることを留意する必要がある。

○利用にあたっての留意事項（MVNOの利用者）

MVNOの利用者について、音声通話（緊急通報を含む。）及びSMSについては携帯電話事業者のネットワーク（設備）を使うことになるため、非常時事業者間ローミングの提供を受けることができる。しかし、データ通信については、MVNOの設備構成により提供を受けることができる利用者とできない利用者が存在することになる。MVNOは全国で1,000社を超えており、各社の状況を確認することは困難なため、利用者が平常時に確認することが望ましい。

●おわりに

携帯電話サービスに障害が発生した際の非常時の通信手段（検討中のものも含む。）として、複数SIMを利用する携帯電話サービス、通信事故時に対応する公衆Wi-Fi（00000JAPAN等）、移動基地局、衛星通信、高高度プラットフォーム（HAPS）等があるが、今回ご紹介した「非常時事業者間ローミング」もその１つである。

総務省としては、携帯電話事業者による非常時事業者間ローミングの運用等にフィードバックされるよう、今後も必要に応じて、活用状況についてモニタリング等を実施していくとともに、非常時の通信手段の確保に向けた環境整備及び関係事業者間の協力の一層の進展に取り組んでまいりたい。

なお、非常時事業者間ローミングの検討にあたって中心的役割を果たした一般社団法人電気通信事業者協会のWebサイトに、使い方を示したPDFファイルが公開されているので、利用の際の参考にしていただきたい。

https://www.tca.or.jp/information/pdf/JPN-ROAM_A4.pdf

※再配布等にあたっては以下を参照。

https://www.tca.or.jp/information/pdf/Flyer_UsageGuidelines.pdf

安全センターのうごき

令和9年度 消防防災研究助成金交付事業の応募要領

一般財団法人日本消防設備安全センター企画研究部

安全センターが募集する消防防災研究助成金交付要綱の規定に基づく競争的研究等助成（応募されたテーマの中から、審査委員による技術的な観点を中心とした審査に基づいてテーマを採択する助成）への応募要領は次のとおりです。

1 助成金事業の対象

公益的観点から行われる次に掲げるテーマ区分による研究・開発において製品開発などその成果が期待できる計画のうち、社会の安全性向上に寄与することが具体的に見込まれるものを助成応募の対象としています。ただし、他の団体又は企業等から助成金等の授与を受けているものは、助成応募の対象から除外します。

⑴ **テーマ設定型**

ア　住宅又は小規模社会福祉施設の防火に寄与する消防防災用設備等の機器に関するもの

イ　消防用設備等に係る点検の効率化等に資する技術又は経年劣化に対応する技術に関するもの

ウ　情報通信技術を活用した消防防災用設備等に関するもの

エ　消防防災用設備等の分野において社会課題・環境課題に対応した製品開発に関するもの

⑵ **テーマ自由型**

消防防災用設備等の分野において有効活用できる設備・機器等で実用化できるもの

2 研究等の実施期間

研究等の実施期間は次の区分とし、研究等の期間が2年間の場合については、年度ごとの審査により交付対象事業の継続を決定するものとします。

⑴　1年間

⑵　2年間

3 助成金の額

助成金の総額は次のとおりです。審査結果に応じ、助成額を決定します。

⑴　テーマ設定型は、1,200万円

⑵　テーマ自由型は、800万円

なお、応募者は同時に2件以上の応募はできないこととします。

4 応募者

法人若しくは法人で構成される団体又はグループで、消防防災に関する研究等の事業に積極的に取り組もうとする者とします。

5 申請受付期間

令和8年10月1日㈭から12月18日㈮まで

6 応募方法

「消防防災研究助成申請書（別記様式第1号）」に研究テーマに係る目的、概要及び必要な事項を記載し、関係する図書を添付して前記の受付期間中に郵送（期間内消印有効）及びEメールにより提出してください。

申請に不備のあるものは受付できませんので、必ず消防防災研究助成金交付要綱及び消防防災研究助成金申請の手引きを確認してください。

7 連絡先

〒105-0001　東京都港区虎ノ門2-9-16
日本消防会館10階
一般財団法人日本消防設備安全センター
（企画研究部）瀬上、竹内、三枝
電話 03-5422-1492　FAX 03-5422-1584
Eメール　kikaku10@fesc.or.jp

8 審査方法及び通知

安全センターで事前に申請書類の確認等をしたうえで、要件を満たすものについて審査委員会で審査を行い、その結果を踏まえて安全センター理事長が決定し、応募者に結果を通知します。また、採用された応募者名等は、安全センターのホームページ及び月刊フェスクで公表します。

安全センターのうごき

フォームヘッドの性能評定に係る基準の改正について

一般財団法人日本消防設備安全センター技術部

令和６年度の「予防行政のあり方に関する検討会」の検討結果として示された「令和６年度　環境に配慮した消火設備の設置基準に関する検討結果報告書」の内容を踏まえ、令和８年３月６日に消防法施行規則（以下「規則」という。）の一部が改正された。またこの改正に伴い、「駐車の用に供される部分に設ける泡消火設備のうち、当該部分における火災の拡大を初期に抑制することができるものの性能等を定める件（令和８年消防庁告示第２号）」（以下「告示第２号」という。）が発出された。

安全センターでは、上記の規則改正等を受け、「フォームヘッド試験基準及び判定基準」及び「フォームヘッドの性能評定実施細目」を改正し、規則第18条第１項第２号ただし書きに合わせた規定の整備を行うとともに、告示第２号に定める消火性能試験を追加した。

規則の一部改正及び告示第２号の公布・施行日に合わせて、新たな基準での型式申請及び既存型式への泡薬剤の追加の性能確認の受付を開始し、令和８年７月27日現在の承認状況を、表１「型式評定（新規型式取得）」及び表２「性能確認」に示す。

なお、フォームヘッドと泡薬剤の組合せごとの設置条件等の詳細は安全センターホームページの「消防用設備等の認評定合格品検索」に掲載している性能評定シートを参照されたい。

表１　型式評定（新規型式取得）

申請者	評定番号	型式記号	泡薬剤
日本ドライケミカル株式会社	221T181	FH-35	グリーンパーキングフォーム（泡第2025～1号）

表２　性能確認

申請者	評定番号	型式記号	追加泡薬剤
ヤマトプロテック株式会社	221T158	YAH-35T	OF1フォーム310（泡第2025～6号）
			プロフォーム310（泡第51～24号）
千住スプリンクラー株式会社	221T148	SMF-01	AwaAwa10（泡第2024～1号）
			グリーンパーキングフォーム（泡第2025～1号）
			ハツタグリーンパーキングフォーム（泡第2025～5号）
	221T115	FH001	プロフォーム310（泡第51～24号）
モリタ宮田工業株式会社	221T113	MFH-35-2	AwaAwa10（泡第2024～1号）
			スパークルフォームEX（泡第2026～4号）
			フロレス（泡第2026～5号）
ニッタン株式会社	221T172	NFL35	スパークルフォーム（泡第20～2号）
			スパークルフォームEX（泡第2026～4号）
日本ドライケミカル株式会社	221T150	FHC-35	AwaAwa10（泡第2024～1号）
			グリーンパーキングフォーム（泡第2025～1号）
株式会社初田製作所	221T169	HFH-35S	AwaAwa10（泡第2024～1号）
			グリーンパーキングフォーム（泡第2025～1号）
			ハツタグリーンパーキングフォーム（泡第2025～5号）
ホーチキ株式会社	221T177	GFH-D35	AwaAwa10（泡第2024～1号）
			グリーンパーキングフォーム（泡第2025～1号）
			ハツタグリーンパーキングフォーム（泡第2025～5号）
能美防災株式会社	221T121-1	NHO53A	スパークルフォームEX（泡第2026～4号）
	221T157	NHO54	スパークルフォームEX（泡第2026～4号）

視点

11月の発足をめざす防災庁は従来の内閣府や内閣官房の防災・危機管理機能を強化し、平時の備えから復旧・復興までを一元的に推し進める役割が期待されている。重要な課題のひとつが災害関連死対策で、避難所の環境改善や被災者の支援強化が求められる。避難所運営の担い手育成と災害ケースマネジメントの取り組みを見たうえで課題を考える。

北海道大学広域複合災害研究センター客員教授（前NHK解説委員） 松本浩司

災害関連死“ゼロ”をめざして

避難所の環境改善はどこまで進んでいるのか

避難所の環境の劣悪さは災害のたびに指摘され続けてきた。一昨年の能登半島地震は厳冬期に最大３万4,000人が避難所に身を寄せ、電気・水道・道路などライフラインが途絶する中、過酷な避難生活を強いられた。ホテル・旅館を利用した２次避難が進められたにもかかわらず災害関連死は500人を超えた。学校体育館や公的施設など１次避難所で多くの人が過酷な環境に置かれたことから、この地震のあと国は避難所の運営指針を見直し、被災者の権利を示した国際憲章「スフィア基準」への適応を定めた。具体的には避難所での一人当たりの面積は最低でも3.5㎡、トイレは20人にひとつなど高い水準で、新指針では段ボールベッドや被災者に暖かい食事を提供する施設の整備なども打ち出した（図１）。これを受けて国は避難所になる公立小中学校の体育館の空調設備の設置率を19％から10年間で100％にするほかトイレの洋式化・バリアフリーの促進、支援物資等の備蓄体制の強化、自治体の食事の供給体制への支援などに取り組み始めた。国には進捗状況を逐次公表し整備を急いでもらいたい。

避難所運営の担い手の育成

避難所のハード面の環境整備とあわせて重要なのが運営のあり方で、担い手の確保が大きな課題になる。南海トラフ地震が起きると避難所に650万人が行くと想定されている。おびただしい数の避難所を行政やNPO（非営利団体）などだけで運営するのはもとより不可能で地域住民に担ってもらう必要がある。このため国

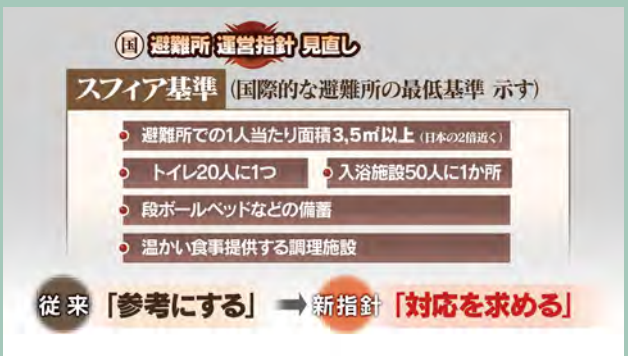


図1


写真1


写真2


写真3

は避難所の運営をはじめ避難生活支援のノウハウを持つ人材の育成に取り組んでいて、「避難生活支援リーダー／サポーター」という資格を設け、全国で研修を行っている。

研修はテキストをもとに行われる。筆者は昨年までこのテキストを作成し研修の進め方を議論する内閣府の検討会に委員として参加する機会を得た。テキストは長年、被災者支援にあたってきたNPOなどの専門家が現場の経験・知恵を集大成したと言える労作で、被災者支援を学ぶバイブルと言ってもよいと思う。支援の要諦は相手の立場を推しはかり思いやることにある。このためコミュニケーションのあり方に力点が置かれていて、運営ノウハウにとどまらず被災者支援そのものを考えさせる内容になっている（図２）。

研修は内閣府が都道府県に呼びかけ手を挙げた市町村で開催されている。受講者は毎回50人程度で自治会や自主防災組織の役員、防災士の資格を持つ市民などが多い。事前にテキストやビデオ講義で基礎的なことがらを学んだうえで学校の体育館などの会場で丸２日間の研修に臨む。講師は避難所運営の経験が豊富なNPOの職員などがあたり講義のあと演習が行われる（写真１）。

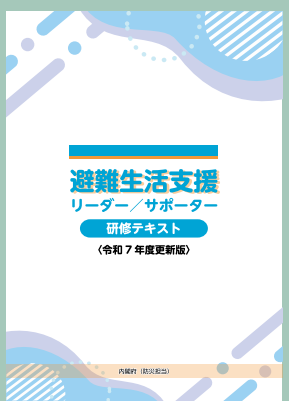


図2

会場には避難者の受付や情報掲示、物資提供をする場所、寝起きする場所、食事などをとる共用スペース、トイレ、洗濯・物干し場所など実際の避難所を模したコーナーが設けられ、被災者役のスタッフが配置されている（写真２、３）。受講者たちは数人のグループごとにコーナーをまわって状況を観察したり被災者役から聞き取りをしたりして問題点を見つけ、討議を経て実際に改善を試みていく。例えば情報がばらばらに掲示されているものを分類して貼り直す、段ボールベッドの位置を変えて固定、足元の段差をなくす、女性専用の洗濯物干し場所を確保するなど多岐にわたる。最後に全体討議が行われ「どのような問題点をどう改善したのか」「どんな課題が残るのか」などグループごとに発表し議論を行う。有用なのはそこでの講師たちのアドバイスで、身体の負担を減らす敷物の工夫から配布品の数が限られる場合の優先順位の考え方、プライバシーの配慮や飲酒によるトラブル防止策など避難所運営の豊富な経験にもとづく「なるほど」と思わせる指摘が行われる。筆者は２カ所の研修に参加させてもらったが、実際の避難所を模した“セット”で具体的場面と向き合うことで受講者たちの熱が段々と高まっていくのがわかった。終了後、話を聞くと「リアリティがあって深く考えさせられた」「自分の町内会の住民

にも伝えたい」などの声が聞かれた。

こうした研修は令和４年度から７年度までで48市町で開催されおよそ2,100人が修了している。令和７年６月にはこの研修を10年間で全国すべての市区町村で実施する方針が閣議決定されている。高い目標だが着実に取り組んでもらいたい。

課題は研修を修了した人がモチベーションを維持しスキルを活かすことができるかという点にある。修了者を登録し定期的にメールマガジンを送付して情報を共有・アップデートする取り組みも行われている。修了者のなかで他の地域で起きた災害現場に駆けつけサポート役として活躍する人も出ている。「避難生活支援リーダー／サポーター」研修を受ける人は元々防災に関する意識が高い人が多いが、全市町村を目標に拡大することで災害時に支援の担い手となり、平時は地域の事前防災に関わることのできる人材を増やすことにつながることを期待したい。

被災者を取り残さない「災害ケースマネジメント」とは

発足する防災庁が被災者支援の重要施策としてもうひとつ掲げているのが「災害ケースマネジメント」という取り組みだ。「災害ケースマネジメント」というのは、災害後、自力で生活再建をすることが難しい被災者を、行政側が▶見つけてニーズを把握し▶一人ひとりにあわせた支援計画を作り、▶関係先が連携して支援を継続して生活再建につなげる取り組みだ。

「自力での再建が難しい」というのはどういうことなのか。被災者支援のメニューには家の修理や建て替え費用の補助、災害公営住宅への入居、資金の貸し付けなどさまざまなものがあるが、支援を受けるためには被災者が市町村に申請をする必要がある。しかし高齢や心身の障害、病気などさまざまな困難を抱え、対応できない被災者が少なくない。制度のはざまに落ちる場合もある。例えば、補助金を受けて家を修理したものの費用が足りずに台所や風呂が使えない状態で、補助金を受けたため災害公営住宅にも入れない。劣悪な環境での生活を強いられ続けるなどのケースだ。

こうした問題を抱える被災者を見つけ出して支援を行うのが「災害ケースマネジメント」で、具体的には行政側が被災者を訪問調査して個別の事情を把握。地域支え合いセンターなどを拠点に市町の関係部門や社会福祉協議会、支援のノウハウを持ったNPO、弁護士、建築の専門家、ファイナンシャルプランナーなど各分野の専門家が連携して生活再建まで継続してサポートする取り組みだ（図３）。2005年のハリケーン「カトリーナ」のときアメリカで始まったとされ、日本では東日本大震災で仙台市が初めて試みた。

筆者は平成28年４月の熊本地震、同年10月の鳥取県中部地震、平成30年の西日本豪雨、令和６年能登半島地震で災害ケースマネジメントの現場を取材し課題を解説してきた。



図3

熊本地震での災害ケースマネジメント

平成28年の熊本地震で熊本市は仙台市の取り組みを参考に早い段階から実践した。熊本市では５万4,000近い住宅が全半壊し11万人が避難所に避難。「仮設住宅」や市営住宅、民間賃貸住宅を借り上げる「みなし仮設住宅」が１万戸供給されたが、熊本市は弱い立場の人から入居できるよう対応した。高齢福祉、障害福祉、子育て支援の担当者がそれぞれ把握している情報を寄せ合って優先順位を決め、必要性の高い被災者から市営住宅やバリアフリーの賃貸住宅への入居を進めた。また市内に分散した被災者の状況を把握するため看護師などが延べ３万7,000軒を１軒１軒訪問して調査。このうち高齢者や障害のある人など特に支援が必要な3,000世帯を選び、関係する部署が連携して「個別の支援計画」をつくり恒久住宅の確保や生活再建を支援した。これらの取り組みは「熊本モデル」と呼ばれ評価された。

国の取り組みを促した鳥取県の条例

災害ケースマネジメントを全国で初めて制度化したのが鳥取県だ。平成28年の鳥取県中部地震で１万5,000棟の住宅が被害を受けた鳥取県は住宅再建のための独自の支援制度を設けたが申請が少なく、事情を抱えて自力再建が困難な被災者が多いという現実に直面した。そこで熊本市同様、個別訪問をして事情を把握し、各分野の専門家によるサポートを行った。家の修理ができない高齢世帯ではボランティア団体につなぎ屋根の修理をしたり建築士を派遣して修理方法を助言したりした。店舗が壊れ資金面で苦しむ経営者にファイナンシャルプランナーを派遣したり、借金があって修理ができない被災者に弁護士を派遣して債務整理の助言を行ったりした。

県はこうした支援を制度として定着させる必要があると考え、条例を改正し「個々の被災者の住宅、就労、健康、財産管理などの課題に総合的に対応する体制を構築して支援を行う」と明記。令和３年４月には全国に先駆けて災害福祉支援センターを設置し、災害に備え平時からの福祉支援活動の体制整備を進めてきた。

こうした自治体の取り組みに促される形で国は令和５年３月に自治体向けの指針となる「災害ケースマネジメント実施の手引き」を作成し、５月には防災基本計画を見直し「災害ケースマネジメント」の位置づけを明確化。国と自治体で推し進める姿勢を示した。その半年あまり後に能登半島地震が発生し実践があらためて問われる形になった。

災害ケースマネジメントのあらたな試み～能登半島地震

このうち大きな被害を受けた珠洲市の現場を取材した。珠洲市では市から委託を受けて社会福祉協議会や福祉団体、NPOの人たちが１軒１軒訪問して被災状況を確認した。２人１組で確認の取れていない家を訪ね、被害状況や家族の健康状態、食事を作れているか、り災証明を申請したかなど20項目ほどの質問をして調査票に記入していった。

80代の男性は妻と娘、孫と４人暮らしをしていた自宅が地震で全壊。危険度判定で「注意」



写真4



写真5



写真6

とされた納屋で日中を過ごし、夜は知人宅に泊まる生活を続けていた。男性は先々の資金に不安を抱いていて調査員は被災者に当面の生活費などを貸し付ける制度があることを知らせ申請方法を説明した（写真４）。

専門的な問題に対応するため建築士や弁護士が同行することもあった。ある家は地震で倒壊は免れたものの傾いてしまい住民はめまいを訴えていた。建築士が調査したところ傾きの大きさは生活に支障があるレベルであることがわかり、調査員のNPO代表は「建物被害の再調査をすれば修理の支援金を受けられる可能性がある」とアドバイスした（写真５、６）。

被害の大きかった石川県の９市町では地震後１年間で５万8,000件を訪問調査し、相談件数は１万5,000件を超えた。内訳を見ると▶住宅再建や仮設住宅など住まいに関するものが32％▶健康や医療に関するものが24％を占め、具体例としては、▶支援制度があることを知らずに利用していなかったケース、▶仮設住宅の申請手続きを間違えていて来るはずのない入居通知を待ち続けていたケース、▶避難生活で身体機能が衰えとても困っているのに介護サービスを利用してなかったケースなど被災者が置かれている現状と災害ケースマネジメントの必要性があらためて示される結果になった（図４）。

さらに石川県の取り組みで特筆されるのが災害ケースマネジメントの前提となる被災者の情報をもれなく把握するために全国で初めて独自のデータベース作成を試みたことだ。これまでの災害でも被災者台帳という被災者名簿が作成されてきたが、避難所の名簿や義援金申請の名簿、聞き取り調査で得た情報、さらに被災者がLINEに登録した１万2,000人分の情報などを整理・統合しデータベース化した。支援が必要な世帯を把握し、継続してサポートをする基礎となる情報で、この経験も踏まえ国はデジタル技術を活かした被災者支援のあり方を検討している。

防災庁に期待される役割

国は災害ケースマネジメントの実践のため令和５年度から自治体などに向けた説明会を開催し、６年度からは自治体や社会福祉協議会などによるモデル事業を支援している。令和８年度は民間団体によるモデル事業も行われている。一方、法制面で大きい変化としては令和７年、災害救助法が改正され救助の種類のなかに「福祉サービスの提供」が入ったことだ。被災者の訪問調査や相談についても従来からの「被災高齢者等把握事業」と「被災者見守り・相談支援事業」に加え、災害救助法の枠組みも使えるようになりDWAT（災害派遣福祉チーム）による訪問調査も可能になった。政府は「防災庁の果たす役割」として36項目を挙げていて「避難生活環境の抜本改善」「防災に関する経験、専門知識、コーディネート力を有する民間人材の育成」そして「災害ケースマネジメント実施体制の構築」の３項目が明記されている。いずれも高い目標と言えるが災害時に命を守ることに確実につ



図4

ながる取り組みだ。住民と自治体、国が協力して推し進めることが求められている（図５）。

終わりに

消防は災害時に住民の救命・救助にあたり平時には防火・防災の備えを啓発する重要な役割を担っている。見てきたような被災者支援とは持ち場が違うようにも見えるが、住民の命を守るという目的のためいわば「隣り合ったフィールド」で活動していると言えるのではないかと思う。実際、消防団員が「地域防災指導員」として自主防災組織や防災士などと協力して平時から地域防災に取り組んでいるところもあり、消防団員はもとより消防職員で防災ボランティアとして活動している人も多いと聞く。また防火面から高齢世帯など地域住民の情報も把握している。住民の命を直接守る取り組みと災害関連死ゼロをめざして被災者を支える活動の連動・連携によって地域社会の防災力をさらに高めることができるのではないかと考える。

付記

本稿脱稿後の７月28日、熊本で再びマグニチュード7.1の大地震が発生し、甚大な被害が出ている。九州で初めて「酷暑日」が観測されるという最悪のタイミングで、地震と危険な暑さの「複合災害」と位置づけるべきだろう。最大506か所の避難所に9,931人が避難をし、車中泊を含め避難の長期化が避けられない状況にある。問われるのは避難所開設のあり方で、猛暑下停電と断水が続く避難所に多くの人が避難を強いられた。今、地域防災計画では被災市町村内の指定避難所への避難が前提になっている。しかし大地震の激震地域で停電や断水が続くことは容易に予測されることから当初からライフラインが確保された周辺市町村も含めた地域に避難所を開設するよう考え方を転換すべきだろう。今回、旅館・ホテルへの２次避難も立ち上がりが遅く課題を残した。落ち着いた段階で検証が求められる。被災した方々に心からお見舞いを申し上げるとともに国などには復旧と被災者の生活再建支援に全力をあげてもらいたい。

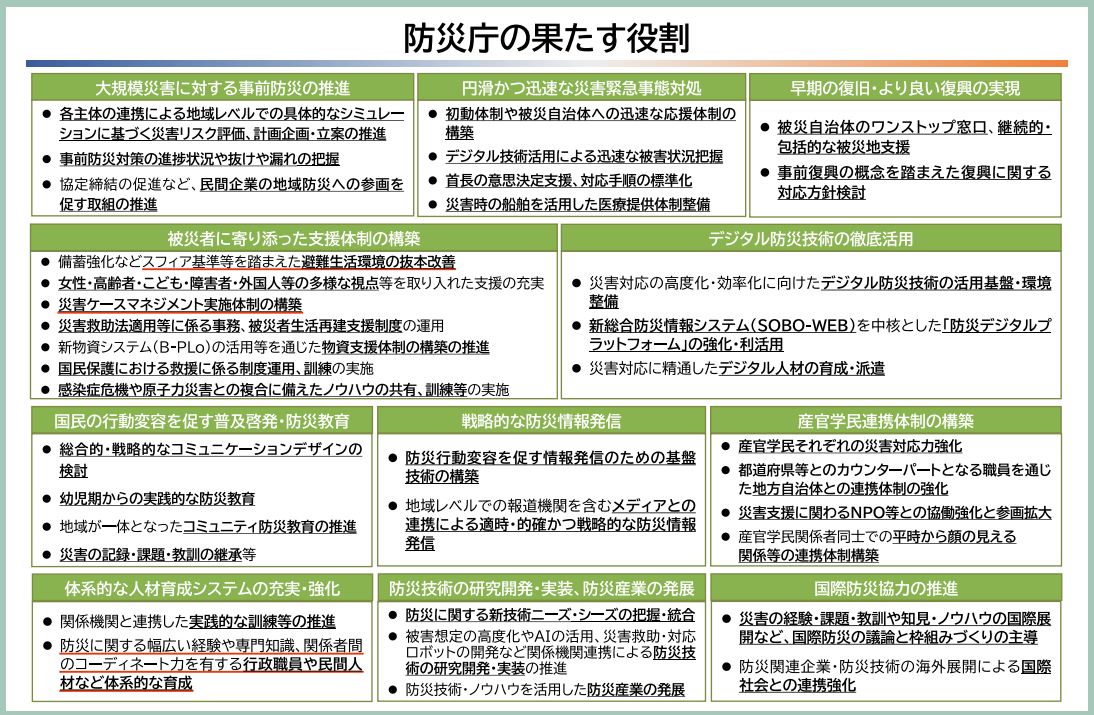


図５　防災立国の推進に向けた基本方針（令和7年12月閣議決定）　※赤色の下線は筆者が加筆

第９回　予防業務優良事例表彰

「予防業務優良事例表彰」は、全国における各消防本部の予防業務の取組のうち他団体の模範となる優れたものを表彰し、広く全国に紹介することにより、予防行政の意義や重要性を広く周知し予防部門のモチベーション向上を図るとともに、各消防本部の業務改善に資することを目的として、消防庁において平成28年度に創設されたものである。第９回の応募事例の中から、消防庁長官賞、優秀賞を受賞した事例について紹介する。

優秀賞

電子署名で完全ペーパーレス！
〈申請から検査済証交付までをDX、GX化〉

姫路市消防局予防課

はじめに

当局は、姫路市と市川町、福崎町、神河町を管轄しており、管轄人口は約56万人、管轄面積は約865㎢であり、１本部・５消防署・２分署・13出張所・消防車両等120台・消防艇等２隻・消防職員618人、消防団は８団・72分団、消防団員2,777人で安全・安心を担っている（令和８年４月１日現在）。

姫路市には日本が世界に誇る国宝姫路城があり、平成５年12月に奈良の法隆寺とともに、日本で初の世界文化遺産に指定されている。なお、令和７年度の来城者数は約156万人であった（写真１）。



写真１　国宝姫路城（提供：姫路市）

背景

姫路市では、Society5.0時代の仮想空間と現実空間を融合させる先端技術を生かし、行政サービスの利便性の向上や地域課題の解決、行政事務の効率化を図ることを目指し、「スマートシティの推進」を政策に掲げている。この政策を踏まえ、当局では、各種手続における電子申請等の拡充、デジタル機器を活用したオンライン検査、防火管理講習オンライン化を実施している。

当局における防火対象物の使用開始に係る検査は、「消防用設備等設置検査」と「使用開始検査」である。これに係る「各種届出の受理→届出書類の内容審査→検査→検査結果通知書の交付→決裁→検査済証の交付」の手続きを全て「紙」で行っていた。

上記手続きを進めることによる事務的・経費的負担が大きいことに加え、管理する防火対象物の増加とともに書類等の保管スペースがひっ



写真2　タブレット等を使用した書類審査



写真3　検査用端末を使用した現地確認検査

迫していくことが目下の課題であった。

内容

令和３年度に、火災予防分野の各種手続における電子申請等の導入をスムーズにすることを目的に、本部予防課員と各署予防担当者で構成するプロジェクトチームを立ち上げ、電子申請の導入に際する業務プロセスの構築と必要となる機材（ディスプレイ等）の洗い出しを行った。

並行して、検査済証を電子交付するために、LGPKI（地方公共団体組織認証基盤）より消防長、消防署長の電子署名（職責証明書）を取得した。

成果

電子化における大きな課題のひとつであった公印押印に関して、電子署名の付与が可能となったことから、検査済証や防火管理オンライン講習の修了証の電子交付も可能となり、「各種届出の受理から検査済証の交付まで」の事務のDX化（業務フローの改善）とGX化（ペーパーレス化）を図ることができた。

以下に、改善後の事務フローと得られた成果を示す。下線を付したものは、本取り組みにより整備したものである。

⑴**届出受理**

- 申請者が姫路市オンライン手続ポータルサイトにて電子申請
- 申請者に対して申請を受理した旨の自動返信機能あり
- 任意の時間にまとめて受付処理をすることができるため、事務的負担が軽減

⑵**書類の確認**

- 書類をダウンロード
- 図面審査用ソフト（ペンコネクト）と液晶ペンタブレットを用い、ディスプレイに図面を映し出し、内容を審査（写真２）

⑶**検査**

- 検査用端末に検査書類を転送し、現地確認検査（写真３）

⑷**検査結果の通知**

- 検査用端末で、検査結果通知書を作成し、検査立会者からタッチペンで署名を得る（写真４）。
- 帰署後、検査立会者に検査結果通知書を電子メールで交付

⑸**電子決裁及び電子管理**

- 検査関係書類を電子決裁後、電子管理用の台帳として電子保管
- 図面保管スペースのひっ迫が緩和

⑹**検査済証の交付**

- 電子署名を検査済証に付与
- 検査立会者に検査済証を電子メールで交付
- 対面手交に比べて事務的負担が軽減

更なる取り組み

上記取り組みは、令和６年から５署のうち１署で運用しているが、実績は数件のみである。依然、紙による申請が多いことは課題であるが、



写真4　検査立会者の検査用端末への署名

完全ペーパーレス化を選択肢のひとつとして実現できたことは、申請者の利便性の向上に大きく寄与したと考えている。

当局の更なる電子化の取り組みとして、消防同意の事前相談に関するWeb予約を令和７年６月から開始している。申請者側のメリットは、24時間365日いつでもどこでもスマートフォンやパソコンから予約できることである。消防側のメリットは、事前相談の電話対応に係る時間を他の業務に回せるようになり、事務的負担が軽減されたことである。さらに、設計図書等の電子データの添付にも対応しており、消防側が事前相談前に図面等を確認することで事前相談が円滑に行えるというメリットがある。Web予約は運用開始時から令和８年５月31日までで163件の実績があり、申請者から好評の声をいただいている。

また、Web会議ツール等を活用した相談対応を令和７年10月から開始している。Web相談の利用者のメリットは、遠方から来局することなく相談が可能なことである。Web相談は運用開始時から令和８年５月31日までで14件の実績があり、こちらも利用者から好評の声をいただいている。Webによる予約や相談を導入されている本部で更なる案をお持ちの方は情報共有をお願いしたい。

当局は、令和６年12月時点で独自システムの電子申請による受付可能な届出種類（予防課関係分）が18種類であったが、令和８年５月時点では23種類となり、年度ごとの全体の届出数に対する電子申請届出数の割合は令和６年度が13%、令和７年度が20%、令和８年度（令和８年５月31日現在）が24%と着実に増加している。

当局の電子申請に関する広報は、届出時の窓口での案内、消防検査時の案内のほか、当局公式インスタグラムを活用した情報発信なども実施しており、フォロワー数は約５万人にも上る。インスタグラムを活用した広報も非常に効果的であると思われる。

今後も対面等のアナログでの周知やSNS等のデジタルで情報発信を併用した幅広い広報を実施し、電子申請の普及及びペーパーレス化の推進に努めるとともに、市民一人ひとりの尊い「命」を守り抜くため、安全・安心な体制の構築に邁進していきたい。



電子申請のポスター

消火設備 送水圧力調整 自在です。

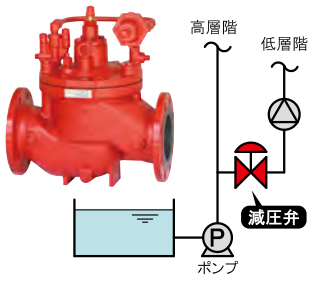
(一財)日本消防設備安全センター型式認定品 認定番号 減圧弁:VA-047号 VA-102号 VA-107号　一次側圧力調整弁:VA-048号

屋内消火栓、スプリンクラ消火設備に最適。

減圧弁

過大・変動圧力を
減圧で希望の圧力に調整。



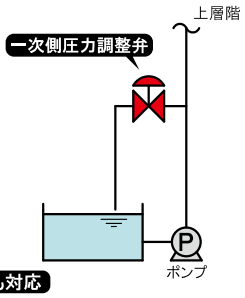


呼び径 40・50/CAC製

一次側圧力調整弁

過大・変動圧力を
放出で希望の圧力に調整。





呼び径 40～150/10K・16K・20K/FC・FCD製 **圧力計付も対応**

流れ・ビューティフル
株式会社 ベン
URL；https://www.venn.co.jp

本社　〒231-0013 神奈川県横浜市中区住吉町3-30
TEL. 045(227)5241　FAX. 045(227)5234
営業所 東京/西関東/東関東/北関東/関越/新潟/仙台/盛岡/札幌
大阪/岡山/名古屋/静岡/金沢/広島/福岡

ISO9001 認証工場
岩手工場/相模原工場

火災通報装置をご利用されている事業者様へ機器に関する大切なお知らせ

ご利用の火災通報装置の特定機種（下記に記載）において、消防機関からの折り返しの連絡を正常に受けられなくなる場合があることが確認されましたので、お知らせいたします。
なお、火災通報装置から消防機関への通報は問題なく動作いたします。

会社名	メーカー型番	安全センター認定番号	生産期間
サクサ株式会社	SDE-204F(4)	火通-022号	2011年2月～2017年3月
パナソニック株式会社	BGF1197	火通-023号	2011年2月～2017年1月
ホーチキ株式会社	HSDE-204F(4)	火通-034号	2011年3月～2017年2月
株式会社初田製作所	HASDE-204F III	火通-036号	2012年1月～2017年2月
能美防災株式会社	CAFJ001-R	火通-038号	2012年3月～2016年11月

サクサ株式会社　サポートセンタ 0570-001-393 電話：050-5507-8039
受付時間：月曜～金曜　9:00～12:00、13:00～17:30
（土曜、日曜、祝祭日および当社指定休日を除く）

https://www.saxa.co.jp/news/information/detail/20260227_1485.html

意思疎通が困難な外国人関係者に対する違反処理

危険物無許可貯蔵・取扱い消防法第16条の6命令

名古屋市消防局規制課（危険物担当）

はじめに

名古屋市は、東京・大阪に次ぐ日本三大都市の一つで尾張徳川家のお膝元として栄えた歴史があり、自動車産業を筆頭とする世界レベルの先端技術産業が集積する日本有数の産業都市である。その中でも港区は、名古屋市の南西部に位置し、伊勢湾に面した港湾地域である。区内には、石油コンビナート区域をはじめ、物流施設、工場、住宅地、商業施設、観光施設などが混在しており、危険物の貯蔵・取扱いに関係する事業所も多く存在する。

また、区の特徴として在住外国人の数が約1.2万人と区内人口の約９％（令和７年10月１日現在）を占めている。本稿では、警察機関との連携により、自動車解体工場における危険物の無許可貯蔵を覚知し、消防法に基づく命令を発令した事案について、発見から改善に至るまでの経過を紹介するとともに、本事案から得られた課題や成果について述べる。

対象物概要

事業所は、名古屋市港区内に所在する自動車解体工場である（写真１）。用途は(12)項イに該当する工場で、建物は２階建ての準耐火構造、



名古屋城とはしご車

延べ面積は約490㎡、設置義務のある消防用設備等は消火器であった。廃車を仕入れ、解体した上で部品をオークション等により販売する事業を行っていた。


写真1　建物外観

違反覚知

令和６年10月、港警察署から、自動車解体工場への立入検査に当たり、港消防署に協力依頼があった。警察機関の目的は、古物営業の確認、外国人の不法滞在の確認、盗難車両の有無の確認等であり、「ヤードにおける盗難自動車の解体の防止に関する条例」（以下「ヤード条例」という。）に基づく立入検査であった。

このヤード条例は、盗難自動車の解体や輸出を防止することを目的としており、自動車解体の場所に関する届出、標識の掲示等を求めるものである。また、警察職員には、ヤード、事務所その他の場所へ立ち入り、物件の検査や関係者への質問を行う権限が規定されている。

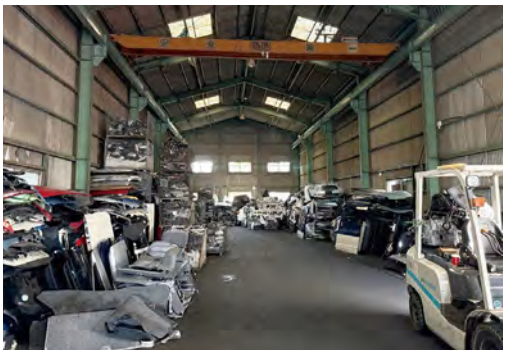
消防としても、事業所の実態把握及び消防法令適合状況の確認を目的として、合同立入検査に参加することとした。

立入検査当日は、愛知県警察本部及び港警察署から７名、港消防署予防課から４名の計11名で複数の事業所を確認した。そのうちの１つが、今回無許可貯蔵の現場となった自動車解体工場である。

当該事業所は、外国人２名により経営されており、日本語による意思疎通が困難であったため、現場では翻訳アプリを使用しながらの対応となった。

工場内（写真２・３）には、解体された自動車部品が多数保管されており、作業場所と保管場所が明確に区分されていない状況も見受けられた。工場中央付近の「ガソリン」と表示された看板の下に複数のドラム缶が保管されている状況を確認した（写真４）。関係者への聴取により、当該ドラム缶には消防法上の危険物である第４類第１石油類非水溶性液体のガソリンが入っていることが判明した。

貯蔵量は、200L入りドラム缶４本、合計800Lであり、ガソリンの指定数量200Lに対して４倍に相当するものであった。また、当該ガソリンは、解体した自動車から乾電池式ポンプを用いて抜き取り、ドラム缶に貯蔵していたものであり、自家用車やフォークリフトの燃料として使用していると関係者から聴取した。また、使用されていたポンプは防爆仕様ではなく、貯蔵方法及び取扱方法の両面において火災危険が


写真2　建物内部北向き

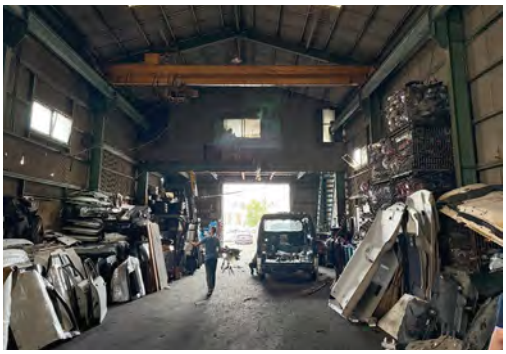

写真3　建物内部南向き



写真4　ガソリンの入ったドラム缶

高い状況であった。

命令に至るまでの対応

本件は、指定数量以上の危険物を無許可で貯蔵･取扱いしているものであり、消防法第10条第１項に違反することは明白であった。さらに、ガソリンの貯蔵量、抜取り方法の状況等を総合的に判断すると、火災予防上、危険性を排除するための措置が必要であると認められた。

現場では、関係者に対し、指定数量の考え方や違反状況についての説明を翻訳アプリを用いて試みたが、危険性や法令違反の重大性が十分に伝わっているとは言い難い状況であった。また、ガソリンを直ちに除去することに消極的な発言もあった。

このため、立入検査終了後名古屋市消防局本部（以下「消防局本部」という。）と港消防署で対応方針を協議し、以下の事項が決定された。

- 消防法第16条の６第１項に基づく命令を発令すること
- 履行期限は関係者がガソリンを除去できる最短の時間とすること
- 必要に応じて産業廃棄物処理業者へ依頼するよう指導すること

その後、再度現場を訪問し、関係者に対して口頭命令を実施した。命令後、関係者から「ニホンゴワカラナイ」と日本語で発言があったが、命令に従わない場合には告発等の手続きに移行する可能性がある旨を説明したところ、態度が一変し、履行する意思を示した。本当に日本語が分からないのか、それとも不都合な説明だけに分からないふりをしているのか、判断に迷う場面であった。

命令書の作成及び公示に当たっては、消防局本部が法人登記を迅速に取得し、命令の名宛人を確定した。港消防署においても、署に残留した職員が命令書及び公示の準備を並行して進めたことにより、短時間で必要な事務処理を行うことができた。さらに、庁内のチャットサービスを活用し、本部と署がリアルタイムで情報共有を行ったことも、迅速な命令執行に大きく寄与した。

命令の改善

翌日、履行期限の時刻に現地を確認したところ、ガソリン入りのドラム缶は１本に減少しており、その量も約190Lであった。指定数量未満となったことから、命令事項については改善されたものと判断した。

一方で、依然として貯蔵量は指定数量の0.95倍に相当しており、名古屋市火災予防条例に基づく少量危険物の規制に抵触していたため、査察結果通知書を交付し、少量危険物貯蔵取扱所として適正に管理する方法や貯蔵･取扱量を指定数量の５分の１未満に抑える方法について指導した。

その後も追跡立入検査を実施し、令和７年１月には、従前のドラム缶が撤去され、危険物保安技術協会認証品の携行缶２本、合計40L未満で管理されていることを確認した（写真５）。さらに後日、事前連絡を行わず立入検査を行い、危険物の貯蔵･取扱いが適切に維持されていることを確認し、消火器の点検結果報告書も提出されたことから、本事案に係る不備事項はすべて改善された。

まとめ･今後の課題

本事案を通じて得た成果や課題については以下のとおりであった。



写真5　改善状況

第１に、警察機関との連携の重要性である。

自動車解体工場やヤードは、消防が保有する事業所情報だけでは十分に把握できない場合がある。特に、届出のない施設や、事業実態が外部から分かりにくい施設については、警察機関が把握している情報や立入機会が、消防法令上の違反覚知につながることがある。今後も、関係機関との情報共有及び合同立入検査を継続的に実施することが有効である。

第２に、意思疎通が困難な外国人に対しては、多角的なアプローチによる指導が有効である。

本件では翻訳アプリを活用したが、危険物規制の内容や命令の法的効果を正確に理解してもらうためには、単なる翻訳だけでは不十分な場合がある。指定数量、無許可貯蔵、少量危険物、命令、告発といった専門的な用語については、写真、図、数量の比較、具体的な禁止事項を示しながら説明するなど、相手方の理解度を確認しつつ指導する必要がある。

第３に、違反処理においては、客観的かつ迅速な判断が求められる。

本件は、ガソリン800Lを無許可で貯蔵し、防爆仕様でないポンプで抜取りを行っていた事案であり、火災危険及び公共の安全への影響を考慮すると、行政指導のみで長期間、是正するまで待つことは適切ではなかった。現場状況、危険物の貯蔵量、関係者の対応状況を客観的に評価し、必要な場合には命令を含めた違反処理へ速やかに移行することが重要であると感じた。

第４に、組織的な支援体制の重要性である。

現場職員だけで命令書、公示、名宛人確認、その他事務処理のすべてを短時間で処理することは容易ではない。本件では、消防局本部並びに港消防署の現場職員及び署内残留職員が役割を分担し、チャットサービスを用いて情報を即時共有したことで、実効性のある違反処理を行うことができた。現在は査察用タブレット端末が導入されており、現場での情報確認や本部との連携はさらに円滑になることが期待される（写真６）。

近年、自動車解体工場や解体ヤードでは、解体中の車両や残留燃料に起因するとみられる火災が各地で発生している。これらの事案は本件と直接関係するものではないが、危険物の不適切な管理が重大な火災事故の発生要因となり得ることを示している。

愛知県内にも自動車解体工場やヤードが多数存在するとされており、未届のまま運営されている施設が存在する可能性も否定できない。

危険物の不適切な管理により、ひとたび火災が発生すれば、従業員や周辺住民の生命、身体及び財産に重大な被害を及ぼすおそれがある。本事案を契機として、自動車解体工場等における危険物管理の実態把握を進めるとともに、関係機関と連携した効果的な違反是正を継続していきたいと考えている。



写真6　導入されたタブレット

防災を学ぶ学生の今昔（いま むかし）

常葉大学名誉教授　重川希志依

防災を志す学生たち

私が勤めている大学は2000年4月に開学されました。初代学長を務めた徳山明先生は、阪神・淡路大震災が発生した時に兵庫教育大学で教鞭をとっていらっしゃいました。専門は地質学ですが、神戸の震災時には学生を動員してボランティア活動を実践するなど、防災は自然科学と社会科学が融合することが不可欠であるとの持論をもっていました。静岡県内に新しい大学を設立するにあたり、ぜひ「防災」を学問として学ぶ大学をつくるべきとの思いから、設立準備に関わり、初代学長を務めることになりました。

第１期生の多くは、阪神・淡路大震災を中学２年生の時に経験した学生たちでした。被災地の復興も道半ばであり、社会的にも震災に対する関心はまだまだ高く、震災をきっかけに防災を学びたいという志望動機の学生が多くいました。さらに男女を問わず将来は消防士志望という学生がとても多く、私のゼミでも18人の学生のうち５人が消防士となり、今は中堅幹部としてそれぞれ活躍しています。当時は超就職氷河期で、消防士を含め公務員試験は難関でしたが、消防士になりたい一心で頑張り「生まれてからこんなに必死で勉強したことはなかった」と学生たちは言っていました。

また地元消防本部には、消防訓練の機会を提供していただき、学生たちは通常では経験することのできない貴重な体験をさせていただくことができました。地域で学生たちの学びを応援していただいたことに、今も感謝の念で一杯です。

福利厚生と初任給

ところが、ここ10年くらいの間の変化でしょうか、学生たちが就職先を決める時に、「福利厚生と初任給」を職場決定の重要な条件と考える傾向が高くなってきました。過労死やブラック企業という言葉の定着、働き方改革の推進などにより、学生の職場に求める条件は大きく変わり、特にここ数年はどの業界も人手不足のため初任給がどんどん上昇しています。初任給が先輩職員の給料を上回るという事態も起きているのです。

しかしもちろん、社会貢献や仕事のやりがいという点で就職先を決める学生も存在し、防災を学んできたマインドを活かせる仕事についてもらいたいと願っています。防災に関わる仕事というと、被災地で活躍する消防や警察、あるいは自衛隊しか頭に浮かばない学生も多い中、様々な職種で防災の知識を活かすことができることを知ってもらいたいと考えました。そこで私が担当する「防災行政論」という講義では毎年、消防、警察、自衛隊に加え、県の危機管理部局、県の土木部局、県の建設部局、国土交通省の河川国道事務所などの職員を講師に招き、業務の内容や防災との関わり等を講義してもらっています。

講義終了時に学生に対して「どの仕事に関心を持ったか、どの職場に魅力を感じるか」を聞くのですが、毎年第１位となるのは国土交通省河川国道事務所です。仕事の内容が多様であること、現場で防災や安全につながる仕事ができること、職場環境が良さそうであることなどがその理由です。

世の中には色々な仕事があることを知り、その中で自分が興味を持て、やりがいを感じる職場の選択肢を増やすこと、今どきの防災を学ぶ学生たちに、今だからこそ身に付けてもらいたい力です。

芦森工業製 消防用／消火栓用ホース自主回収のお願い

当社は消防用／消火栓用ホースの一部に消防法令上の規格に適合しない製品の自主的回収を行っています。
下記該当製品を発見された場合は「回収窓口」にご連絡をお願い申し上げます。

呼称	自主回収対象型式番号	自主回収対象製造年
使用圧：1.6		
65	コ第7~13号	2002~2008
	コ第11~11号	2002~2005
	コ第14~10号	2005~2008
	コ第14~10~1号	2003~2008
	コ第15~1号	2005~2008
	コ第15~4~1号	2003~2008
	コ第58~11~5号	2002~2007
	コ第15~4号	2004~2008
65/50	コ第11~16号	2002~2006
50	コ第1~10号	2003~2008
	コ第1~10~1号	2007、2008
	コ第11~12号	2002~2008
	コ第15~3号	2003~2008
40	コ第3~4号	2007、2008
	コ第3~4~1号	2007、2008
	コ第11~13号	2002~2008
使用圧：1.3		
65	コ第2~2~1号	2002、2003
	コ第2~2~3号	2002、2004
	コ第10~8~1号	2002、2003
	コ第10~8~2号	2003

呼称	自主回収対象型式番号	自主回収対象製造年
65	コ第11~18号	2002~2005、2007
	コ第14~11号	2002~2008
	コ第14~11~2号	2008
	コ第14~21号	2003~2008
	コ第14~21~1号	2003~2008
	コ第15~6号	2004~2008
	コ第15~6~1号	2003~2008
	コ第15~28号	2003~2008
	コ第18~47号	2007、2008
	コ第58~14~1号	2007、2008
65/50	コ第11~14号	2002~2008
50	コ第1~8号	2003~2008
	コ第1~8~1号	2004~2008
	コ第2~9号	2002~2008
	コ第2~9~1号	2002~2008
	コ第8~12号	2002~2007
	コ第15~16号	2003~2008
	コ第15~16~1号	2003、2006~2008
	コ第60~4~1号	2002~2007
	コ第60~4~3号	2002~2005、2008
	コ第60~4~4号	2002~2008

呼称	自主回収対象型式番号	自主回収対象製造年
40	コ第3~3号	2002~2008
	コ第3~3~1号	2007、2008
	コ第4~13号	2002~2008
	コ第4~13~1号	2002~2008
	コ第15~7~1号	2003
	コ第53~6号	2002~2008
	コ第53~7号	2002~2008
使用圧：0.9		
65	コ第53~32号	2004、2008
	コ第53~32~1号	1999~2007
	コ第61~13号	2002、2004~2008
65/50	コ第12~7号	2000、2001、2003~2008
50	コ第12~3号	2000、2001、2003~2008
使用圧：0.7		
40	コ第4~14号	2007、2008
	コ第7~28号	2003、2004
	コ第10~4号	2000、2001
	コ第15~27号	2004~2006
	コ第15~42号	2005、2008

【ホース回収窓口】 0120-244-557 （フリーダイヤル）
受付時間（土日祝除く）：午前9時～午後5時

アシモリ **芦森工業株式会社** https://www.ashimori.co.jp/

トーヨー

クレモナ避難はしご

一般財団法人　日本消防設備安全センター　認定品

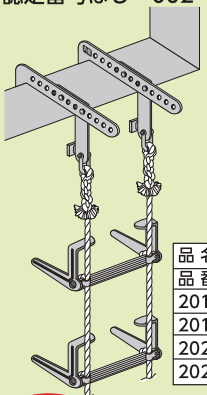
イザというときお役に立ちます。



災害や火災から尊い生命を守る命綱
屋外への脱出には軽くて扱い易い避難はしご「オリールⅡ型」

オリールⅡ型

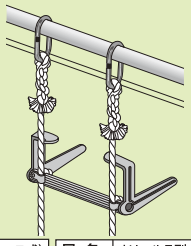
（可変フック式）
認定番号はし－002 号



品 名	オリールⅡ型(可変フック式)		
品 番	全 長	有効長	用 途
2013	4.5m	3.9m	2 階用
2016	5.4m	4.8m	
2022	7.3m	6.7m	3 階用
2025	8.3m	7.7m	

オリールⅡ型－B

（カラビナ式）
認定番号はし－002－1号



品 名	オリールⅡ型－B(カラビナ式)		
品 番	全 長	有効長	用 途
7013	4.4m	3.9m	2 階用
7016	5.3m	4.8m	
7022	7.2m	6.7m	3 階用
7025	8.2m	7.7m	

トーヨー **トーヨー消火器工業株式会社**
〒136-0074　東京都江東区東砂 2-1-13　TEL,03(3646)7227(代)
http://www.toyosyokaki.jp

事例研究

福岡市消防局　川越怜史

パワーステアリングホースが発熱して出火に至った事例

ここではエンジンアースのナットの脱落を起点として形成された回路によって過熱、出火に至った事例を紹介する。原因の解明にあたり車両の電気回路や構造に関する知識を要した。本稿が読者の参考になれば幸いである。

●はじめに

本火災は、福岡市内で発生した車両火災である。

積み荷の点検のために路上に駐車していたトラックのエンジンを始動しようとしたところセルモータの回転が悪くエンジンがかからず、エンジンルームを確認するとパワーステアリングホース付近に火炎が立ち上っていたものである。

製造業者との合同見分の結果、エンジンアースの端子が離脱していたことで、スタータ始動時の電流がパワーステアリングホースに流れて当該ホースが発熱し、出火に至ったものと判明した。

本事例は、エンジン右側に取り付けられたエンジンアース端子の離脱という原因によってエンジン左側に取り付けられたパワーステアリングホースが発熱したものであり、車両の不良箇所と出火箇所が離れた場所であるなど、車両の電気回路や構造に関する知識がなければ出火原因の解明が困難な事例であった。

本事例を広く周知し、今後の火災調査に資することを期して紹介するものである。

⑴発生概要

平成31年３月の６時頃、福岡市内で発生した車両火災である。大型トラックのエンジンルームの一部（パワーステアリングホース、エアドライヤー供給ホース及びキャブエアサスペンションプロテクションバルブ）を焼損し、死傷者は発生していない（写真１、２）。



写真１　焼損車両

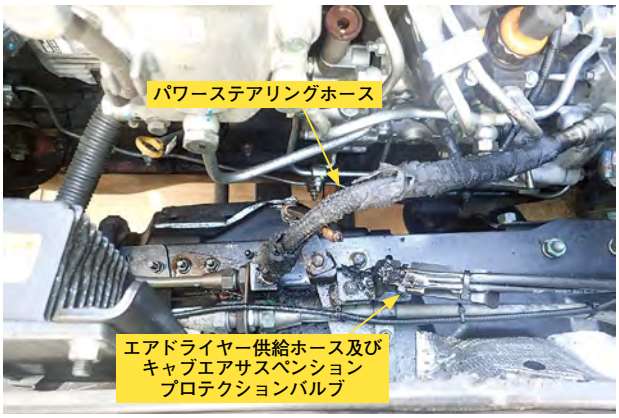


写真２　エンジンルームの状況



写真３　焼損箇所

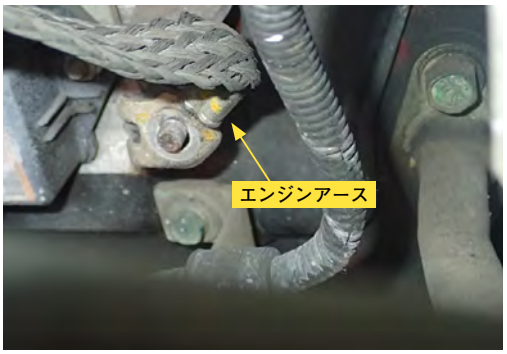


写真４　エンジンアースの状況

⑵関係者の供述

出火時に作業を行っていた運転者の供述を要約すると、以下のとおりである。

福岡市内まで建材を運んできた。昨日は山口県の防府市で寝た。

３時20分頃に防府を出発し、下道を走って６時30分頃にここに到着した。到着後、荷物に荷崩れがないかを確認するためにエンジンを切りウィングを開けて確認した。

運転席に戻りエンジンをかけようとセルを回したが、セルは回りきっていないようでエンジンがかからなかった。何回かセルを回していると、焦げ臭いにおいがしてエンジン付近から煙が出てきた。エンジンルームを見るとグリルの奥、助手席側に火が見えた。近くにあったペットボトルの水を掛けたが火は消えなかったので、119番通報をした。

最近は、セルの回りはあまり良くなく、エンジンの始動性が悪いことがあった。整備はディーラーにお願いしている。

●出火箇所の判定について

焼損しているのは大型トラックのエンジンルームのパワーステアリングホース、エアドライヤー供給ホース及びキャブエアサスペンションプロテクションバルブのみであることから、パワーステアリングホース付近を出火箇所として判定した。

⑴出火箇所中の火源

出火箇所中の火源については、次のとおり検討した。

電気配線等の焼損はないことから、電気配線の短絡等によって出火した可能性はない。

パワーステアリングホースは、ハンドル操作を油圧で補助するパワーステアリングオイルが充填されている。パワーステアリングオイルは、ハンドル操作に伴う圧力や、エンジンの放熱を受けて熱をもつことはあり得るが、発火に至ることは考えにくい。本事例においては、焼損車両はエンジンを止めて停車している状態であったことから、パワーステアリングオイルの発熱によって発火した可能性はない。

出火箇所中に存在する火源は以上であり、いずれの火源も出火に至るとは考えられない。

放火の可能性についても考察するが、焼損箇所は通常、キャビンがかぶさる位置であり、外部からのアクセスが容易ではないことから、放火の可能性は低いものの否定するに足る根拠もない（写真３）。

⑵焼損物自体が火源となった可能性

焼損車両の見分中に、エンジンアースの締め付けナットが離脱している状況を認める（写真４）。

エンジンアースは、エンジンルームの運転席側に位置しており、出火箇所であるパワーステアリングホースはエンジンルームの助手席側である（図１）。

アースボルトは、エンジンアース端子との接触箇所が一部溶融している（写真５）。

以上のとおり、エンジンアースには明らかな

異常が生じている。

よって、エンジンアースの不良によってパワーステアリングホースが発熱した可能性について、以下のとおり考察した。

①エンジンアースとは

自動車には、様々な電気装置が取り付けられている。これらはバッテリーと接続され、電流が流れることで機能している。

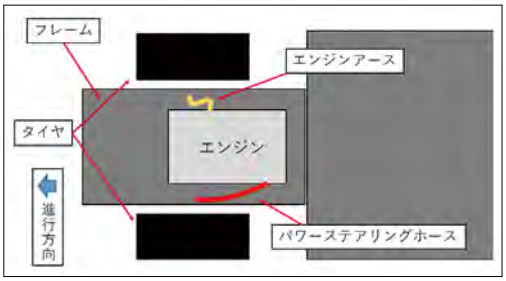


図1　焼損車両の状況



写真5　アースボルトの溶融状況

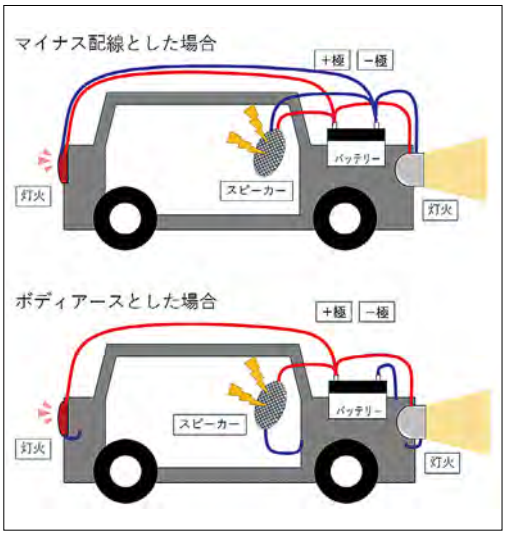


図2　ボディアースについて

自動車は車体が金属であるため、フレームなどの車体自体をマイナス線として活用している。これをボディアースという。ボディアースとする理由は、車内の配線を少なくして軽量化やコストダウンを図ることにある（図2）。

エンジンには、スパークプラグやスタータモータなどの装置が取り付けられている。これらの装置もボディアースを介した電気回路を形成しているが、エンジンは振動が生じることからフレームに直接接合されておらず、緩衝材のゴムを介してフレームに固定されている。ゴムという絶縁体によってフレームとエンジンが隔てられているため、そのままでは電気回路の形成が不可能である。そこで、フレームとエンジンを導電体で結合することで、エンジン自体がマイナス線として機能するようにしている。この導電体が「エンジンアース」である（図3）。

②エンジンアースの不良によって生じる現象

焼損車両は、エンジンアースの締め付けナットが離脱している。

エンジンアースは太いメッシュ状の金属素材で、導電性と放熱性が高い構造である。エンジンアースの取り付け端子は、ナットで締め付けることでフレームと密着し、導通が確保される。このようにエンジンアースが導電性を高めてある理由は、スタータモータの作動時に大電流を必要とするためである。

合同見分に参加していた車両製造事業者の従業員によると、焼損車両の始動時には約1,000Aの大電流がエンジンアースに流れるとのことであった。

焼損車両は、エンジンアースの締め付けナットが離脱した状態でエンジンを始動しようとしたため、アースボルトとエンジンアース取り付け端子の接点部分が過熱し、アースボルトが溶融したものと考えられる。

ここで、パワーステアリングホースについて解説する。

パワーステアリングホースは、ハンドル操作を油圧で補助するパワーステアリングオイル

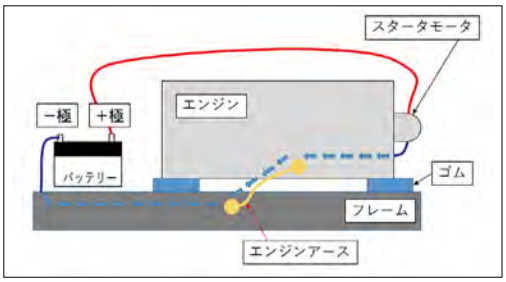


図3　エンジンアース

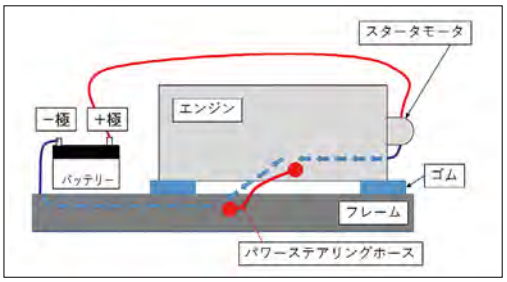


図4　パワーステアリングホースを介した回路

が充填されている。ホースは、内部の油圧が高まった際に膨らんで圧力を逃がしてしまわないように、鉄製のメッシュによって覆われている。また、パワーステアリングホースは、エンジンブロックからフレームにまたがるように取り回されている。

このように、パワーステアリングホースは、鉄製のメッシュ素材によって導電性があり、エンジンブロックとフレームをつないでいることから、エンジンアースのように回路を形成していることがわかる（図4）。

焼損車両においては、エンジンアースの接触面積が極端に減少していたことで、スタータモータの作動に必要な電流が不足し、パワーステアリングホースの鉄製メッシュを通じてフレーム（ボディアース）に大電流が流れた可能性が高い。そして、パワーステアリングホースの鉄製メッシュは、大きな電流を流すことを想定した構造ではないことから発熱し、発火に至ったものと考えられる。

●結論

以上のように考察した結果、出火箇所中に存在する火源として見分されたもののうち、「パワーステアリングホースそのものが発熱した」とする以外に出火に至る状況は考えにくい。また、「運転席に戻りエンジンをかけようとセルを回したが、セルは回りきっていないようでエンジンがかからなかった。何回かセルを回していると、焦げ臭いにおいがしてエンジン付近から煙が出てきた。」という運転者の供述についても、スタータモータを作動させるための電流がパワーステアリングホースに流れたと考えると説明が可能である。

よって、本件火災の出火原因はエンジンアースのボルト止めが不十分であったことから導通が悪くなり、エンジン始動時の大電流がパワーステアリングホースに流れたことでパワーステアリングホースが発熱し、出火したものと判定する。

●おわりに

本件火災は、エンジン始動時の大型トラックから出火した車両火災である。

出火の要因であるエンジンアースのナットが脱落した原因については不明であるが、出火場所までトラックが走行していることなどを考えると、エンジンの振動によって少しずつ緩んでいった可能性が高く、類似の火災が発生する可能性は否定できない。

本事例については焼損が非常に軽微で、調査上、想定される出火原因の可能性が限定されていたことから、詳細な調査を実施し、原因を究明することができた。

しかしながら、その出火メカニズムはエンジン右側に取り付けられたエンジンアース端子の離脱によってエンジン左側に取り付けられたパワーステアリングホースが発熱したものであり、車両の不良箇所と出火箇所が離れた場所であるなど、車両の電気回路や構造に関する知識がなければ出火原因の解明が困難な事例であった。

本事例を紹介することで、今後の調査業務の参考となれば幸いである。

第2回 消防設備を支える資格とは? 工事・整備・点検を担うプロフェッショナル

一般財団法人日本消防設備安全センター業務部



加熱試験器等による感知器の点検



放水試験(総合点検)

8月号では、消火器や誘導灯、自動火災報知設備など、身近な建物に設置されている消防用設備等についてご紹介しました。こうした設備等は、設置されているだけでは十分ではなく、万一のときに確実に機能するよう、日頃から適正に整備・点検されていることが必要です。

その担い手となるのが、消防設備士や消防設備点検資格者といった資格者です。今回は、街の安全を「人の手」で支えるこれらの資格についてご紹介します。

●消防設備士――工事・整備を担う国家資格

消防用設備等の工事や整備は、誰でも行えるわけではありません。消防法では、工事や整備については、消防設備士免状の交付を受けた者でなければ原則として行ってはならないと定められています。

消防設備士には甲種と乙種があります。甲種は消防用設備等の工事および整備の両方を、乙種は整備のみ行うことができます。

免状は、扱える設備等の種類ごとに区分されています。甲種は特類および第1類から第5類まで、乙種は第1類から第7類まであります。例えば、第1類は屋内消火栓設備やスプリンクラー設備など、第4類は自動火災報知設備など、第6類は消火器、第7類は漏電火災警報器が対象です。また、甲種特類は、通常の消防用設備等に代えて設置することが認められる特殊消防用設備等を対象としています。

消防設備士試験は、指定試験機関である一般財団法人消防試験研究センターが都道府県ごとに実施し、免状は都道府県知事から交付されます。受験資格は区分によって異なり、乙種は誰でも受験することができますが、甲種の受験には一定の学歴や実務経験、他の資格などが必要です。

●消防設備点検資格者――点検の専門家

消防用設備等は建物所有者等が定期的に点検を行い、その結果を消防長または消防署長に報告することが消防法で義務付けられています。このうち、政令で定める一定の建物の消防用設備等については、消防設備士または消防設備点検資格者が点検を行うこととされています。

消防設備点検資格者は、消防庁長官の登録を受けた機関が実施する講習を修了考査に合格して、免状の交付を受けた者です。現在、日本消防設備安全センターが登録講習機関として、この消防設備点検資格者講習を実施しています。

資格は「第1種」「第2種」「特種」の三つに区分されています。第1種は消火器や屋内消火栓設備、スプリンクラー設備などの消火設備等を、第2種は自動火災報知設備や誘導灯、避難器具などの警報設備・避難設備等を、特種は特殊消防用設備等を、それぞれ点検す

消防設備士の免状区分と消防設備点検資格者の種類の対応

対象となる消防用設備等（主な例）	消防設備士（免状の区分）	消防設備点検資格者
屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備など	甲種・乙種　第1類	第1種
泡消火設備	甲種・乙種　第2類	第1種
不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備	甲種・乙種　第3類	第1種
自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備など	甲種・乙種　第4類	第2種
金属製避難はしご、救助袋、緩降機	甲種・乙種　第5類	第2種
誘導灯、誘導標識	— （消防設備士の対象外）	第2種
消火器	乙種　第6類	第1種
漏電火災警報器	乙種　第7類	第2種
特殊消防用設備等	甲種　特類	特種

※対象設備は主な例です。消防設備点検資格者は、第1種が消火設備等、第2種が警報設備・避難設備等の点検を担当します。誘導灯や誘導標識のように、消防設備士の工事・整備に係る免状区分としては対象外であっても、第2種消防設備点検資格者が点検を行うことができる設備等もあります。点検できる者の範囲や免状区分ごとの詳細な対象設備等は、最新の法令・告示をご確認ください。

ることができます。

講習を受講するには、消防設備士や電気工事士、建築士など一定の資格を有しているか、消防設備士のもとで消防用設備等または特殊消防用設備等の工事または整備の補助業務について、一定の実務経験があることなどが必要です。講習は３日間にわたって行われ、最終日の修了考査に合格すると免状が交付されます。

●資格を取ったあとも学び続ける

消防用設備等に関する技術は日々進歩し、関係する法令も改正されていきます。そのため、資格を取得したあとも、定期的に講習を受講することが法令で定められています。

消防設備士は、免状の交付を受けた日以後における最初の４月１日から２年以内に、その後は講習を受けた日以後における最初の４月１日から５年以内ごとに、都道府県知事等が行う講習を受けなければなりません。

消防設備点検資格者も、免状の交付を受けた日以後における最初の４月１日から５年以内ごとに再講習を受講し、免状を更新する必要があります。

こうした継続的な学びによって、資格者は常に最新の知識と技術を保ち、確実な工事・整備・点検を行うことができるのです。

●人の手が支える「もしもの備え」

建物に設置された消防用設備等が、火災のときに確実に機能する。その当たり前のように見えることの裏側には、資格を持った多くの人たちの日々の努力があります。正しく設置された設備等を丁寧に整備し、定期的に点検する。消防設備士や消防設備点検資格者は、まさに街の安全を足元から支える存在です。

建物の中で点検作業などを行う姿を見かけたら、それは「もしもの備え」を確かなものにするための、「いつものシゴト」なのです。





点検作業中の資格者

2消防本部共同開催による第2回違反事例研究会



宮城県
仙南地域広域行政事務組合消防本部
塩釜地区消防事務組合消防本部

仙南地域広域行政事務組合消防本部と塩釜地区消防事務組合消防本部では、危険物安全週間における取組の一環として、6月10日㈬、令和７年度に引き続き２回目となる違反事例研究会をオンラインで共同開催しました。

この研究会では、各消防本部が対応した危険物施設等における違反事例や指導事例をオンラインで発表し、違反是正に向けた対応方法や法令解釈上の課題について意見交換を行いました。

また、各消防本部における取組状況や運用上の工夫についても共有し、実務に活かせる知識や経験を相互に学ぶ機会となりました。

今後も情報共有と相互研さんを重ね、危険物保安規制のさらなる充実に努めてまいります。

管内特性に特化した危険物講習会を実施

丸の内消防署では危険物安全週間を捉え、６月10日㈬、11日㈭の２日間、危険物施設従事者等を対象に、集合形式による危険物講習会を実施しました。

管内特性に特化した一般取扱所や地下タンク貯蔵所に関する危険物施設等の事故事例と安全対策についての講演を行い、その後、電気火災実験や近年増加しているリチウムイオン電池からの火災を防ぐための注意点や出火した時の消火方法を学ぶためにAR（Augmented Reality 拡張現実）訓練機器を使用した訓練を行いました。

２日間で40事業所56名の方々が参加し、「改めて危険物や電気火災の危険性を知ることができ有意義であった」との声が寄せられました。



東京消防庁・丸の内消防署

改修工事完了を記念した地域住民向けイベントを開催



神奈川県 二宮町消防本部

二宮町消防本部では、消防庁舎大規模改修工事の完了を記念して、5月30日㈯に地域住民を対象とした「新消防庁舎町民開放デー」を開催しました。

当日は、庁舎見学をはじめ、救助隊による訓練披露や、車両乗車、防火衣着装、渡過訓練、応急手当、火災発生時の煙疑似体験などの各種体験コーナー、感震ブレーカーの展示ブース等を設け、多くの来場者でにぎわいました。

普段立ち入る機会の少ない庁舎内部の見学や各種体験を通じて、住民の皆様の消防業務への理解を深めるとともに、火災予防への関心を高めてもらうきっかけを作ることができたと感じています。

今後も地域に開かれた消防行政を推進し、住民との信頼関係のさらなる醸成に努めてまいります。

このコーナーへの投稿をお待ちしております。宛先：「月刊フェスク」編集室 E-mail henshu@fesc.or.jp

自動火災報知設備（P型1級受信機/G型受信機等）に関する製品不具合のお詫びと無償修理のお知らせ

弊社が2016年1月～2020年11月に製造したP型1級受信機/G型受信機において、液晶画面の異常表示、LEDの点灯やトラブル音などの不具合が発生する可能性があることが判明しました。

対象製品については、製品内部の基板を無償で交換させていただきます。

詳細情報は、弊社ホームページにてご確認お願いします。
https://panasonic.co.jp/ew/oshirase/pdf/pg20251001.pdf

対象製品の品番と製造年月日（6桁表記:例160720＝2016年7月20日）

	対象品番	対象 製造年月日（下記までの商品）
アドバンスP型1級複合受信機		
壁掛型	BVE3110H	～160720
	BVE3110HK	～180205
	BVE3115H	～160519
	BVE3115HK	～180316
	BVE3115HK9	～161212
	BVE3120H	～160609
	BVE3120HK	～180223
	BVE3120HK9	～180307
	BVE3125H	～160405
	BVE3125HK	～180209
	BVE3125HK9	～170912
	BVE3130H	～160617
	BVE3130HK	～180209
	BVE3135H	～160421
	BVE3135HK	～180222
	BVE3140H	～160829
	BVE3140HK	～180209
	BVE3140HK9	～171002
	BVE3150H	～160421
	BVE3150HK	～180206
	BVE3150HK9	～170706
	BVE3160H	～160613
	BVE3160HK	～180110
	BVE3160HK9	～161004
	BVE3310H	～200420
	BVE3310H9	～200508
	BVE3315H	～200908
	BVE3315H9	～190308
	BVE3320H	～200421
	BVE3325H	～200323
	BVE3330H	～200323
	BVE3335H	～200323
	BVE3335H9	～200214
	BVE3340H	～200324
	BVE3350H	～200324
	BVE3360H	～200324
	BVE3360H9	～190724

	対象品番	対象 製造年月日（下記までの商品）
アドバンスP型1級複合受信機		
自立型	BVE3270FK	～180404
	BVE3280FK	～170210
	BVE3290FK	～171130
	BVE32100FK	～171113
	BVE3470F	～200319
	BVE3470F9	～191001
	BVE3480F	～200214
	BVE3490F	～190708
	BVE3490F9	～181016
	BVE34100F	～191225
アドバンスP型1級受信機		
壁掛型	BVE1110H	～180307
	BVE1110H9	～170208
	BVE1115H	～180301
	BVE1115H9	～180208
	BVE1120H	～180222
	BVE1125H	～171220
	BVE1130H	～180316
	BVE1135H	～160120
	BVE1140H	～171027
	BVE1150H	～171027
	BVE1160H	～171114
	BVE1170H	～160120
	BVE1180H	～171226
	BVE1310H	～200220
	BVE1310H9	～191011
	BVE1315H	～200525
	BVE1320H	～200519
	BVE1325H	～200319
	BVE1330H	～200319
	BVE1335H	～190315
	BVE1340H	～200121
	BVE1350H	～191225
	BVE1360H	～200221
	BVE1370H	～190626
	BVE1380H	～200130
自立型	BVE1290F	～180109
	BVE14100F	～191211

	対象品番	対象 製造年月日（下記までの商品）
アドバンスP型1級受信機 特注品番		
壁掛型	BZE1	お問合せ下さい
	BZE11	
自立型	BZE9	
	BZE91	
フレキシブルP型1級複合受信機		
壁掛型	BVF3525H	～180308
	BVF3525HK	～200521
	BVF3525HK9	～200423
	BVF3530H	～180305
	BVF3530HK	～200522
	BVF3530HK9	～190827
	BVF3535H	～180213
	BVF3535H9	～171110
	BVF3535HK	～200316
	BVF3535HK9	～190805
	BVF3540H	～180305
	BVF3540H9	～160921
	BVF3540HK	～200518
	BVF3550H	～180227
	BVF3550HK	～200525
	BVF3550HK9	～181119
	BVF3560H	～180221
	BVF3560H9	～180411
	BVF3560HK	～200424
	BVF3560HK9	～180822
自立型	BVF3670F	～180412
	BVF3670FK	～200515
	BVF3670FK9	～180718
	BVF3680F	～180404
	BVF3680FK	～200512
	BVF3690F	～180221
	BVF3690FK	～200402
	BVF36100F	～180411
	BVF36100FK	～200617

	対象品番	対象 製造年月日（下記までの商品）
フレキシブルP型1級受信機		
壁掛型	BVF1125H	～180316
	BVF1125HK	～200518
	BVF1130H	～180308
	BVF1130HK	～200518
	BVF1130HK9	～190225
	BVF1135H	～180226
	BVF1135HK	～200312
	BVF1140H	～180220
	BVF1140H9	～171222
	BVF1140HK	～200427
	BVF1150H	～180302
	BVF1150HK	～200508
	BVF1160H	～171109
	BVF1160HK	～200306
	BVF1170H	～180212
	BVF1170HK	～190409
	BVF1180H	～180212
	BVF1180HK	～200305
自立型	BVF1290F	～180126
	BVF1290FK	～200401
	BVF12100F	～171123
	BVF12100FK	～200616
フレキシブルP型1級受信機 特注品番		
壁掛型	BZF13	お問合せ下さい
	BZF14	
自立型	BZF93	
	BZF94	
G型受信機		
壁掛型	BGJ35053H	～200702
	BGJ35103H	～200911
LPガス用1級受信機		
壁掛型	BGJ36053H	～191224
	BGJ36103H	～200226
防排煙連動操作盤		
壁掛型	BVF7115H	～200325
	BVF7120H	～200206

本不具合発生時においても火災監視機能は継続していますが、電源を切って再起動させると、正常に起動しない場合があります。本不具合発生時には、電源を切らずに速やかに、下記の『お問い合せ窓口』までご連絡ください。

パナソニック エレクトリックワークス株式会社

お問い合わせ窓口(フリーダイヤル):0120-287-131
受付時間:9時から17時（土曜日、日曜日、祝日、弊社休日を除く）

令和8年7月1日
安全功労者内閣総理大臣表彰(団体)受賞

安全功労者内閣総理大臣表彰は、毎年７月１日を「国民安全の日」とし、「国民の一人ひとりがその生活のあらゆる面において、施設や行動の安全について反省を加え、その安全確保に留意し、これを習慣化する気運を高め、産業災害、交通事故、火災等国民の日常生活の安全を脅かす災害の発生の防止を図る」という趣旨に基づき、行われているものである。

令和８年の火災予防関係では、個人２名、団体４団体が受賞し、表彰式が７月１日㈬午前11時30分より、総理大臣官邸大ホールにおいて行われた。

一般財団法人日本消防設備安全センターから上申した一般財団法人宮崎県消防設備協会（理事長 島田博良氏）は団体として安全功労者内閣総理大臣表彰を受賞した。



記念撮影

安全功労者内閣総理大臣表彰　団体の部　一般財団法人宮崎県消防設備協会



一般財団法人宮崎県消防設備協会
理事長　島田博良氏



一般財団法人宮崎県消防設備協会は、消防用設備等の品質管理及び設置並びに維持管理の適正化等を行うことを目的として、昭和52年６月に財団法人宮崎県消防設備保守協会として設立され、平成25年４月に公益法人制度改革に伴う一般財団法人への移行を経て、現在に至っている。

協会は、設立以来、今日に至るまでの長年にわたり、消防用設備等の適正な設置、整備及び維持管理の促進及び消防防災技術者（消防設備士、消防設備点検資格者等）の指導育成等の各種事業を推進し、併せて、火災予防思想の普及啓発や建築物の防火安全に資する各種事業の展開を通じて、防火対象物及び一般住宅の防火安全の徹底と地域住民に対する防火・防災意識の高揚を図るとともに、県内の各消防本部職員や協会会員事業所従業員を対象に、消防法令や消防用設備等技術基準等の改正内容を周知するなど、消防用設備等の設置及び維持管理に係る知識・技術の向上、最新の知識や技術を習得させるなど、資質の向上に貢献してきた。

また、消防防災事業者に対しては、消防用設備等が火災予防体制の確立に欠くことができない設備等であることの周知、防火対象物の関係者に対しては、消防用設備等の適正な設置及び維持管理の社会的な意義とその重要性を訴えるなど、消防用設備等の普及拡大等に多大な貢献をしてきた。

これらの功労に対し、平成29年11月に安全センター理事長から防災安全関係者表彰、令和４年７月に総務大臣から安全功労者表彰を受賞している。

令和8年度 安全功労者・消防功労者総務大臣表彰
安全センター関係の1名、2団体が受賞

令和８年度 安全功労者・消防功労者総務大臣表彰式が、７月10日㈮午後１時30分より、東京都千代田区の総務省講堂において行われた。

安全センター関係では、安全功労者表彰個人の部で東京都の富永新三郎氏（荒川防火管理研究会 会長）、団体の部で東京都の金町防火管理研究会（会長 天宮久嘉氏）、滋賀県の一般社団法人滋賀県防火保安協会連合会（会長 白井幸則氏）が受賞した。

令和８年度の受賞者は、安全功労者表彰受賞者が個人20名・団体９、消防功労者表彰受賞者が消防団員１名、女性防火クラブ員３名である。

安全功労者総務大臣表彰は、「安全思想の普及徹底又は安全水準の向上のため、各種安全運動、安全のための研究、もしくは教育又は災害の発生の防止もしくは被害軽減に尽力し、又は貢献した方々の士気高揚を図る」という目的で、消防職団員以外の個人・団体を受賞対象として行っているものである。

消防功労者総務大臣表彰は、「国民の生命、身体、財産を災害から防護するため、郷土愛護の精神に基づき、消防活動、火災予防思想の普及等に献身的に尽力している消防団員及び女性防火クラブ員の士気高揚を図る」という目的で行っているものである。



式辞　高橋克法総務副大臣



代表受領



記念撮影

安全功労者総務大臣表彰　個人の部　富永新三郎氏　荒川防火管理研究会 会長



荒川防火管理研究会
会長　富永新三郎氏

富永氏は、株式会社新吉の代表取締役として業務に精励する傍ら、荒川防火管理研究会において平成18年10月から常任理事に、平成19年５月からは会長に就任し現在に至っている。以来、20年余りにわたり、豊富な識見と卓越した指導力で会員事業所のみならず、東京消防庁荒川消防署管内における事業所の防火管理体制の強化、自衛消防技術の向上に尽力し、まちの安全・安心のため幅広い活動を続けるとともに、荒川消防署と連携を図り、防火対象物における防火防災対策、自主防火・地域の防火防災安全の推進、住民の防火意識の啓発・向上に多大に貢献している。

これらの功労に対し、令和元年７月東京都知事から安全功労者表彰、令和３年３月東京消防庁消防総監から消防行政特別協力章、令和４年11月に安全センター理事長から防災安全関係者表彰を受賞している。

安全功労者総務大臣表彰　団体の部　金町防火管理研究会



金町防火管理研究会
会長　天宮久嘉氏

金町防火管理研究会は昭和37年３月に設立され、今日まで長年にわたり東京消防庁金町消防署管内の防火管理者相互の研究団体として活動を続け、目的である防火防災事業の推進、事業所の防火管理者に必要な知識や技術の習得、消防用設備等の適正な維持管理をはじめ、職場の防火防災教育、自衛消防訓練等に対する情報提供など広く実施し、防火対象物の防火安全の推進と地域住民の防火防災意識の高揚に多大な貢献をしている。

また、火災予防運動等では、ポスター、リーフレット等を配布して火災予防思想の普及啓発を図るとともに、当研究会会報による情報提供をタイムリーに行い、地域の安全な街づくりに多大に寄与している。

これらの功労に対し、平成21年11月財団法人東京防災指導協会理事長から防災安全功労表彰、平成24年11月安全センター理事長から防災安全関係者表彰を受賞している。

安全功労者総務大臣表彰　団体の部　一般社団法人滋賀県防火保安協会連合会



一般社団法人滋賀県防火保安協会連合会
名誉会長　家森茂樹氏

一般社団法人滋賀県防火保安協会連合会は、昭和50年２月の設立以来、今日までの長年にわたって、消防用設備等の設置及び適正な維持管理の推進をはじめ、危険物取扱者や消防関係技術者（消防設備士、消防設備点検資格者等）の指導育成、地域の防災活動等への参加等、各種事業を積極的に展開し安心・安全な地域社会づくりに取り組むほか、防火対象物関係者に対する火災予防思想の普及啓発も展開している。

また、滋賀県が行う消防設備士講習等を受託し、防火防災に必要な人材の育成活動など、広範囲な活動を通じて滋賀県民に対する防火、防災意識の高揚、社会公共の安全の増進に多大な貢献をしている。

これらの功労に対し、平成29年11月安全センター理事長から防災安全関係者表彰を受賞している。

P型1級受信機等の不具合に関する基板無償交換のお知らせ

対象機器の一部基板に製造上の不具合が判明したため、無償交換を実施しております。
該当商品をご使用の場合は、以下のお問合せ先までご連絡お願い申し上げます。

該当商品	日本ドライケミカル製　• P型1級受信機　• G型受信機　• GP型1級受信機　• 連動操作盤

確認方法	該当する商品の[品 番]・[型式番号(自主評定番号)]・[基板の製造ロット]をご確認ください。 ① [品 番]・[型式番号(自主評定番号)] ➡ 商品扉の内側のラベルをご確認ください。 ② [基板の製造ロット] ➡ 機器内部の基板の白ラベルをご確認ください。

該当商品の詳細情報

種　別	回線数	基板の製造ロット
• P型1級受信機 品　番 NBP152／NBP153 型式番号 受第28～9号 受第28～1号	10回線	160101～210112
	15回線	160101～190417
	20回線	160101～190327
	25回線以上	160101～190715
• P型1級受信機 品　番 NBP150／NBP151 型式番号 受第28～2号	10回線	160101～190913
	15回線	160101～190522
	20回線	160101～190528
	25回線以上	160101～190423
• 連動操作盤 品　番 NLD916 自主評定番号 A-17-6	15回線	160101～190415
	20回線	160101～190314
	25回線以上	160101～190415

種　別	回線数	基板の製造ロット
• GP型1級受信機 品　番 NBC919／NBC920 型式番号 受第29～5号	10回線	160101～190109
	15回線	160101～181227
	20回線	160101～181226
	25･30回線	160101～181226
	35回線以上	160101～181226
• GP型1級受信機 品　番 NBC917／NBC918 型式番号 受第29～6号	10回線	160101～181226
	15回線	160101～181227
	20回線	160101～181227
	25･30回線	160101～190104
	35回線以上	160101～200604
• G型受信機 品　番 NBG605 型式番号 受第29～7号		160101～181221

お問合せ先

0120-606-178
電話受付時間 9:00～12:00 13:00～17:00(土、日、祝日を除く)
G_SW10060@ndc-group.co.jp

詳細はこちらをクリック

日本ドライケミカル株式会社

二酸化炭素設備 起動操作管閉止弁注意喚起シール貼付のお願い

起動装置格納箱内に設置されている起動操作管閉止弁は、一般の方が操作される場合もあることから誤操作防止を目的として、「注意喚起シール」を貼付することといたしました。該当する商品をご使用の場合は、以下のお問合せ先までご連絡お願い申し上げます。

該当商品	日本ドライケミカル製　起動装置格納箱　• KS-1-SD-HBK　• DS-1-SD-HBK

※「起動操作管閉止弁HB-K-01」は、起動装置格納箱内にあります。

確認方法	該当する商品の正面下のラベル記載の[型 式]をご確認ください。

お問合せ先

03-5815-5028
電話受付時間 9:00～12:00 13:00～17:00(土、日、祝日を除く)
G_SW10060@ndc-group.co.jp

詳細はこちらをクリック 専用サイトへ移動します

日本ドライケミカル株式会社

令和8年度 重点業務・トピックス等（後編）

一般社団法人全国消防機器協会

一般社団法人全国消防機器協会は、昭和41年の設立以来60年、消防機器の製造、施工、販売、保守等を行う業者の全国規模の団体として、業務を担ってまいりました。改めまして、総務省消防庁をはじめとする消防関係行政機関、消防関係団体等の皆様のご理解、ご支援に対して、厚く御礼申し上げます。これからも当機器協会は、会員団体・企業等と連携を図り、我が国における消防防災の安全の確立の一翼を担ってまいります。

さて、月刊フェスク8月号から当機器協会及び傘下正会員17団体が令和8年度に行う業務のうち、特に重点として捉えている業務を「令和8年度 重点業務・トピックス等」として紹介してきました。前編の月刊フェスク8月号においては8団体の重点業務・トピックス等をご紹介しましたので、後編の月刊フェスク9月号では9団体についてご紹介いたします。

消防機器業界においても、火災や自然災害対応に加え、環境対策、BCP（事業継続計画）・SDGsをはじめとする継続的な企業活動、電子申請をはじめとするデジタル化やDXの推進など多種多様な課題に対する対応を求められています。私どもも、これらの課題に対して、業界の発展はもとより、広く皆様に安全と安心を提供するためにも消防機器業界全体として一致団結して取り組んでまいりたいと考えております。

今後とも関係各位の一層のご指導と、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。なお、傘下会員団体に関する業務等について、ご質問、ご意見等がございましたら、直接、関係団体にご連絡いただきますようよろしくお願いいたします。

一般社団法人全国消防機器販売業協会

〒104-0033 東京都中央区新川1-16-7-204
TEL.03-5566-0821 FAX.03-5566-0823 https://www.zefa.or.jp/

1 合同会議の開催

当協会役員及び会員との会議（意見交換会、会員PRタイム、講演会）並びに地元消防関係団体役員との情報交換会を開催する。

- 開催月日：令和8年10月8日㈭ 午後
- 開催都市：北海道札幌市
- 開催会場：ホテルモントレエーデルホフ札幌
- 参加者数：約90名を想定（令和7年は、静岡市にて102名参加）

2 優良事業所認定制度の更新認定と促進

当協会は、平成6年に協会内に消防用設備点検業務調査センターを設置発足させ、「優良事業所」の認定を行い、優良な点検業務実施者の発掘と資質の向上を図ってきました。平成30年に、この認定制度を刷新して、「消防用設備等点検優良事業所認定委員会」を設置して運用を始めたところであり、新制度下で115事業所を優良事業所と認定している。

今年度は、令和6年度認定会員の更新及び未申請会員の促進拡大を図る。

3 研究開発助成交付事業の推進

日本消防設備安全センターが主管する令和8年度消防防災研究助成金交付事業に応募し採用された。

今年度は、難消火性物質による大規模火災のリスク低減を図ることを目的とした消火能力向上用装置の研究開発を推進する。

4 会員保有ソリューションの拡販支援

会員保有ソリューション・プロダクトを他会員に紹介する場の提供により、会員相互の生産性向上を図る。

5 廃消火器リサイクルシステムの利用促進

日本消火器工業会及び株式会社消火器リサイクル推進センターのリサイクル広報活動と協業して、廃消火器リサイクルシステムの利用を促進する。

公益財団法人日本防災協会

〒103-0022 東京都中央区日本橋室町4-1-5 共同ビル
TEL.03-3246-1661 Fax.03-3271-1692 https://www.jfra.or.jp/

❶基本的運営方針

火災の延焼・拡大の防止に大きな効果があり、避難等にも有効な防炎品の総合的な品質管理及びその適正な普及等を図ることにより、火災による国民の生命、財産等への被害の抑制及び減少に貢献する。

特に令和8年度においては、物価上昇が長期化するなかで、海外諸国による関税措置が企業の生産コストを増加させ、印刷、物流等の価格転嫁も顕在化しており更に厳しい収支状況が見込まれるため、手数料収入の確保、いっそうの経費の節減及び業務の効率化に努め、収支バランスの確保を図る。

❷防炎品の普及・促進

①防炎講座の開催、消防関連イベントへの参加等を通じ、防炎品に関する適切な理解を広める。

②予防広報委員会（東京消防庁・政令市／消防予防部長）の開催をはじめ、消防機関等との連携・協力により防炎品の普及を図る。

③広報媒体を通じ、防炎品の一般消費者等への周知を図る。

❸技術・試験関係

①試験・登録・認定業務の確実性・効率性の向上と顧客サービスの充実を図る。

②防炎品を取り巻く環境変化に応じ、試験の実施体制の強化を図る。

③防炎品の開発及び防炎性能基準、防炎性能試験方法等に関する調査・検討を行う。

④国内外の防炎規制・規格等の情報収集、分析及び情報の提供に努める。

❹品質管理

①防炎性能確認審査等の申請について、申請相談への適切な対応、手続きの簡素化及び迅速な審査を実施する。

②防炎事業者への防炎品に係る品質管理指導の強化により、品質の向上と信頼性を確保する。

③防炎ラベル交付業務の更なる効率化及び安定化を図る。

④防炎事業者における防炎性能試験等に係る技術及び技能並びに業務知識の向上を支援するため、防炎性能試験等実地講習会を開催するとともに、防炎加工専門技術者育成のための防炎加工専門技術者講習会・再講習会を開催する。

一般社団法人日本消防標識工業会

〒350-1302 埼玉県狭山市東三ツ木335-3-1-505
TEL.04-2968-7237 FAX 04-2968-7238 https://www.nissyohyo.com

❶東京都火災予防条例施行規則の改正による啓蒙活動

東京都火災予防条例第23条の施行規則が改正され、当工業会では東京消防庁の活動に協力し、危険物品持込厳禁等の６種類を認定していただき、当工業会の推奨品として普及と啓蒙活動を進めている。

「危険物品持込厳禁」の標識に新たにピクトグラムを配置し、従来の横型に縦型を追加した。

❷二酸化炭素消火設備標識の設置

消防庁では令和2年12月から令和3年4月にかけて二酸化炭素消火設備に係る死亡事故が相次ぎ発生したため、事故の再発防止を目的に法令が改正され、二酸化炭素消火設備を設置している皆様は、新たに標識の設置が必要になった（消防法施行規則第19条第５項）。



当工業会の会員数社から４種類の推奨品承認申請を受け工業会推奨品として販促活動を行っている（令和５年４月１日施行）。

❸光警報装置のピクトグラム標識

消防庁より令和７年１月30日付けで光警報装置の設置に係るガイドラインが発出された。

JIS Z 8210に光警報装置（火災用）の図記号が採用されたのを踏まえ、ガイドラインに光警報装置のピクトグラム標識が追記され、当工業会は日本火災報知機工業会と協力し、広く光警報装置の認知と標識の表示を推進するため、双方のホームページ等で販促や普及活動を行う。

❹「日消標ニュース」の発行やSNSによる広報活動

当工業会の機関誌として年３回の発行をしており、今年度も会員情報を掲載し、ホームページにも「会報」として公開している。内容は、新年のご挨拶、定期総会の写真と報告、消防庁長官表彰など各表彰受賞者のお知らせ、会員が出展する展示会のお知らせ、新商品発売のご案内などである。

インスタグラムに登録し工業会の活動や会員の商品情報を投稿している。

❺ホームページ

当工業会が主に扱う反射材、蓄光材、蛍光材の３素材の説明をホームページのトップに、イラスト等を使い分かりやすく紹介している。

年２か所の「会員会社訪問」による社長のインタビュー取材動画（約７分）を作成し、▶YouTubeで公開しあわせて取扱商品の紹介もしている（今年度は第９・10回目を計画）。

今年度も各標識類の設置例写真等の変更で理解しやすくなる工夫をする。

一般社団法人日本消防服装・装備協会

〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-9-16 日本消防会館12階
TEL.03-6550-8199 FAX.03-6550-8233 https://www.jfce.or.jp/

❶総務省消防庁のガイドラインの見直しに伴う当協会の防火服等の自主管理認定業務

当協会では、防火服等の品質を確保するため、ISO規格及び総務省消防庁のガイドラインに準拠した自主管理基準を制定している。

また、客観性及び公平性を確保するため、第三者で構成される「防火服等自主管理委員会」（委員長：小林恭一氏）を設置し、平成29年９月より防火服等の審査を実施している。審査に合格した防火服等には、当協会の認定マークを交付している。

令和４年３月には、総務省消防庁において消防職員・消防団員向け防火服等ガイドラインの見直しが行われた。これを受け、当協会においても令和６年５月に「防火服等自主管理委員会」の審査基準及び審査方法の見直しを行い、新ガイドラインに準拠した認定業務を継続している。また、今年度に予定しているガイドライン改定を見据え、当協会としても必要に応じて自主管理基準の見直しを行う予定としている。

認定マーク

❷ISO/TC94/SC14（消防服装・装備関係）国内審議委員会の事務局としての適正執行の推進

令和２年度に、ISO/TC94/SC14国内審議委員会及び消防防護装備研究会の事務局が、日本防炎協会から当協会へ移行した。これに伴い、引き続き、国内の消防本部、消防団等の意見を調整し、ISO国際会議において日本の立場を適切に主張していく。

❸積極的な広報の推進

「消防職員・団員の防火服等のガイドラインの見直し」が行われたことから、全国の消防本部及び消防団本部へ、適正な防火服等の着用及び防火服等の購入等について、ホームページ等を活用した広報を積極的に実施する予定である。

一般社団法人日本内燃力発電設備協会

〒105-0014 東京都港区芝1-5-11 芝L'sビル
TEL.03-5439-4391 FAX.03-5439-4393 https://www.nega.or.jp/

❶自家発電設備の認証事業

当協会は、自家発電設備に対する登録認定機関として総務省消防庁に登録されています。

当協会が認証した防災用自家発電設備は、登録認定マークが貼られ、「自家発電設備の基準」（消防庁告示基準）に適合するものとみなされます。





（提供：ダイハツインフィニアース株式会社）

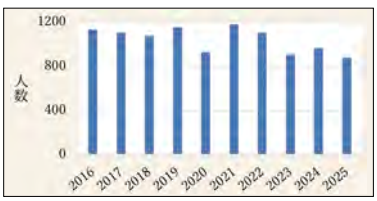
登録認定マークの発行推移（10年間）



❷自家用発電設備専門技術者の養成

自家発電設備の点検、保全に精通した専門技術者の資格者を養成しています。全国８地区で９月から11月の期間で講習・試験を実施する予定です。

自家用発電設備専門技術者の合格者の推移（10年間）





自家発電設備点検の様子

一般社団法人日本照明工業会

〒110-0016　東京都台東区台東4-11-4　三井住友銀行御徒町ビル8階
TEL.03-6803-0501　FAX.03-6803-0064　https://www.jlma.or.jp/

❶誘導灯器具等認定業務の推進

消防法令で規定されている誘導灯については、消防庁の登録認定機関である日本電気協会（以下「JEA」）の「誘導灯認定委員会」が実施しているが、当工業会は、誘導灯の適正な品質を確保するため、次の業務について協力している。

①JEA誘導灯認定委員会（４回／年開催）における誘導灯器具等の型式認定の推進
②登録認定試験機関における認定試験への立会
③登録製造事業者への立入調査の実施
④市場の誘導灯の買い上げ試験（当工業会技術基準への適合性調査）の実施

❷「ぼうさいこくたい2026」出展

10月17日～18日開催の「ぼうさいこくたい2026」に出展し、誘導灯器具のほか、防災照明器具を展示する予定である。

❸誘導灯点検啓発ポスター作成

誘導灯の定期点検の確実な実施を啓発する目的で、ポスターを消防庁の後援により作成。全国の消防本部、消防団等に配布する予定である。

❹周期始動方式自動点検機能搭載誘導灯の普及活動

誘導灯に内蔵する蓄電池の容量を、機器単独で自動で定期的に点検し、その結果を表示する新しい誘導灯について、昨年度、技術基準を策定し、消防庁から点検要領の改正の通知（令和７年10月３日　消防予第410号）が発出された。これにより、定期検査の大幅な合理化が図られると期待している。

この新しい誘導灯を普及させるために、パンフレット等を作成し周知する予定である。

❺誘導灯に関するパンフレット・動画等の作成・公開

誘導灯の適正な維持管理や点検・報告等に関する次のパンフレットを作成し、ホームページ（工業会について ＞ 刊行物・規格・出版物 ＞ パンフレット類・ポスターダウンロード）で公開している。

①防災照明器具保守点検リニューアルのおすすめ：万が一の事態に備える防災照明器具の保守・点検・リニューアルの紹介
②「誘導灯の種類と点検方法の紹介」動画：誘導灯の種類と自動点検機能を動画で紹介

ガス警報器工業会

〒105-0001　東京都港区虎ノ門1-16-4　アーバン虎ノ門ビル4階
TEL.03-5157-4777　FAX.03-3597-2717　https://www.gkk.gr.jp

❶ガス警報器設置・交換促進運動の展開

期間中（４月～11月）に、令和８年度ガス警報器設置・交換促進啓発ポスター（約４万枚）及び啓発冊子「ガスもれ事故防止のための手引き」（約40万部）を消費者団体、全国消防本部、全国のガス事業者等の関係機関に配布（ポスターと啓発冊子の配布は４月下旬予定）をし、ガス警報器の設置と交換促進運動の積極的な推進を行う。

❷一般消費者向けの住宅用火災・ガス・CO警報器の周知活動の展開

①インターネット媒体を通じて、ガス警報器に関する一般消費者向けアンケートを実施し、設置と交換の啓発を行うとともに、警報器に関するお役立ち事例やご意見を「2026年度全国のお客様の声」冊子にまとめ、住宅用火災・ガス・CO警報器の設置促進を行う。
②既存の「警報器普及啓発チラシ」や「ガスもれ事故防止のための手引き」冊子、新たに作成する「警報器の交換促進チラシ」等を用いて、消費者団体等が主催する講習会で住宅用火災・ガス・CO警報器の機能や設置の意義を訴求し、広く啓発を行う。

❸消防関係団体の展示会等における住宅用火災・ガス・CO警報器の周知活動の展開

①住宅防火対策推進協議会事業のひとつとして、各地区消防本部で実施される火災予防イベントで住宅用火災・ガス・CO警報器のPRをし、設置交換促進活動を行う。
②住宅防火対策推進協議会事業の所属団体として、国際福祉機器展に出展し、住宅用火災・ガス・CO警報器の有用性をPRし、設置交換促進活動を行う。

❹ガス事業者等が実施する講習会等における住宅用火災・ガス・CO警報器の周知活動の展開

ガス事業者等が実施する講習会の受講者に対して、「ガス警報器設置マニュアル」、「ガス警報器アプローチブック」、啓発動画等のツールを用いて、住宅用火災・ガス・CO警報器の設置促進と交換期限（維持）管理の重要性について啓発を行う。



ガス警報器交換促進ポスター



事例紹介冊子

一般社団法人インターホン工業会

〒141-0032 東京都品川区大崎3-1-5 ルミネ五反田第二205
TEL.03-3492-0719 FAX.03-3492-1680 https://www.jiia.gr.jp/

❶戸外表示器(SD)の適合確認審査の推進

戸外表示器(SD)について、Web活用と対面審査会を併用し、適正で効率的な適合確認審査の推進を図る。また、設備更新におけるSDマークの必要性啓発活動を継続推進する。

❷設備更新を促進するための施策の実施

インターホンの日(4月28日:良いツーわ)に合わせ、4月をインターホン設備点検月間と定め、インターホン設備リニューアルへの認識度向上と市場要望の把握のため、懸賞クイズキャンペーン9回目を継続実施した。

※インターホンの日 懸賞クイズキャンペーン
2026年4月1日～5月31日

❸インターホン設備(システム)劣化診断資格者講習会の開催

2026年度インターホン設備(システム)の劣化診断資格者講習会を実施するとともに、9月にWeb開催し設備更新に対応する人材増強を図る。

当工業会のホームページに、インターホン設備(システム)劣化診断資格者を有する事業者の都道府県別掲載を継続する。

❹インターホン自主認定(HQI)活動の実施

インターホン自主認定制度は、機器の機能や性能が当工業会の定めた技術基準を満たしていることを認定する自主認定制度である。今後も継続して認定審査を行い、信頼の証であるHQIマークの認知度を向上させていく。

「屋外警報装置等の技術基準ガイドライン」への対応として、インターホン自主認定制度で引き続き適合確認認定を実施し普及促進を進める。

❺インターホン工業会 新Visionの公開

2017年公表のVision2025をアップデートし、これからの10年を見据え、新たにMission & Vision2035を策定した。

Missionとして、多様化するニーズと課題をコミュニケーション技術で解決し「安全」、「安心」及び「つながり」のある社会の実現に貢献する。

Visionとして、市場の多様化を反映しエンドユーザー・関連業界との間に強固な「つながり」を有すると定めた。

この方針に基づきアクションプランを実行する。

一般社団法人全国設備業DX推進会

〒103-0022 千代田区中央区日本橋室町4-6-2 菱華ビルディング11階
TEL.03-6262-0102 FAX.03-6262-0103 https://www.setsubi-it.jp/

❶設備業のDX支援事業の推進

当推進会は、設備業のDX支援に取り組んでいく。電子申請対象手続きの拡大など行政のDX推進の流れに対応していくために、まずは自社の課題と向き合い、DXに積極的に取り組んでいけるよう、DXのユーザー事例を発掘してサイトやメールマガジンにて情報提供する。

❷「関西消防設備士サミット2026」の開催

11月6日㈮、マイドームおおさか(大阪府大阪市中央区本町橋2番5号)で開催する。

①「消防設備士サミット(消防設備業界関係者のリアルな悩みや考えを共有し会場全体でディスカッション)」、②「消防設備士×現役消防職員の関係性について」の2つのセッションを企画。

また、設備メーカーの担当者を講師として招き、実技講習を兼ねた「技術研修会」を計画するとともに、出展社による最新ソリューション展示を実施する。

地域に根差し、消防業界の今を発信する。

❸DXフェア開催+その他各種展示会への出展

今年度も、DXフェアイベントの開催や展示会出展を積極的に進める。

①5月26日:電気・水道・消防 設備業応援フェア2026in福岡
②5月27～29日:第74回電設工業展
③7月7日:建設業&設備業DXフェア2026in岡山
④10月21～23日:第58回管工機材・設備総合展
⑤11月6日:関西消防設備士サミット2026、みらい市(各所)など

❹消防設備業向けセミナー支援

消防設備業向けに各種セミナー講師派遣を行っている。

主なセミナーのほか、ご要望に合わせたセミナーの開催も可能である(要相談)。

【主なセミナー】
DXセミナー、AIセミナー、電子申請セミナー、補助金・助成金活用セミナー、改正建設業法セミナー、体験型(CAD、積算、施工管理)セミナー など
※当会提供セミナーメニューはこちら

❺消防機器業の会員の拡充

電気工事業及び管工事業に加え、消防機器業に関係する組合・その他団体などの会員の入会を促進する。

会員に対して、無料セミナーの開催、専用サイト「設備経革広場」での各種情報の掲載、メールマガジンの配信、無料ホームページの作成サービス、組合連絡網システムの構築などのサービスを提供する。

今夜も推しにエール

動画配信で飼う気分



賃貸の場合ペット飼育不可の物件が多く、私の家ももれなく飼育不可の物件となっている。

飼育したいけれど飼育できない。家に帰れば迎えてくれるであろうペットたちを想像しながらいつもさみしく帰路につく。

しかし動画配信はそれを解消してくれる一つの手段となることにここ最近気が付いた。

なんたって探せば様々なペットに巡り合えるからだ。犬猫からエキゾチックアニマル、アクアリウムまで何でも配信してくれる配信者たち。

そのなかで最近よく見ているのは、アクアリウムでも少し趣向が異なる「スーパーで売っている魚を飼育してみる」という動画である。

スーパーに行き売っている魚を購入して家に持ち帰り飼育していくという内容なのだが、ほとんどが都心では流通しないであろう珍しい魚たちである。

タツノオトシゴなんかも売っているスーパー。タツノオトシゴは食べられるの？と疑問を持ちながらも観ていると、準備する水槽からろ過機、飼育の方法を詳しく説明しながら動画を配信してくれている。配信者の部屋が映ればさながら水族館のようだ。

定期的に配信して過去に購入した魚たちの様子も見せてくれるし、食事シーンも映して成長記録を見せてくれる、さらには自分が飼育しているかのような感覚にしてくれるため配信者には大変感謝をしている。

アーカイブも追っていくと気が付けば時計の針はてっぺんをとうに過ぎている。癒された気持ちで次回作を楽しみにしながら床に就く毎日である。







蛍光ランプの製造・輸出入禁止と照明器具交換のおすすめ

一般社団法人日本照明工業会 企画部　末﨑宗久

国内における蛍光ランプの製造と輸出入禁止

2023年11月の「水銀に関する水俣条約第５回締約国会議」にて、全ての一般照明用蛍光ランプの製造と輸出入を2028年１月１日以降禁止する条約が批准された。環境汚染防止や健康保護を目的とした国際条約で、我が国でも2024年12月に「水銀による環境の汚染の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令」が閣議決定された。一般照明用蛍光ランプの製造と輸出入禁止時期を図１に示す。

規制後も、市場や家庭で使用されているランプの使用継続、市場に流通しているランプの販売や購入は、禁止されない。

従来光源と呼ばれる白熱灯や放電現象を利用した蛍光ランプや高輝度放電灯に比べ、大幅な省エネ性能を有する、固体照明とも呼ばれるSSL照明※１が現在では広く知られている。

※１　Solid State Lighting：LEDや有機EL、レーザ等の半導体照明

国内主要メーカーの一般用照明器具は、ほぼSSL器具に移行し終え、フロー（新たに出荷される）の比率は99%以上に達し、従来光源の照明器具は一部の特殊分野を残すのみとなっている。

一方、ストック（市場で使われ続けている）のSSL化率は、一般社団法人日本照明工業会（以下「JLMA」という。）は、調査等に基づき約68%（2026年５月時点）と推定している。

蛍光ランプ自体（器具ではなく光源）の生産はメンテナンス用として現在も、主要の数社は続けているが、既に生産終了の予定時期を公表しているメーカーもある。

<table>
<tr><th>ランプの種類</th><th>電球形
蛍光ランプ</th><th>コンパクト形
蛍光ランプ</th><th>直管
蛍光ランプ</th><th>環形等その他の
蛍光ランプ</th></tr>
<tr><td>ランプの
イメージ</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>法令制定時
（規制開始日）</td><td colspan="2">30W以下、水銀 5mg超
（2018年1月1日）
［国際条約合意より3年前倒し］</td><td><三波長形蛍光体>
60W未満水銀 5mg超
<ハロりん酸塩蛍光体>
40W以下水銀 10mg超
（2018年1月1日）
［国際条約合意より3年前倒し］</td><td>規制無し</td></tr>
<tr><td rowspan="2">令和6年政令
改正により
追加されたもの
（規制開始日）</td><td>30W以下、
水銀含有 5mg以下
（2026年1月1日）</td><td>30W以下、
水銀含有 5mg以下
（2027年1月1日）</td><td rowspan="2"><三波長形蛍光体>
（上記を除く全て）
（2028年1月1日）
<ハロりん酸塩蛍光体>
（上記を除く全て）
（2027年1月1日）</td><td rowspan="2"><三波長形蛍光体>
全て
（2028年1月1日）
<ハロりん酸塩蛍光体>
全て
（2027年1月1日）</td></tr>
<tr><td colspan="2">30W超、全て
（2027年1月1日）</td></tr>
<tr><td>蛍光ランプの
型番例・品番例</td><td>EFA、EFG、EFD、
EFT</td><td>FPL、FDL、FML、
FPX、FDX、FHT、
FHP</td><td>FL、FLR、FHF、FSL</td><td>FCL、FHD、FHC</td></tr>
</table>

図1　蛍光ランプの製造と輸出入禁止までの期限

照明器具の耐用の限度と適正交換時期、蛍光ランプ用照明器具の劣化について

家庭、オフィスビルや商業施設、工場等の施設建物、また屋外でも照明器具は使われている。照明器具以外の電気製品についても同様であるが、これらは経年劣化が事故の原因になることがあり、定期的に点検を行い劣化した照明器具は交換が必要である。

JLMAでは一般用照明器具の推奨交換時期について、耐用の限度を15年、適正交換時期を8～10年としている。使用環境や日々の使用(点灯)時間により、実際の劣化進行は変化するが、交換を検討する際の目安としていただきたい(図2・図3)。

使用している照明器具のラベルに製造年(製品によっては月日まで)が表示されている場合があり、使用実態と併せて劣化状況を推定する根拠となる(図4)。

劣化が進んだ蛍光ランプ用照明器具の安定器は使用し続けると内部の巻線間が短絡する(レアショート現象)ことにより異常発熱し、まれにではあるが発煙発火から最悪の場合、事故につながる恐れがある。樹脂製の器具内部配線被覆の硬化による亀裂発生や、蛍光ランプの熱によるソケットの劣化もある(図5)。

また、1972年8月までに国内で製造された蛍光ランプ用照明器具の高力率磁気式安定器には、力率(有効に使用された電力の割合)改善用コンデンサの絶縁油としてポリ塩化ビフェニル(PCB)が使用されたものがある。使用が禁止されてから50年以上経過しているが、発見された場合の処理に関しては各自治体の関係部署に相談願いたい。

直管形蛍光ランプや環形蛍光ランプと同じ口金を持つLEDランプを用いたLED化について

今後徐々に一般照明用蛍光ランプの入手が難しくなると予測する。蛍光ランプが点灯しなくなった場合、“ランプのみの交換”に慣れた一般の使用者が“蛍光ランプ”から単に“LEDランプ”に交換することが想定される。また実際にこのニーズに対応したLEDランプ

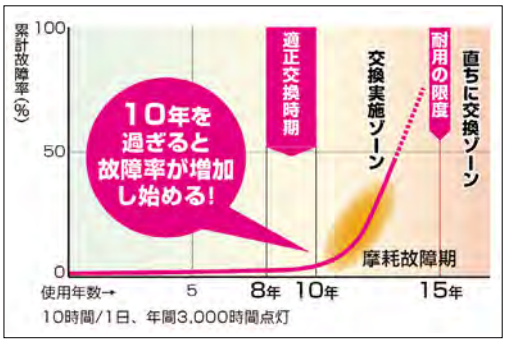


図2　故障率と器具交換時期(イメージ)※

使用時間		3,000時間/年(10時間/日)			
主な用途		事務所・工場(一般)・店舗			
使用条件	電圧	定格		105%	
	温度(℃)	30以下	40	30以下	40
交換時期(年)		10	5	7	3.5

図3　照明器具の適正交換時期の目安※

※JIS C 8105-1［照明器具—第1部:安全性要求事項通則 解説］から作成



図4　照明器具の銘板内容とその事例

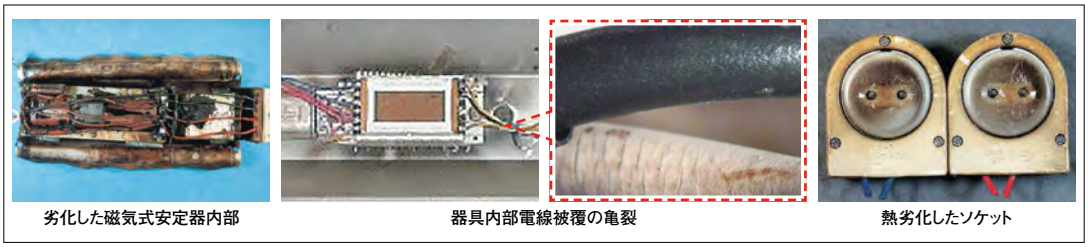


図5　劣化が進んだ磁気式蛍光ランプ器具の例

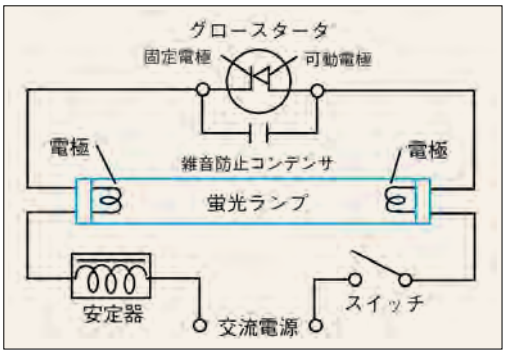


図6　グロースタータ式　点灯基本回路

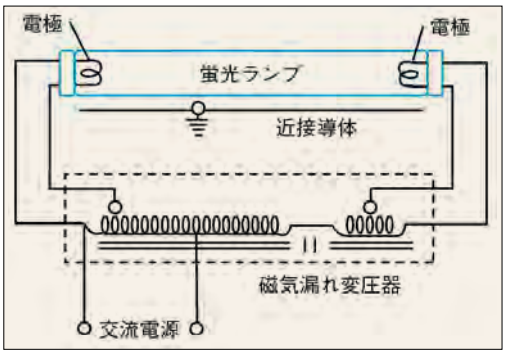


図7　ラピッドスタート式　点灯基本回路

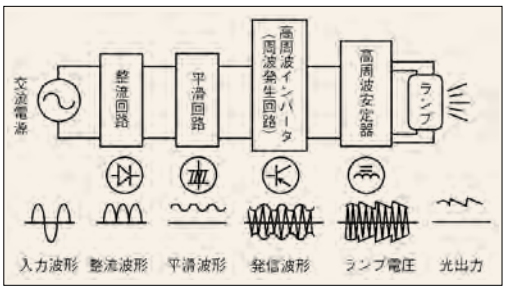


図8　電子式安定器の基本原理

が市販されている。

しかし、このLEDランプを相応の期間使用した蛍光ランプ用照明器具に使用することや、改造を伴うLED化はリスクを伴うので、JLMAは"まるごと照明器具への交換"を推奨している。

LEDランプ選択の誤りやLEDランプ用に改造した照明器具に再び蛍光ランプを装着すると不安全となる可能性がある。

ただし、メーカーや販売事業者、工事事業者等の関係者が十分にユーザーに説明しリスク回避の対策を講じて実施されるLED化自体について意見するものではないことを前提に以下を記す。

蛍光ランプ用照明器具の種類は、大別して次の３つの点灯方式がある。

a）グロースタータが装着されている磁気回路式安定器のグロースタータ式（図６）

b）グロースタータのない磁気回路式安定器のラピッドスタート式（図７）

c）電子回路により高周波点灯する電子（インバータ）式（図８）

さらに、b）とc）には１灯用と２灯用があり、c）については種々な回路方式が存在する。

照明器具の改造が不要とされるLEDランプへ取り替えた場合、既設の蛍光ランプ用照明器具内の安定器が、不安全な状態になる可能性がある。既存の蛍光ランプ用照明器具メーカーは、LEDランプを接続することを前提に設計／製造はしておらず試験もしていない。LEDランプ故障の場合も同様の懸念がある。

直管形や環形の蛍光ランプ用照明器具に、直管形や環形のLEDランプを装着した時点と改造工事を施した時点で、蛍光ランプ用照明器具を製造したメーカーには責任を問えなくなる。

直管LEDランプは、片側の口金ピンから給電する方式で、その反対側の口金ピンが短絡配線されているものがある。ラピッドスタート式は照明器具内の回路を含めた始動補助装置が付いたランプであり、このLEDランプを装着すると想定値外の電流が流れることが懸念される。

蛍光ランプにはランプ両側にそれぞれ２本のピンがある。蛍光ランプ用照明器具のソケットは片側２本ずつ、両側で計４本のピンを機械的に保持し通電する機能がある。

G13口金用のソケットは蛍光ランプとの組合わせを前提として、設計／製造されている。40形直管蛍光ランプは、ランプの両側口金から約100Vの電圧が印加されることで点灯し、片側口金の2つのピン間には、通常フィラメントを加熱するための10V未満の電圧が印加される。

この蛍光ランプG13口金用ソケットが備えられた照明器具に、直管LEDランプを装着すると、ソケット内電極間に想定していない高い電圧が印加され、絶縁性能が不足する可能性がある。

また、長期使用したソケット内部の２つの電極間に高い電圧が印加されることによる「トラッキング現象」も懸念される。

市販されているLEDランプには改造工事不要とうたわれているものがある。先に記したが改造工事不要

の直管LEDランプは、電源を直接給電する方式であり蛍光ランプを安定的に放電させる安定器（の機能）は不要である。既に相応の時間使用された蛍光ランプ器具に改造を施さず、そのままLEDランプを装着し更に使用すると、劣化が進んだ安定器に電流が流れ続けることが懸念される。安定器を撤去し器具内配線を変更する改造を行えば、このリスクは排除される。

従来光源の効率と寿命時間、LED光源の効率と光束維持時間

視環境に供する一般照明用LED器具は、カラー演出等に用いられる特殊用途を除き今日では200lm/Wを超える高効率機種も製品化されている（図９）。

実用に供されるほとんどのLED照明器具の光束維持時間※２は、40,000時間ほどを有し、メンテナンスの観点から屋外で使用される街路灯や防犯灯は60,000時間ほどを有している（図10）。

※２　従来光源は消耗品の位置付けで寿命時間と表していたがLEDは初期から光束が70%に低減する時間を光束維持時間としている。

また演色性（色の見えの良さ）の点では、初期のLEDは平均演色評価数（Ra）が70程度であったのに対し今日では、ほぼ80以上を有し90以上の器具も実用化されている。

さらに、LEDは従来光源に比べ波長制御が比較的容易で、紫外線域や赤外線域の波長を抑えることで、照射物の損傷や温度上昇が少ない光を発する。

照明器具の効率改善

図11はオフィス等で、一般的に多く使用される直管40W・２灯用蛍光ランプ器具を例に、照明器具の消費電力の推移を示したものである。

1970年代、105Wであった消費電力は、蛍光ラン

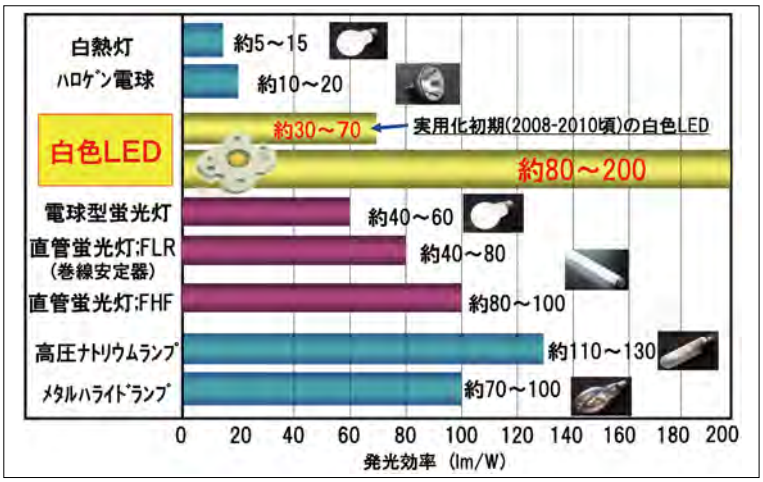


図9　従来光源（光源単体）と白色LED（器具組込）の発光効率

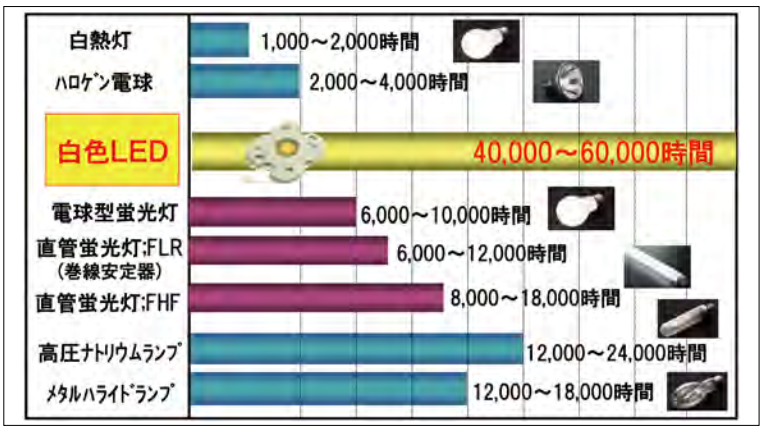


図10　従来光源の寿命と白色LEDの光束維持時間

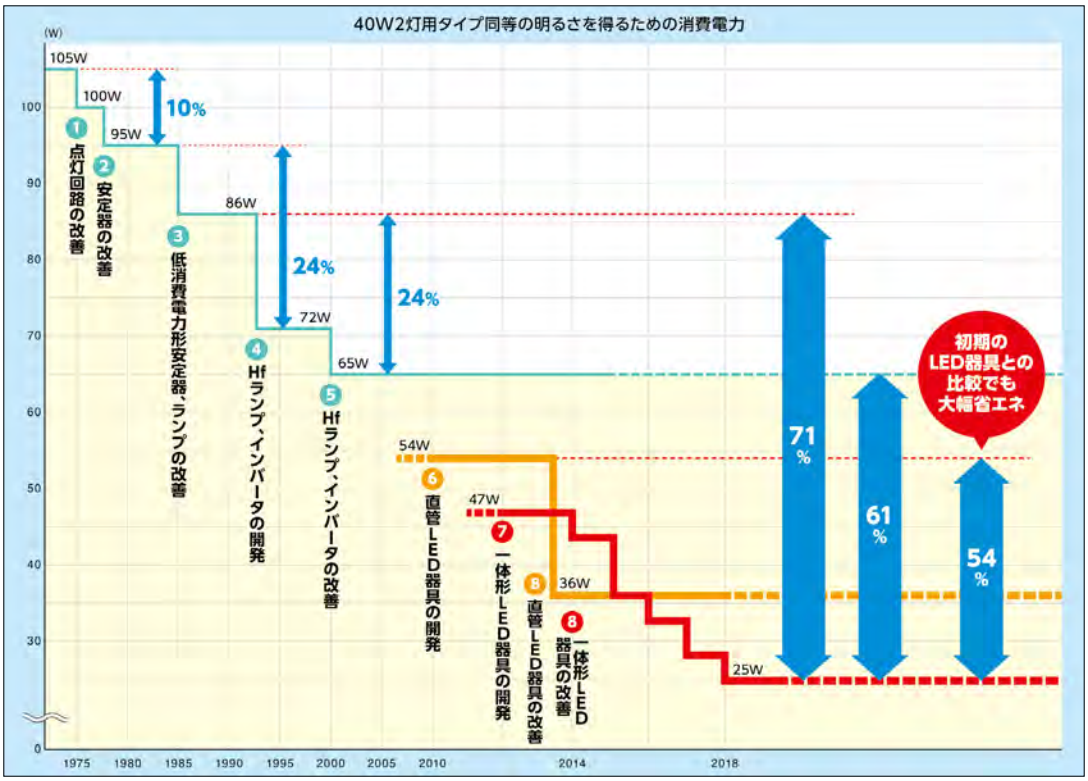


図11　照明器具の消費電力の推移

プの封入ガスや蛍光体の改善、低消費電力型安定器の開発等により効率改善が進められ、1990年頃に86Wに低減された。その後、高周波点灯専用蛍光ランプ器具(Hfランプとインバータ)の開発により更に消費電力が低減され、2000年頃には約65Wとなった。2010年頃に登場した同タイプのLED照明器具は、蛍光ランプ口金(G13口金)と互換性のない口金(GX16t-5口金)を持つ直管LED器具で消費電力は54Wほどであった。2011年の東日本大震災を契機として節電意識が高まり、LED電球やLED照明器具の普及が進んだ。その後一体形LED器具が開発され47Wほどに低減し、さらにLEDパッケージ、電源、カバー等の改良により現在では25Wほどとなっている。

既設の高周波点灯専用蛍光ランプ器具(消費電力65W)を最新のLED照明器具(同25W)に更新すると約61%のエネルギーが削減できる。また、低消費電力型安定器を内蔵した蛍光ランプ照明器具(同86W)からの更新では約71%の省エネとなる。ダウンライト器具での省エネ例と合わせて(図12)に示す。

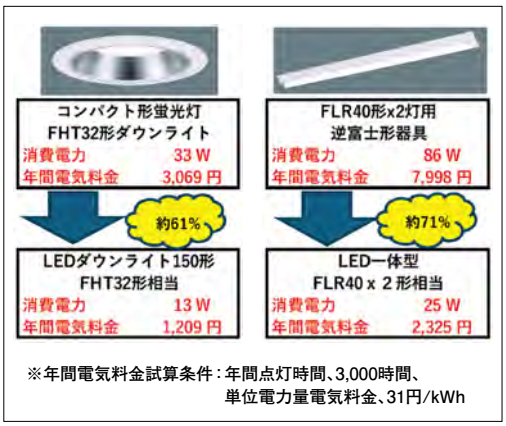


図12　蛍光ランプ照明器具からLED照明器具への省エネ例

更なる省エネを実現する照明制御

従来光源の照明器具からLED照明器具に取り替えることで省エネを実現できるが、センサ機能等による照明制御を採用することで、更なる省エネ効果が期待できる。照明器具を調光し、適正な明るさ(照度)で運転し、不要なエリアを消灯することで節電になる。照明制御には外光(採光)に対応し自動で明るさを調整する「明るさセンサ」や人を検知して制御する「人感セ

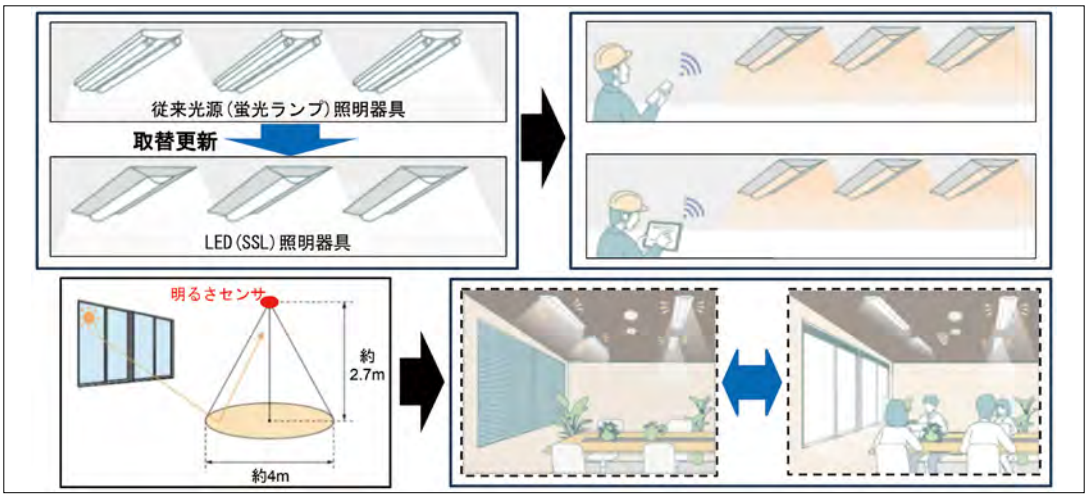


図13　無線通信機能LED照明器具への更新、設定や操作と明るさセンサによる制御イメージ（提供：パナソニック エレクトリックワークス株式会社）

ンサ」、スケジュール・タイマー機能を用いて自動で調光調色やON/OFFを設定する等様々な手法がある。建物の用途や部位に合わせた照明制御は、滞在する人の快適性を損なわない省エネに大変有効な手法であるので、是非とも導入を検討いただきたい。昨今は無線通信で１台ずつ個別に明るさの調整（調光）や光色の調整（調色）が可能なLED照明器具もあり、適正な（好みの）照度や光色に調整すれば、快適な雰囲気の空間とすることが可能となる。調光機能付き照明器具の導入時に従来必要だった信号線の配線工事は、無線通信の調光器具であれば不要になる（設定操作器やタブレット、スマートフォン等により設定と変更が可能）。無線通信の調光器具を用いることで新築時はもちろん、リニューアル時でも比較的容易に照明制御を導入できる。無線の照明制御技術は工事の簡略化や設置後の変更もフレキシブルに対応でき、大幅な省エネと快適性を両立する技術として注目されている（図13）。

住宅照明分野では、主照明となるシーリングライトの明るさと光色をリモコンで調整（電球色～昼白色～昼光色）できる機種が主流となっている。昨今では主照明のみから、ダウンライトやスポットライト、間接照明等を採用した、一室多灯方式が提唱されている。器具ごとに調光器で制御すると機器や操作が煩雑となるが、Bluetooth等を採用した制御技術が開発され、複数の照明器具の点灯パターンをあらかじめセットし専用リモコンやスマートフォンのアプリを介して、簡易に制御できる製品が展開されている（図14）。

おわりに

冒頭に記したが、国内のストック（既に使用されている）市場のSSL照明化率を、JLMAでは2026年５月時点で約68%と推定しており、蛍光ランプは未だ相応の量が使用されている。

全ての一般照明用蛍光ランプの製造と輸出入禁止規制まで、１年余り（2026年８月時点）となり、今後入手が徐々に困難になることも想定される。照明業界は、市場と業界を取り巻く状況を丁寧に説明し対応を進める必要性をユーザーに理解いただくための施策を展開していかねばならない。

SSL照明分野には先に述べたように、省エネルギー性と利便性の向上に加えて、人や環境にやさしく、安全・安心な「あかり空間」を提供することが期待されている。これに応じるためにも照明業界はストック市場のSSL照明化率100%の普及を目指し「2050年カーボンニュートラル」への貢献を真摯に進めていく必要がある。



図14　住宅照明の無線制御イメージ（提供：パナソニック エレクトリックワークス株式会社）

ガス機器防火性能評定品

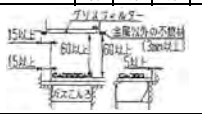
ガス機器防火性能評定委員会 事務局
一般財団法人日本ガス機器検査協会

（2026.03.01～2026.5.31）

（新規のもの）

(1)別表に定める種類の燃焼器機

ア. 別表に定める離隔距離未満で設置する燃焼機器

形式名	認証年月日	有効期限	登録者名	品名（種類）	設置方法（給排気の方法）	消費量（kW）	可燃物からの離隔距離(cm)				
							－	上方	側方	前方	後方
RFS－E200FSA(A)	26/05/13	31/05/12	リンナイ㈱	ふろがま（ガスバーナー付ふろがま）	屋外据置型	47.7	本体周囲	上方	側方	前方	後方
RFS－E240ESA(A)	26/05/13	31/05/12				54.0		15	**	*	1
RUF－E161ESAG(AG)	26/05/13	31/05/12				39.2	排気吹出し口周囲	上方	側方	前方	下方
RUF－E200FSAG(AG)	26/05/13	31/05/12				47.7		30	15	60	15
RUF－E240ESAG(AG)	26/05/13	31/05/12				54.0	*は火災予防上15cm以上ですが、工事説明書を参照し、点検等に適切な空間(60cm以上)を設けて下さい。**配管のない側方は1cm以上、配管側は15cm以上の離隔距離が必要です。				
RUF－UE200FSAG(AG)	26/05/13	31/05/12				47.7					
RUF－UE240ESAG(AG)	26/05/13	31/05/12				54.0					
RUXC－UE2403W	26/03/16	29/12/25	リンナイテクニカ㈱	給湯湯沸設備（ガス瞬間湯沸器）	屋外壁掛型	44.2	本体周囲	上方	側方	前方	後方
								15	15	*	1
							排気吹出し口周囲	上方	側方	前方	下方
								30	15	60	15
							*は火災予防上15cm以上ですが、工事説明書を参照し、点検等に適切な空間(60cm以上)を設けて下さい。				
RD421HS	26/05/11	31/05/10	リンナイ㈱	厨房設備（組込型ガスこんろ）	組込型	4.77	－	上方	側方	前方	後方
								80	15	15	5
											

ウ. 新しい設置形態の燃焼器機

形式名	認証年月日	有効期限	登録者名	品名（種類）	設置方法（給排気の方法）	消費量（kW）	可燃物からの離隔距離(cm)				
							－	上方	側方	前方	後方
Ⅲ型 MHQ00599	26/04/30	31/04/29	ケィ・マック㈱	壁組込設置式温水機器に用いる取付ボックス(Ⅲ型)			壁組込設置式温水機器に用いる取付ボックス				

(2)別表に定めない燃焼機器

形式名	認証年月日	有効期限	登録者名	品名（種類）	設置方法（給排気の方法）	消費量（kW）	可燃物からの離隔距離(cm)				
							－	上方	側方	前方	後方
TZ－30GF－3	26/03/31	31/03/30	㈱タニコーテック	グリドル	C タイプ	5.80		ﾌｰﾄﾞ	20	－	15
TZ－60GF－3	26/03/31	31/03/30				11.6		ﾌｰﾄﾞ	20	－	15
MGKS－101	26/04/20	31/04/19	㈱マルゼン	焼き物器	B タイプ	2.56	本体周囲	－	0	－	0
MGKS－102	26/04/20	31/04/19				5.12	本体上方周囲	ﾌｰﾄﾞ	20	－	15
MGKS－202	26/04/20	31/04/19				5.12					
MGKS－204	26/04/20	31/04/19				10.2					
MGKS－304	26/04/20	31/04/19				6.51	本体周囲	－	0	－	0
MGKS－306	26/04/20	31/04/19				9.77	本体上方周囲	ﾌｰﾄﾞ	40	－	15
MGKS－308	26/04/20	31/04/19				13.0					
MGKS－310	26/04/20	31/04/19				16.3					
BT－9S	26/03/31	31/03/30	サンタ㈱		C タイプ	1.70		100	20	－	15

（更新のもの）

(1)別表に定める種類の燃焼器機

ア. 別表に定める離隔距離未満で設置する燃焼機器

形式名	認証年月日	有効期限	登録者名	品名（種類）	設置方法（給排気の方法）	消費量（kW）	可燃物からの離隔距離(cm)				
							－	上方	側方	前方	後方
RUS－V51XT	26/03/24	31/03/23	リンナイテクニカ㈱	簡易湯沸設備（ガス瞬間湯沸器）	屋内壁掛型（開放式）	10.5		15	4.5	4.5	1
RUS－V51XTK	26/03/24	31/03/23				10.5		15	4.5	4.5	1
RUS－V51YT	26/03/24	31/03/23				10.5		15	4.5	4.5	1
RUS－V51YTK	26/03/24	31/03/23				10.5		15	4.5	4.5	1
PG－160W	26/04/22	31/04/21	パーパス㈱	給湯湯沸設備（ガス瞬間湯沸器）	屋外壁掛型	34.1	本体周囲	上方	側方	前方	後方
PG－240W	26/04/22	31/04/21				51.2		15	15	*	1
							排気吹出し口周囲	上方	側方	前方	下方
								30	15	60	15
							*は火災予防上15cm以上ですが、工事説明書を参照し、点検等に適切な空間(60cm以上)を設けて下さい。				
RUXC－A2010W	26/05/07	31/05/06	リンナイテクニカ㈱			42.6	本体周囲	上方	側方	前方	後方
								15	15	*	1
							排気吹出し口周囲	上方	側方	前方	下方
								30	15	60	15
							*は火災予防上15cm以上ですが、工事説明書を参照し、点検等に適切な空間(60cm以上)を設けて下さい。				

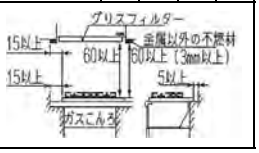
形式名	認証年月日	有効期限	登録者名	品名	設置方法	消費量	可燃物からの離隔距離(cm)
				(種類)	(給排気の方法)	(kW)	–
RUXC－A3200U	26/03/09	31/03/08	リンナイ㈱	給湯湯沸設備 (ガス瞬間湯沸器)	屋外壁掛型	68.0	–
RUXC－A3200W	26/03/09	31/03/08				68.0	本体周囲
GQ－C1622WZD－FH GQ－C2422WZD－FH	26/05/29 26/05/29	31/05/28 31/05/28	㈱ノーリツ		屋内壁掛型 (強制排気式)	27.4 44.1	–
RUXC－A3200FF	26/03/09	31/03/08	リンナイ㈱		屋内壁掛型 (強制給排気式)	68.0	
RB2K3HE RB2K3HS RB2K3US	26/03/17 26/03/17 26/03/17	31/03/16 31/03/16 31/03/16		厨房設備 (組込型ガスグリル付こんろ)	組込型	7.05 7.05 7.05	–
RBT2K3HS	26/03/17	31/03/16		厨房設備 (組込型ガスこんろ)		5.82	

上方	側方	前方	後方
–	15	15	1

排気トップ部を排気フード内に挿入して使用することを条件として評定したものである。
機器前方は、火災予防上安全な距離として15cm以上の離隔距離が必要ですが、機器の点検・修理のため、工事説明書に従って適切な空間を設けてください。

上方	側方	前方	後方
–	1	4.5	1

上方	側方	前方	後方
80	15	15	5



ウ. 新しい設置形態の燃焼器機

形式名	認証年月日	有効期限	登録者名	品名	設置方法	消費量	可燃物からの離隔距離(cm)
				(種類)	(給排気の方法)	(kW)	–
T－50－17	26/03/12	31/03/11	㈱パロマ	組込型温水機器 (ガスバーナー付ふろがま)	屋外組込型	49.1	本体周囲
UX－K155(B)	26/05/24	31/05/23	㈱柳澤製作所	壁組込設置式温水機器に用いる取付ボックス(Ⅰ型)			壁組込設置式温水機器に用いる取付ボックス
UX－K250(D)	26/05/24	31/05/23		壁組込設置式温水機器に用いる取付ボックス(Ⅲ型)			壁組込設置式温水機器に用いる取付ボックス
UX－KCK050－D1	26/05/24	31/05/23		壁組込設置式温水機器に用いる取付ボックス(一体評定品の改造)			この取付ボックスは、新しい温水機器を設置するために改造されたものである。
UX－KCK050－D2	26/05/24	31/05/23		壁組込設置式温水機器に用いる取付ボックス(一体評定品の改造)			この取付ボックスは、新しい温水機器を設置するために改造されたものである。
UX－KCK150－D	26/05/24	31/05/23		壁組込設置式温水機器に用いる取付ボックス(一体評定品の改造)			この取付ボックスは、新しい温水機器を設置するために改造されたものである。

上方	側方	前方	後方
0	0	60	0

上方	側方	前方	下方
30	15	60	15

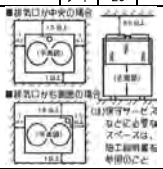
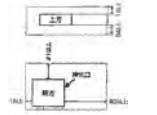
対応取付ボックス：VI型

この機器は、取付ボックスのVI型を使用して設置してください。なお、離隔距離(上方、側方、及び後方)は、可燃物から取付ボックスまでの距離です。

(2)別表に定めない燃焼機器

形式名	認証年月日	有効期限	登録者名	品名	設置方法	消費量	可燃物からの離隔距離(cm)
				(種類)	(給排気の方法)	(kW)	–
IMPJ－45BS－1	26/04/27	31/04/26	アサヒ装設㈱	オーブン	Cタイプ	21.0	フード
IMPJ－45BS－2	26/04/27	31/04/26				42.0	フード
IMPJ－80BS－1	26/04/27	31/04/26				37.0	フード
IMPJ－80BS－2	26/04/27	31/04/26				74.0	フード
MIC－6HSC－G(CG)	26/05/12	31/05/11	ホシザキ㈱			26.5	フード
MIC－6HSC－G(LP)	26/05/12	31/05/11				26.5	フード
MIC－6HSC－G－D(CG)	26/05/12	31/05/11				26.5	フード
MIC－6HSC－G－D(LP)	26/05/12	31/05/11				26.5	フード
MIC－6HSC－G－L(CG)	26/05/12	31/05/11				26.5	フード
MIC－6HSC－G－L(LP)	26/05/12	31/05/11				26.5	フード
MIC－6HSC－G－LD(CG)	26/05/12	31/05/11				26.5	フード
MIC－6HSC－G－LD(LP)	26/05/12	31/05/11				26.5	フード
MIC－6SC－G(CG)	26/05/12	31/05/11				26.5	フード
MIC－6SC－G(LP)	26/05/12	31/05/11				26.5	フード
MIC－6SC－G－D(CG)	26/05/12	31/05/11				26.5	フード
MIC－6SC－G－D(LP)	26/05/12	31/05/11				26.5	フード
MIC－6SC－G－L(CG)	26/05/12	31/05/11				26.5	フード
MIC－6SC－G－L(LP)	26/05/12	31/05/11				26.5	フード
MIC－6SC－G－LD(CG)	26/05/12	31/05/11				26.5	フード
MIC－6SC－G－LD(LP)	26/05/12	31/05/11				26.5	フード

上方	側方	前方	後方
20	–	15	

形式名	認証年月日	有効期限	登録者名	品名	設置方法	消費量	可燃物からの離隔距離(cm)				
				(種類)	(給排気の方法)	(kW)	−	上方	側方	前方	後方
JGAMAA1	26/04/01	31/03/31	㈱中部コーポレーション	焼き物器	Bタイプ	3.49	本体周囲	−	0	−	0
JGASAA1	26/04/01	31/03/31				3.49	本体上方周囲	100	20	−	15
MDR−140	26/03/29	31/03/28	山岡金属工業㈱			2.90	本体周囲	−	0	−	0
							本体上方周囲	100	20	−	15
FGF400TPC	26/03/31	31/03/30	㈱フジマックネオ	フライヤー	Aタイプ	9.42		フード	0	−	0
FT−400NC	26/03/31	31/03/30				9.42		フード	0	−	0
FGF14NB	26/05/27	31/05/26				6.63		フード	0	−	0
FGF18NB	26/05/27	31/05/26				10.0		フード	0	−	0
FGF18NB75	26/05/27	31/05/26				10.0		フード	0	−	0
FGF21NB	26/05/27	31/05/26				13.3		フード	0	−	0
FGF21NB75	26/05/27	31/05/26				13.3		フード	0	−	0
FGF25NB	26/05/27	31/05/26				16.5		フード	0	−	0
FGFA147	26/05/27	31/05/26				7.20		フード	0	−	0
FGFA147T	26/05/27	31/05/26				7.20		フード	0	−	0
MGF−12TJ	26/03/09	31/03/08	㈱マルゼン		Cタイプ	6.40		フード	20	−	15
MGF−13FK	26/03/09	31/03/08				6.40		フード	20	−	15
MGF−13K	26/03/09	31/03/08				6.40		フード	20	−	15
MGF−13WK	26/03/09	31/03/08				12.8		フード	20	−	15
MGF−18K	26/03/09	31/03/08				8.72		フード	20	−	15
MGF−18WK	26/03/09	31/03/08				17.4		フード	20	−	15
MGF−23K	26/03/09	31/03/08				11.6		フード	20	−	15
MGF−23WK	26/03/09	31/03/08				23.3		フード	20	−	15
MGF−30K	26/03/09	31/03/08				14.5		フード	20	−	15
MGF−30WK	26/03/09	31/03/08				29.1		フード	20	−	15
MGF−40K	26/03/09	31/03/08				17.4		フード	20	−	15
MGF−C12TJ	26/03/09	31/03/08				6.40		フード	20	−	15
MGF−C13FK	26/03/09	31/03/08				6.40		フード	20	−	15
MGF−C13K	26/03/09	31/03/08				6.40		フード	20	−	15
MGF−C13WK	26/03/09	31/03/08				12.8		フード	20	−	15
MGF−C18K	26/03/09	31/03/08				8.72		フード	20	−	15
MGF−C18WK	26/03/09	31/03/08				17.4		フード	20	−	15
MGF−C23K	26/03/09	31/03/08				11.6		フード	20	−	15
MGF−C23WK	26/03/09	31/03/08				23.3		フード	20	−	15
MGF−C30K	26/03/09	31/03/08				14.5		フード	20	−	15
MGF−C30WK	26/03/09	31/03/08				29.1		フード	20	−	15
MGF−C40K	26/03/09	31/03/08				17.4		フード	20	−	15
FGBC28SFLA	26/03/31	31/03/30	㈱フジマックネオ	煮炊釜	Aタイプ	14.5		フード	0	−	0
FGTO20S−F	26/03/31	31/03/30				9.88		フード	0	−	0
GHA−10Nd	26/03/24	31/03/23	㈱中西製作所	食器洗浄機		11.3		50	0	−	0
GHA−10Nd−2	26/03/24	31/03/23				11.3		50	0	−	0
GHA−10Nd−A	26/03/24	31/03/23				11.3		50	0	−	0
GHA−10Nd−A−2	26/03/24	31/03/23				11.3		50	0	−	0
GHA−10Nd−B	26/03/24	31/03/23				11.3		50	0	−	0
GHA−10Nd−B−2	26/03/24	31/03/23				11.3		50	0	−	0
GHA−10Nd−C	26/03/24	31/03/23				11.3		50	0	−	0
GHA−10Nd−C−2	26/03/24	31/03/23				11.3		50	0	−	0
GHA−10Nd−D	26/03/24	31/03/23				11.3		50	0	−	0
GHA−10Nd−D−2	26/03/24	31/03/23				11.3		50	0	−	0
GHA−10Nd−E	26/03/24	31/03/23				11.3		50	0	−	0
GHA−10Nd−E−2	26/03/24	31/03/23				11.3		50	0	−	0
GHA−26N1	26/03/24	31/03/23				30.4		フード	0	−	0
GHA−26N1−1	26/03/24	31/03/23				30.4		フード	0	−	0
GHA−26N1−A	26/03/24	31/03/23				30.4		フード	0	−	0
GHA−26N1−B	26/03/24	31/03/23				30.4		フード	0	−	0
GHA−26N1−C	26/03/24	31/03/23				30.4		フード	0	−	0
GHA−26S	26/03/24	31/03/23				30.4		フード	0	−	0
GHA−26S−1H	26/03/24	31/03/23				30.4		フード	0	−	0
CM−4560	26/04/13	31/04/12	㈱コメットカトウ	めんゆで器	Cタイプ	9.10		フード	20	−	15
CM−6060	26/04/13	31/04/12				12.8		フード	20	−	15
M224E5	26/03/31	31/03/30	㈱アイシン	ガスヒートポンプ冷暖房機	屋外据置型	19.1					
M280E5	26/03/31	31/03/30				29.5					
M355E5	26/03/31	31/03/30				32.0					
M450F2	26/03/31	31/03/30				39.0					
HWD−7177AGC	26/04/30	31/04/29	アクア㈱	ガス衣類乾燥機	屋内据置型	12.4		−	0	−	0
HWD−7178GC	26/04/30	31/04/29				12.4		−	0	−	0
HWD−7256G	26/04/30	31/04/29				20.9		−	0	−	0
HWD−7277GC	26/04/30	31/04/29				20.9		−	0	−	0
HWD−7278GC	26/04/30	31/04/29				20.9		−	0	−	0
HWD−7347AGC	26/04/30	31/04/29				24.4		−	0	−	0
HWD−7348GC	26/04/30	31/04/29				24.4		−	0	−	0
FCS−041ACC	26/03/13	31/03/12	京セラ㈱	固体高分子形燃料電池式常用発電設備（発電出力10kW未満）	屋外据置型	0.83					
FCS−041ACD	26/03/13	31/03/12				0.83					

安全戦隊 FESCレンジャー

〈第17話〉悪質な点検商法にご注意!!

（4月に東海地方で実際に起きた事例をもとにしたフィクションです。）



悪質な訪問販売・点検業者には気を付けましょう!
住宅用火災警報器の点検は、ボタンを押したり、紐を引っ張ったりすれば誰でも簡単にできます。
交換は設置から10年を目安に検討しましょう。



ストーリーを募集中！　宛先：月刊フェスク編集室 henshu@fesc.or.jp

今月の資格講習紹介コーナー

防災管理点検資格者講習

何ができるの?

防災管理点検資格者は、消防法に定める防災管理点検報告制度における点検実施者として、一定の防火対象物について、防災管理上必要な業務その他火災以外の災害による被害の軽減のための必要な事項について総合的に点検することができます。さらに防災管理点検資格者は、防災管理業務の遂行上管理的･監督的地位にある場合、防災管理者となることができます。

誰が受けられるの?

防火対象物点検資格者として3年以上の実務の経験を有する方、防災管理者として3年以上の実務の経験を有する方、市町村の消防職員で5年以上その実務の経験を有する方又は1年以上の防災管理業務の実務経験を有する方など一定の受講資格が必要です。
※詳しくは、ホームページの「講習の手引」をご覧ください。
（講習▶各種申請書▶講習の手引）



防災管理点検資格者講習を含め、次の講習の内容、実施予定などについては、一般財団法人日本消防設備安全センターのホームページをご覧ください。

https://www.fesc.or.jp/

- 消防設備点検資格者講習
- 防火対象物点検資格者講習
- 防災管理点検資格者講習
- 自衛消防業務講習
- 可搬消防ポンプ等整備資格者講習
- 各種講習実施予定

月刊フェスク 9月号 No.539　令和8（2026）年8月25日（毎月25日発行）

発行人　鈴木　康幸
発行所　一般財団法人日本消防設備安全センター
〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-9-16 日本消防会館10階
TEL.03-5422-1491　FAX.03-5422-1583
問い合わせ先一覧 https://www.fesc.or.jp/09/index2.html

大阪支所
〒542-0081 大阪市中央区南船場3-11-18 OsakaMetro心斎橋ビル10階
TEL.06-6244-2433　FAX.06-6244-2435

名古屋事務所
〒460-0008 名古屋市中区栄1-23-13 伏見ライフプラザ14階
TEL.052-218-5075　FAX.052-223-0129

制作･編集　大和企画印刷株式会社